

第 2 期横浜市教育振興基本計画 原案 概要

1 「横浜教育ビジョン」に基づく横浜が目指す教育の姿

教育の目指すべき姿を描いた「横浜教育ビジョン」の理念に基づき、具体的な教育施策や取組をまとめた「第 2 期横浜市教育振興基本計画」（教育基本法第 17 条第 2 項に定める計画）を策定します。

（計画期間：平成 26 年度から平成 30 年度）

「横浜教育ビジョン」が目指す“横浜の子ども”

3つの基本（知・徳・体）

【知】 確かな学力

基礎・基本の定着とともに、それまでに学んだことを活用して課題を解決する力や自ら進んで学習する態度を身に付けます

【徳】 豊かな心

豊かな体験を通して感動する心を大切にするとともに、礼儀や規律を重んじ、相手の人格や生命を尊重して行動します

【体】 健やかな体

健康で安全な生活を心がけるとともに、運動に親しみ、自らの健やかな体をつくります

2つの横浜らしさ（公・開）

【公】 公共心と社会参画意識

横浜を愛し、公共の精神を尊び、積極的に社会に関わり、貢献します

【開】 国際社会に寄与する開かれた心

横浜の歴史や伝統・文化を尊重する姿勢と国際社会で活躍できる力を身に付けます

2 計画策定の視点

【新たな視点】

- ① 「世界での活躍を実現する教育」（進展する社会のグローバル化への対応）
- ② 「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」（絆づくりを大切に、地域と連携した学校運営）
- ③ 「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組」（スポーツへの興味関心、自らの歴史・文化及び異文化の理解、グローバル人材の育成等）
- ④ 「教職員の負担軽減」（教員が教育活動に専念できるようにするための環境づくり）
- ⑤ 「県費負担教職員の市費移管への対応」（実情に応じたより主体的な教職員配置の工夫）

【引き続き重視する視点】

- ① 「たくましく生き抜く力を育む教育」（自立した個人として生きていくための力の育成）
- ② 「社会を担う者としての資質を育む教育」（将来に夢や希望、目標を持てる子どもの育成）
- ③ 「学びのセーフティネットの構築」（学校をはじめとした関係機関の連携による全ての子どもへの学習機会の確保）
- ④ 「学び続ける教員の育成」（経験の浅い教員の育成や、民間企業や海外への研修派遣）
- ⑤ 「学校の組織力の向上」（家庭、地域や関係機関の協力を得た、学校の自主的・自律的な運営）
- ⑥ 「安全・安心な教育環境の整備」（地域の実情に合わせた学校の統合・新設や学校施設の長寿命化等）

3 今後5か年で重点的に取り組む施策

目標1 「知」「徳」「体」「公」「開」で示す“横浜の子ども”を育みます

【現状と課題】

- (1) 一人ひとりの自立に向けた基礎学力・基礎体力の向上
 - 基礎・基本問題の更なる習得
 - 自己肯定感や規範意識及び体力を高めるための取組
 - 「知」「徳」「体」に関するデータの保護者や地域との共有及び相互の連携
 - 「小中一貫教育推進ブロック」に応じた支援
 - いじめ解消への対応、地域ぐるみでのいじめの未然防止
 - 中学校昼食の更なる充実
 - 多様化する教育ニーズに合わせた、関係機関との連携や学習支援
 - 時代や市民ニーズに対応した高校教育の充実
- (2) 地域・社会と関わる体験の充実
 - 豊かな体験を通じた学習の推進
 - 発達の段階に応じたキャリア教育の推進
 - 地域と連携した防災教育の更なる推進
- (3) 将来の社会で活躍できる人材の育成
 - 横浜の歴史や異文化の理解
 - 国際共通語としての英語の習得
 - ICT教育の推進と環境整備

施策1 横浜らしい教育の推進

施策の方針

- 学力向上や児童生徒指導の充実のための、横浜型小中一貫教育の一層の推進
- 横浜を愛し、公共の精神を尊び、積極的に社会に関わり貢献しようとする態度の育成
- 横浜の歴史や伝統・文化を尊重し、国際社会で活躍するためのコミュニケーション能力等の育成

重点取組

(主な取組事業)

- | | |
|---------------------|-------------------------------|
| 1 横浜型小中一貫教育の推進 | ○小中一貫カリキュラムの運営・改善と学力の向上 |
| 2 豊かな体験を通じた学習の推進 | ○発達の段階に応じたキャリア教育の推進 |
| 3 家庭・地域と連携した防災教育の推進 | ○「自助」「共助」に基づく防災教育の推進 |
| 4 国際社会で活躍できる人材の育成 | ○国際社会で活躍するためのコミュニケーション能力の育成 |
| 5 先進的なICT教育の推進 | ○ICT活用能力の育成
○ICT活用のための環境整備 |

施策2 確かな学力の向上

施策の方針

- 「横浜市子ども学力向上プログラム」に基づく問題解決的な学習の推進による、基礎・基本の定着・学んだことを活用し考え表現する力・自ら進んで学習する態度の育成
- 「横浜市学力・学習状況調査」の結果を踏まえた、保護者や地域と連携した学力向上の取組推進

重点取組

(主な取組事業)

- | | |
|--------------------------------------|----------------------------------|
| 1 基礎的・基本的な知識・技能の習得を目指した学習の推進と学習習慣の定着 | ○一人ひとりに応じた学習の充実と基礎的・基本的な知識・技能の習得 |
| 2 考える力を育むための授業改善の推進 | ○問題解決的な学習を通じた考える力の育成 |
| 3 「横浜市学力・学習状況調査」の活用による学力の向上 | ○保護者や地域の理解と協力による学力向上の取組 |

施策3 豊かな心の育成

施策の方針

- 『豊かな心の育成』推進プログラムに基づき、礼儀や規律を重んじ、人格や生命を尊重して行動する力を育成
- 実生活との関連を重視した道徳教育の充実
- いじめ根絶と登校支援に取り組み、だれもが安心して豊かに過ごせる学校づくりの推進
- 文化芸術体験を通じた豊かな感性や情操の醸成

重点取組

(主な取組事業)

- 1 実生活に生きる道徳教育の充実
 - 「道徳の時間」の充実
 - 互いの関わりを大切にしたい集団活動の充実
- 2 人権教育の推進
 - 子どもの人権を尊重した学校づくり
- 3 いじめ根絶、登校支援に向けた取組
 - いじめ根絶に向けた取組
- 4 文化芸術の体験を通じた豊かな感性や情操の醸成
 - 文化芸術体験の場の充実

施策4 健やかな体の育成

施策の方針

- 「横浜市子どもの体力向上プログラム」に基づいた運動に親しむ子どもの育成
- 体力・運動能力調査を活用した保護者や地域と連携した体力向上の取組推進
- 食育の推進による健康な体をつくる子どもの育成
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした、運動意欲の向上や運動機会の拡充

重点取組

(主な取組事業)

- 1 PDCA サイクルによる「体育・健康プラン」の運営改善
 - 客観的なデータ活用の推進と改善
 - 家庭・地域等との連携
- 2 食育の推進などによる健康な体づくり
 - 中学校昼食の充実
- 3 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組
 - オリンピック・パラリンピック出場経験者等との交流を通じた運動意欲の向上
 - スポーツマネジメント人材の育成

施策5 特別なニーズに対応した教育の推進

施策の方針

- 特別な支援が必要な子どもの状況に応じた指導・支援のための、研修や校内指導体制の充実
- 通学区の見直しによる特別支援学校の再編整備
- 日本語指導が必要な子どものニーズに合わせた教育による、学校生活へ適応する力と学習に必要な力の育成

重点取組

(主な取組事業)

- 1 特別支援教育推進のための指導体制の充実
 - 教育と福祉の連携等による切れ目のない支援
 - 特別支援学校におけるICT機器の活用
- 2 特別支援学校の再編整備
 - 通学区の見直しによる教育環境の充実
- 3 日本語指導が必要な児童生徒への支援
 - 関係機関との連携による支援の充実

施策6 魅力ある高校教育の推進

施策の方針

- 多様な文化・価値観への理解増進、世界的視野や問題解決能力等の養成、英語力の強化による国際社会で活躍できる人材の育成
- 市立高校への市民の信頼と期待に応えるための、特色ある高校づくりの推進
- 次代を担う人材の育成や生徒一人ひとりの能力を伸ばす教育の実践

重点取組

(主な取組事業)

- 1 次代を担うグローバル人材の育成
 - 海外留学・海外大学進学等の支援
 - グローバル化に対応した教育を牽引する学校の指定
- 2 特色ある高校づくり
 - 中高一貫教育の推進
 - 市立高校の中長期的な検討
- 3 生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばす教育の充実
 - 進路希望実現のための取組

目標2 尊敬される教師

誇りや使命感に満ちた信頼される教職員を確保・育成します

【現状と課題】

- (1) 実践力を備えた教職員の確保・育成
 - 実践力や専門性を備えた教員の確保や育成
 - 即戦力となる教員を養成するための大学等との連携
 - 各学校現場でのOJT等による研修の充実
- (2) 学び続ける教員の支援
 - 教員のコミュニケーション能力やマネジメント能力の育成
 - 教員の資質・能力の向上のための大学や企業、海外における学びの機会の活用

施策7 優れた人材の確保

施策の方針

- 「教師」としての使命感や情熱、実践的指導力等の資質・能力を有する人材の確保
- 即戦力となる優れた人材の確保を目指した大学との連携推進

重点取組

- | | |
|-------------------|-----------------------------|
| | (主な取組事業) |
| 1 優れた教職員の確保策の展開 | ○採用方法の工夫
○多様な働き方や採用形態の推進 |
| 2 大学と連携した教員の養成・確保 | ○学校現場での体験の充実 |

施策8 教師力の向上

施策の方針

- メンターチーム等を活用したOJTや、研修と研究の効果的な実施による、授業力・教師力の向上
- 学び続ける教員の支援に向けた大学や民間企業との連携

重点取組

- | | |
|-------------------------|---------------------------------|
| | (主な取組事業) |
| 1 教師力向上のための研究・研修の仕組みづくり | ○経験の浅い教員への支援
○総合的な研究・研修体制の整備 |
| 2 大学や民間企業と連携した教員の学びの支援 | ○グローバルな視点を持った教員の育成 |
| 3 教職員の心の健康の維持・向上 | ○メンタルヘルスの予防・早期発見・早期対応 |

目標3 信頼される学校

学校の組織力を高め、信頼される学校を目指します

【現状と課題】

- (1) 学校の組織力向上の推進
 - 積極的な学校情報の発信や保護者・地域の協力を得た学校運営
 - 育児休業取得者や退職者の増加に迅速に対応する任用制度の検討
 - 学校現場での仕事の仕方の見直し、体制の充実や職場環境の改善
 - 県費負担教職員の給与負担等の横浜市への移管に向けた着実な準備
 - 児童生徒や学校・地域の実情に応じた教職員配置の工夫
- (2) 学校教育事務所による支援の見直し
 - 迅速できめ細かな教育活動支援の実施
 - 教職員の授業力向上と人材育成支援のための取組
 - 学校教育事務所と関係機関の連携強化

施策9 チーム力を活かした学校運営の推進

施策の方針

- 校長等のマネジメント力の向上や情報発信による、組織的な学校運営の推進
- きめ細かな指導・支援のための体制の充実や働きやすい職場環境の整備などを図り、教職員の負担を軽減
- 県費負担教職員の市費移管を行うための制度設計や移管後の教職員配置等の工夫

重点取組

(主な取組事業)

- 1 校長、副校長のマネジメント力の向上 ———— ○自主的・自律的な学校運営のためのマネジメント力の向上
- 2 学校の情報発信による保護者や地域の理解促進 — ○家庭・地域と連携した学校運営につながる積極的な情報発信
- 3 教職員の負担軽減に向けた取組 ————
 - 職員体制の充実によるきめ細かな学習指導や児童生徒支援の実施
 - 仕事の仕方の見直しと教職員が働きやすい職場環境の整備
- 4 県費負担教職員の市費移管への対応 ———— ○県費負担教職員の市費移管に伴う制度設計や教職員配置等の工夫

施策10 学校教育事務所の機能強化による学校支援

施策の方針

- 自主的・自律的な学校運営を支援するための、学校教育事務所の機能強化

重点取組

(主な取組事業)

- 自主的・自律的な学校運営のための支援 ————
 - 学校教育事務所への権限移譲と機能強化
 - 適確、迅速、きめ細かな教育活動支援・指導

目標4 家庭・地域・学校が連携し、子どもの成長を支えます

【現状と課題】

- (1) 家庭・地域・学校が連携した学校運営の推進
 - 子どもの地域での活躍や地域人材を活かした学校運営の推進
- (2) 困難を抱える児童生徒への支援や学習機会の確保
 - 所得や家庭環境などによって生じる格差に対応する、学校と関係機関が連携した学習支援の充実
 - 学校・区役所・児童相談所等の関係機関が連携した子どもたちへの切れ目のない支援

施策11 子どもの成長を社会全体で支える体制づくり

施策の方針

- 地域で子どもが豊かに成長するための地域と学校が貢献し合う関係の構築
- 全ての子どもを支えるための、学校や家庭、区役所、警察等の関係機関の協力・連携

重点取組

(主な取組事業)

- 1 地域の人材を活かした学校運営の推進 ———— ○学校運営協議会を中心とした学校と地域の連携推進
- 2 児童生徒の地域活動への参加促進 ———— ○地域活動への参加や奉仕活動の推進
- 3 家庭の教育力向上のための支援 ———— ○保護者が家庭教育を学び、相談する場の充実
- 4 区役所や児童相談所、療育センター、警察や関係機関との連携による児童生徒支援 ————
 - 児童虐待等の早期発見・早期対応のための切れ目のない支援
 - 区役所における学齢期への対応の強化

目標5 子どもの教育環境を整備するとともに、市民の学習活動を支援します

【現状と課題】

- (1) 児童生徒の安全の確保とより良い教育環境の構築
 - 学校の的確な防災対策と計画的な保全
 - 地域の実情に応じた学校の新設・統合による子どもの適切な教育環境の確保
 - 特別教室の暑さ対策やトイレの洋式化の推進
- (2) ニーズに応じた生涯学習の推進
 - 地域の特性に合わせた読書活動の推進や市民のニーズに応じた市立図書館のサービスの充実
 - 市内に残る文化財の積極的な保存・公開や身近な教材としての活用の推進

施策12 教育環境の整備

施策の方針

- 子どもの安全・安心の確保とより良い教育環境の整備の推進
- 地域の実情に応じた学校規模の適正化の推進

重点取組

- | | |
|-----------------|---------------------------------|
| | (主な取組事業) |
| 1 安全で安心な教育環境の整備 | ○計画的な保全と建て替えの検討
○より良い教育環境の整備 |
| 2 学校規模の適正化 | ○学校の新設・統合や通学区域調整による学校規模の適正化 |

施策13 市民の学習活動の支援

施策の方針

- 区役所・図書館・学校の連携による、地域全体での読書活動の推進
- レファレンス機能の強化と利便性向上による図書館サービスの充実
- 横浜らしい文化財の保存・活用による横浜の歴史を学習する場の充実

重点取組

- | | |
|--------------------|-----------------------------|
| | (主な取組事業) |
| 1 地域の特性に応じた読書活動の推進 | ○「横浜市民読書活動推進計画」に基づいた読書活動の推進 |
| 2 図書館サービスの充実 | ○図書館運営の効率化と利便性向上 |
| 3 横浜の歴史に関する学習の場の充実 | ○歴史学習の機会の充実 |

4 5年後の達成目標（“横浜の子ども”の姿に関連する目標を抜粋）

対象	目標	直近の現状値 (25年度)	目標値 (30年度)
小・中学校	①中学校卒業段階で実用英語技能検定3級相当以上の生徒の割合	26年度から 順次実施	40.0%以上
	②将来の夢や目標を持っている生徒の割合（中学校）	71.8%	75.0%以上
	③全国学力・学習状況調査での全国平均との比較（小6・中3）	全国を2ポイント 上回る	全国を3ポイント 以上上回る
	④「自分には良いところがある」と答える子どもの割合	小：73.1% 中：63.2%	小：75.0%以上 中：65.0%以上
	⑤ 運動やスポーツを「週3日以上する」と答える子どもの割合（小学校） 運動やスポーツを「しない」と答える子どもの割合（中学校）	33.4% 11.0%	40.0%以上 9.0%以下
特別支援 学校	⑥「卒業後を見通した学習が行われている」と答える保護者の割合	84.0%	95.0%以上
高校	⑦全日制高校2年生終了段階で実用英語技能検定2級から準1級相当以上の生徒の割合	26年度から 実施	50.0%以上

第 2 期

横浜市教育振興基本計画 原案

平成 26 年 11 月
横浜市教育委員会

目 次

第1章 「第2期横浜市教育振興基本計画」について

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 市長部局等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 「第2期横浜市教育振興基本計画」の目指すもの

- 1 「横浜教育ビジョン」に基づく横浜が目指す教育の姿・・・・・・・・ 5
- 2 計画策定の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 今後5か年で重点的に取り組む施策

- 1 5つの目標と13の施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0
 - (1) 目標1 「知」「徳」「体」「公」「開」で示す“横浜の子ども”を育みます・・ 1 2
 - 施策1 横浜らしい教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
 - 施策2 確かな学力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6
 - 施策3 豊かな心の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4
 - 施策4 健やかな体の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 2
 - 施策5 特別なニーズに対応した教育の推進・・・・・・・・・・・・ 5 0
 - 施策6 魅力ある高校教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 8
 - (2) 目標2 誇りや使命感に満ちた信頼される教職員を確保・育成します・・ 6 6
 - 施策7 優れた人材の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 7
 - 施策8 教師力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 2
 - (3) 目標3 学校の組織力を高め、信頼される学校を目指します・・ 7 8
 - 施策9 チーム力を活かした学校運営の推進・・・・・・・・・・・・ 7 9
 - 施策10 学校教育事務所の機能強化による学校支援・・・・・・ 8 7
 - (4) 目標4 家庭・地域・学校が連携し、子どもの成長を支えます・・ 9 2
 - 施策11 子どもの成長を社会全体で支える体制づくり・・・・・・ 9 3
 - (5) 目標5 子どもの教育環境を整備するとともに、市民の学習活動を支援します 1 0 1
 - 施策12 教育環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0 2
 - 施策13 市民の学習活動の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0 7
- 2 各施策における達成目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1 3
- 3 計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1 4

資料編

- 1 教育基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1 6
- 2 基礎データ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1 8
- 3 コラム・事業解説一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 0
- 4 データ・参考資料索引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 1
- 5 パブリックコメントの結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 2
- 6 横浜市中期4か年計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 4
- 7 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 6

第1章

「第2期横浜市教育振興基本計画」について

第1章 「第2期横浜市教育振興基本計画」について

1 計画策定の趣旨

(1) 「横浜教育ビジョン」について

横浜市教育委員会では、教育基本法改正に先立って、平成18年10月に、おおむね10年を展望し、横浜の教育の目指すべき姿を描いた「横浜教育ビジョン」を策定しました。

「横浜教育ビジョン」は、「横浜市基本構想（長期ビジョン）」の都市像の実現に向け、「教育」が果たしている普遍的な役割に加え、横浜が目指す「人づくり」の観点から、“横浜の子ども”を育む上で大切にすべき3つの基本「知・徳・体」と2つの横浜らしさ「公・開」などを示しました。

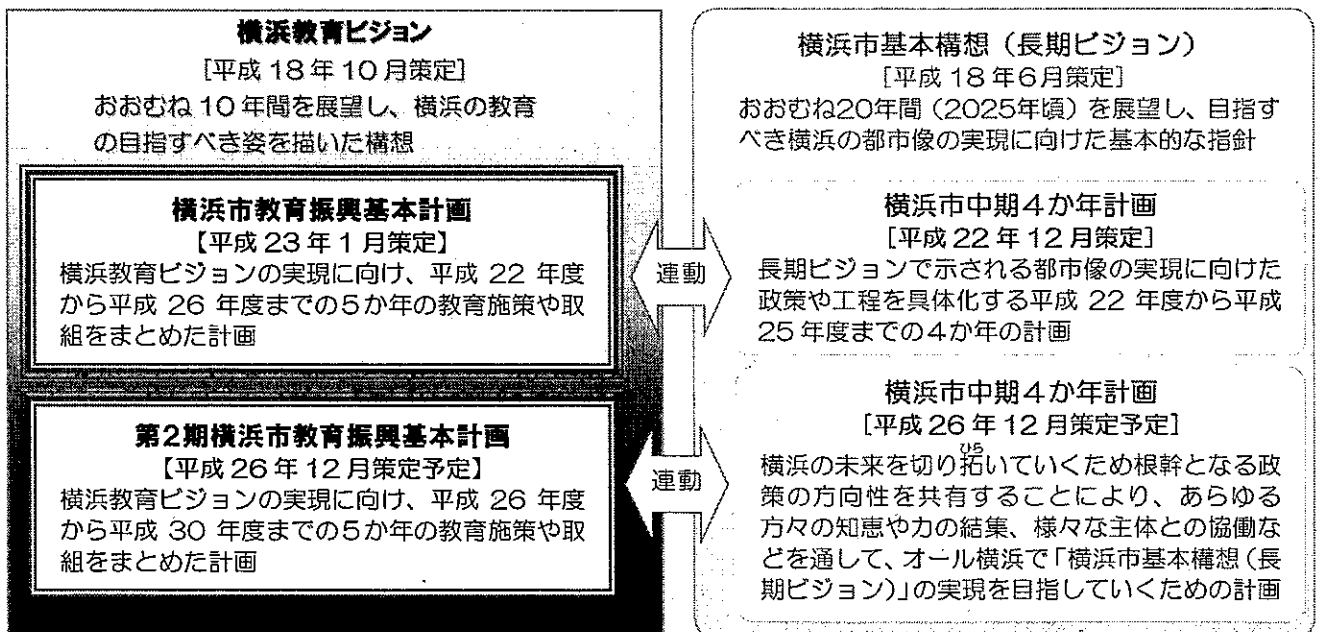
(2) 本計画の位置付け

国において、平成18年12月に改正された教育基本法第17条第1項で、政府が国の教育の振興に係る基本的な計画を定めることが規定されました。これを受けて、平成20年7月には「教育振興基本計画」が策定されました。また、同条第2項において、「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」とされました。

本市では、同項の規定に基づき、改正教育基本法の理念や国の「教育振興基本計画」を踏まえ、「横浜市中期4か年計画」とも連動を図りながら、「横浜教育ビジョン」の実現に向け、平成22年度からの5年間の計画として「横浜市教育振興基本計画」を策定しました。

「第2期横浜市教育振興基本計画」は、国において平成25年6月に第2期の「教育振興基本計画」が閣議決定されたことや、「横浜市中期4か年計画」が平成26年度からの計画であることから、計画期間を平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

■ 「横浜市教育振興基本計画」の位置づけ

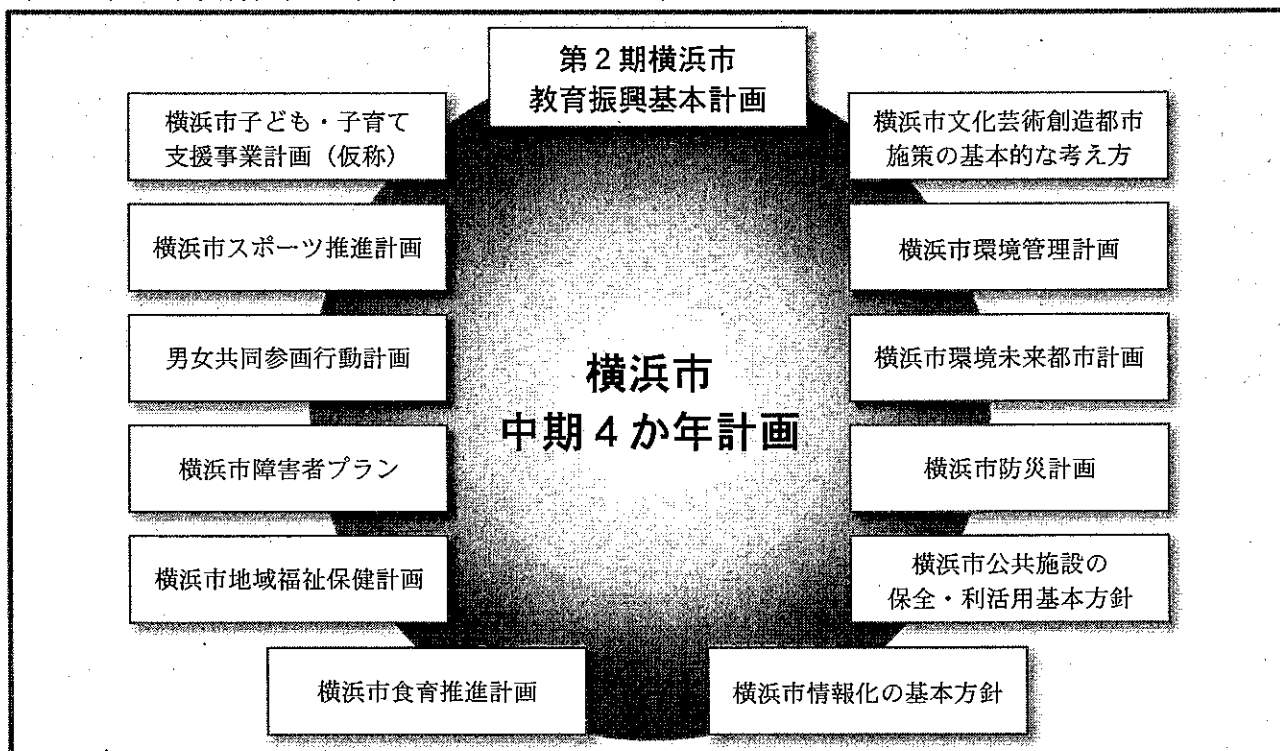


2 市長部局等との連携

(1) 本市が策定した他の計画等との関係

「第2期横浜市教育振興基本計画」の策定に当たっては、「横浜市中期4か年計画」以外にも、子育てや福祉、スポーツ、芸術等、本市で既に策定されている他の計画と深く関連する部分があり、それらの計画を尊重しつつ、整合を図りました。

[第2期横浜市教育振興基本計画と関連する主な計画等]



横浜市子ども・子育て支援事業計画(仮称)

○子ども・子育て支援の総合的な推進、青少年の健全育成、若者の自立支援など

横浜市スポーツ推進計画

○子どもの体力向上に向けた取組の推進など

男女共同参画行動計画

○男女平等や自立・職業意識を育む教育の推進など

横浜市障害者プラン

○障害児支援の体制強化など

横浜市地域福祉保健計画

○次世代(小中学生)を対象とした地域理解の啓発と地域への愛着の醸成、福祉教育の実施など

横浜市食育推進計画

○食育の推進など

横浜市文化芸術創造都市施策の基本的な考え方

○子どもの文化芸術活動体験の充実など

横浜市環境管理計画

○環境教育の推進など

横浜市環境未来都市計画

○横浜らしい教育による人材育成など

横浜市防災計画

○学校防災教育の推進、学校施設の耐震化など

横浜市公共施設の保全・利活用基本方針

○学校建築物の保全など

横浜市情報化の基本方針

○ICT教育の推進など

(2) 市長部局及び関係者との連携・協力

子どもを取り巻く課題は多様かつ複合的になっており、未来を担う子どもを育成するためには、学校や教育委員会だけではなく、社会全体で子どもの成長を支えていく必要があります。

そのためにも、区役所や関係する市長部局と協力し、未就学期から学齢期、教育と福祉の連携を図るなど、子どもへの切れ目のない支援を行います。

また、行政だけではなく、家庭や地域の皆様をはじめとして、教育関係者やボランティアの方々、企業や大学などと連携・協力し、教育の充実を目指します。

第2章

「第2期横浜市教育振興基本計画」の目指すもの

第2章 「第2期横浜市教育振興基本計画」の目指すもの

1 「横浜教育ビジョン」に基づく横浜が目指す教育の姿

教育の使命

「横浜教育ビジョン」では教育の使命としての基本理念を示しています。

- 子どもの確かな学力と豊かな心、健やかな体を育むことで、人格の完成を目指し、社会を担う者としての資質を身に付けた「市民」を育成すること。
- 先人が築き上げたものを大切にしつつ新たな挑戦をしていく姿勢、自らが幸せに生きるとともに他者の幸せにも寄与しようとする姿勢を育むこと。

「横浜教育ビジョン」が目指す“横浜の子ども”

3つの基本(知・徳・体)

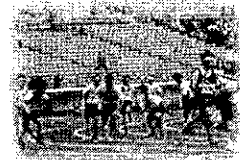


【知】 確かな学力

基礎・基本の定着とともに、それまでに学んだことを活用して課題を解決する力や自ら進んで学習する態度を身に付けます

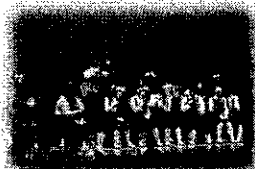
【徳】 豊かな心

豊かな体験を通して感動する心を大切にするとともに、礼儀や規律を重んじ、人格や生命を尊重して行動します



【体】 健やかな体

健康で安全な生活を心がけるとともに、運動に親しみ、自らの健やかな体をつくりま



2つの横浜らしさ(公・開)



【公】 公共心と 社会参画意識

横浜を愛し、公共の精神を尊び、積極的に社会に関わり、貢献します



【開】 国際社会に寄与する 開かれた心

横浜の歴史や伝統・文化を尊重する姿勢と国際社会で活躍できる力を身に付けます

2 計画策定の視点

「第2期横浜市教育振興基本計画」を策定するに当たっては、「横浜教育ビジョン」の実現とあわせて、社会状況の変化や本市の目指す方向性、業務の負担軽減の取組などに対応した今の時代に特に求められる視点を取り入れました。

新たな視点

世界での活躍を実現する教育

進展する社会のグローバル化に対応するために、自らの文化を学び、理解することを通してアイデンティティを確立し、文化や価値観が異なる中で違いを認め合い自らを表現することができる能力を育成します。また、確かなコミュニケーション能力の向上のための英語教育を充実させます。

- 【具体的な事業例】
- 小中学校における実用英語技能検定等の外部指標の活用
 - 市立高校生を対象とした「海外大学進学支援プログラム」の実施 等

絆づくりと活力あるコミュニティの形成

東日本大震災により大切さが再確認された絆づくりや「自助」、「共助」に基づく防災教育を実施します。また、世代や立場などが異なる様々な人が集まる地域の理解と協力を得て学校運営に取り組むとともに、学校が積極的に地域と連携することにより、地域コミュニティを活性化する相互関係を作ります。

- 【具体的な事業例】
- 家庭・地域と連携した防災訓練の実施
 - 児童生徒による地域行事や奉仕活動等への参加 等

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、国際都市横浜ならではのグローバルな人材の育成やスポーツを楽しむ仕組みづくり、自らの歴史、文化を理解するとともに異文化への理解を深める教育を行うなど、未来を担う子どもに教育としてのレガシー（遺産）を残していきます。

- 【具体的な事業例】
- オリンピック・パラリンピアン等の招へいによる児童生徒との交流
 - 歴史講座の開催による横浜の歴史学習の推進や異文化交流の推進 等

教職員の負担軽減、県費負担教職員の市費移管への対応

教職員の負担を軽減し、働きやすい職場づくりを進めることで、子どもと向き合う時間を確保できるようにするために、教育委員会事務局と学校が互いに仕事の仕方の改善に取り組みます。また、県費負担教職員の市費移管の機会を捉え、学校の状況に合わせた教職員の配置の工夫や、円滑な移管のための制度設計を行います。

- 【具体的な事業例】
- 教職員が働きやすい職場づくりの取組
 - 市費移管に向けた教職員の勤務条件等の制度設計 等

引き続き重視する視点

たくましく生き抜く力を育む教育

児童生徒が自立した個人としてたくましく生き抜くための力を育成し、学校教育への期待に応えるために、3つの基本（【知】（確かな学力）、【徳】（豊かな心）、【体】（健やかな体））の調和がとれた“横浜の子ども”の姿を目指し、確かな目標設定を行い授業の質を向上させます。

- 【具体的な事業例】
- 「横浜市学力・学習状況調査」や体力・運動能力調査の結果の共有による家庭と連携した学力・体力の向上
 - 道徳の実践の場としての特別活動の充実 等

社会を担う者としての資質を育む教育

社会に出て役割を果たすことができる子どもを育てるために、地域との関わりや様々な職業を体験する機会を設け、働くことの意義や尊さを理解し、将来に夢や希望、目標を持てる子どもを育むキャリア教育を推進します。

- 【具体的な事業例】
- 中学校における職業体験プログラムの実施
 - 「横浜マイスター」による出前授業 等

学びのセーフティネットの構築

家庭の経済状況や家庭環境等による子どもの学力や進学機会の格差の拡大への対応や、増加する発達障害など特別な支援を必要とする児童生徒や日本語指導が必要な外国籍等の児童生徒などへの支援が求められています。全ての児童生徒に学習の機会を確保するために、学校や区役所、NP法人などの関係機関が連携する仕組み・体制を作ります。

- 【具体的な事業例】
- 区役所が行う「寄り添い型学習等支援事業」の学校への紹介
 - 幼保小連携による特別支援教育に関する情報の共有
 - 多言語による学校生活紹介ビデオの作成・活用 等

学び続ける教員の育成

大量退職・大量採用により、本市での経験年数が10年までの教員が全体の約5割という現状を踏まえ、大学時代から教育現場を体験できる機会の拡大や、教員が大学で学ぶ機会を設けるなど、大学との連携を推進します。また、学校現場で学ぶOJT等の強化や、マネジメント力向上などのための民間企業への派遣、グローバルな視点を持つための海外研修なども進めます。

- 【具体的な事業例】
- 大学と教育委員会との連携のための「大学連携・協働協議会」の開催
 - 教員の大学派遣、企業派遣、海外派遣の実施 等

学校の組織力の向上

小・中・高・特別支援学校を合わせて500を超える学校を抱える大都市横浜では、児童生徒の状況や地域の教育資源の状況などに合わせた学校運営が不可欠です。家庭や地域、関係機関の協力を受けながら、学校が自主的・自律的に運営できるよう支援します。

- 【具体的な事業例】
- 「中期学校経営方針」に基づいた学校評価の充実と学校経営の推進
 - 方面別「学校運営サポート事業」「学校自主企画事業」の充実 等

安全・安心な教育環境の整備

本市では、地域によって子どもの急増や減少の傾向が異なることから、各地域の実情に即した学校の統合や新設による対応が求められています。また、学校施設の計画的な保全や耐震化の推進、老朽化している施設の長寿命化等の取組など、児童生徒が安全で安心に学ぶことができる教育環境の整備を進めます。

- 【具体的な事業例】
- 学校の特別教室への空調設備の設置
 - 防災ヘルメットの配備・児童生徒を学校に留め置くための飲食料等の配備 等

第3章

今後5か年で重点的に取り組む施策

- 各施策の重点取組及び取組事業の★印は、「新規」「拡充」の項目です。
- 「学校（学校教育事務所、教育委員会事務局）が取り組む事業」としてまとめた表中の※印は、巻末に用語解説を掲載している項目です。

第3章 今後5か年で重点的に取り組む施策

1 5つの目標と13の施策

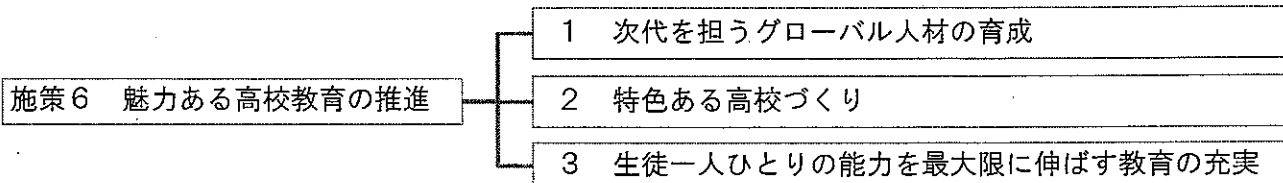
「第2期横浜市教育振興基本計画」では、「横浜教育ビジョン」の理念に基づいて定めた「5つの目標」を継続します。目標ごとの現状と課題及び策定の視点を踏まえ、13の施策を策定します。

5つの目標

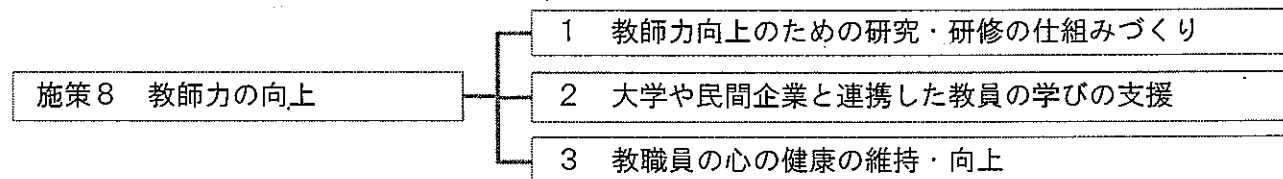
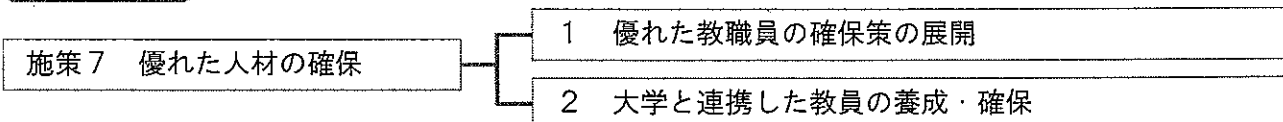
- 目標1 「知」「徳」「体」「公」「開」で示す“横浜の子ども”を育みます
- 目標2 誇りや使命感に満ちた信頼される教職員を確保・育成します
- 目標3 学校の組織力を高め、信頼される学校を目指します
- 目標4 家庭・地域・学校が連携し、子どもの成長を支えます
- 目標5 子どもの教育環境を整備するとともに、市民の学習活動を支援します

目標1

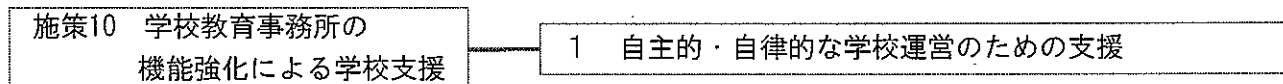
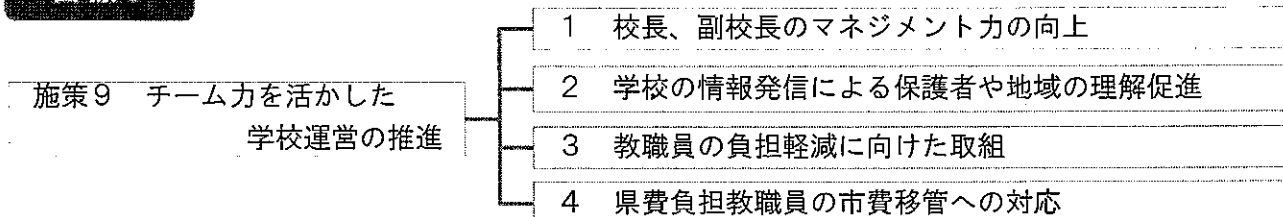




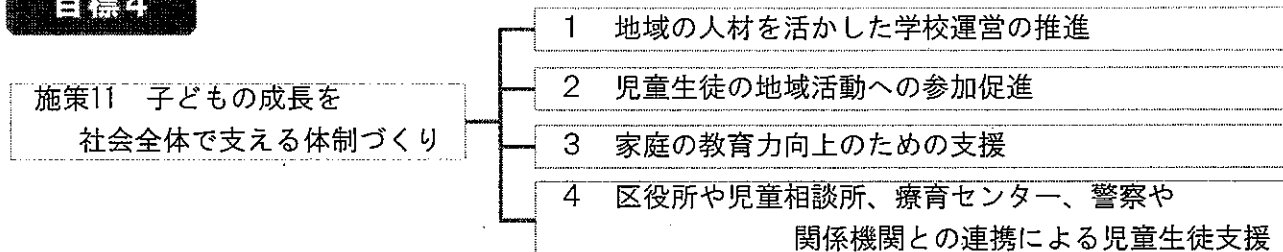
目標2



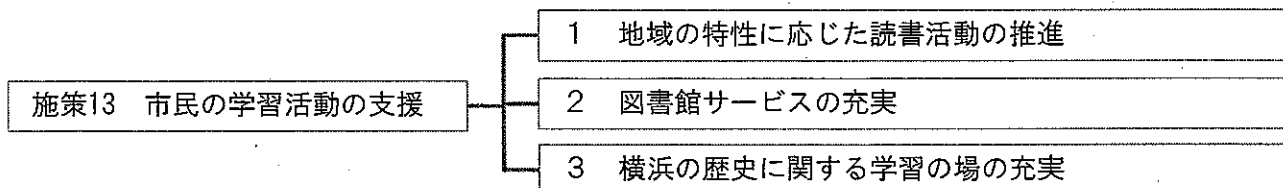
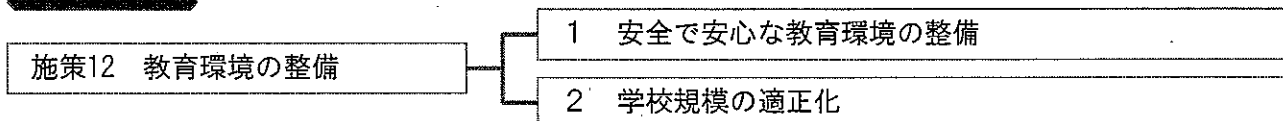
目標3



目標4



目標5



目標1

子ども

「知」「徳」「体」「公」「開」で示す
“横浜の子ども”を育みます

施策1 横浜らしい教育の推進

施策4 健やかな体の育成

施策2 確かな学力の向上

施策5 特別なニーズに対応した
教育の推進

施策3 豊かな心の育成

施策6 魅力ある高校教育の推進

現状と課題

●一人ひとりの自立に向けた基礎学力・基礎体力の向上

- 「平成25年度全国学力・学習状況調査」では、基礎問題（1.3ポイント）、活用問題（2.6ポイント）ともに全国平均を上回る結果となっています。今後は、基礎問題で更に全国平均を上回るよう、基礎・基本の習得に力を入れる必要があります。
- 自己肯定感や規範意識が全国に比べて低い状況にあるため、他者との関わりを充実することで、自分を大切にできる心や主体的に社会を良くしようとする心を育む必要があります。
- 体力が全国と比べて低く、運動やスポーツをほとんどしない児童生徒がどの学年にも一定程度いることから、運動意欲を高め、運動習慣を身に付けさせることが必要です。
- 学力・体力や豊かな心に関する客観的な調査結果等のデータを保護者や地域と共有し、連携して取組を進める必要があります。
- 「横浜型小中一貫教育^(※1)」を推進してきた結果、中学進学時の不安感の減少等に一定の成果が見られますが、「小中一貫教育推進ブロック^(※2)」における取組に差が生じているため、ブロックに応じた支援が必要です。
- 小学校への「児童支援専任教諭^(※3)」の配置など、いじめ問題について全校での取組を進めてきた結果、いじめの認知件数が増加し、解消率は上昇しています。今後は、いじめのない子ども社会の実現に向けて、地域ぐるみでいじめの未然防止に取り組む必要があります。

(※1) 義務教育9年間の連続性のあるカリキュラムに基づき、学力向上と児童生徒指導上の課題解決を図るための教育

(※2) 中学校区を基本として設置する、「横浜型小中一貫教育」を進める基本的な単位（26年度142ブロック）

(※3) いじめや不登校、発達障害等の課題に対応するため、児童指導の学校内での中心的役割や関係機関及び地域との連携窓口を担う小学校教諭（「特別支援教育コーディネーター」を兼務）

- 中学校の昼食については、家庭弁当を基本とし、弁当を持参できない場合には業者弁当等を購入できるようにしましたが、更なる昼食の充実が求められています。
- 特別支援教育や日本語指導が必要な児童生徒が増加し、教育ニーズも多様化していることから、関係機関との連携やニーズに合わせた学習支援を行っていくことが求められています。
- グローバル化に対応した教育の充実や、生徒一人ひとりが社会の中で自立する力の育成など、時代や市民ニーズに対応した高校教育が一層求められています。

●地域・社会と関わる体験の充実

- 子どもが地域や社会で人と関わりを持ったり、自然に触れたりする機会が減少し、生活の中で問題を発見し解決する経験を積むことが難しくなっていることから、豊かな体験を通じた学習を推進していく必要があります。
- 将来の夢や目標を持たない子どもが一定数いることから、発達の段階に応じたキャリア教育^(注4)の推進が求められています。
- 震災に備え、学校を中心に防災対策、防災教育に取り組んできましたが、地域と連携した防災体制の構築が十分でないため、「自助」、「共助」の推進に向けた取組が求められています。

●将来の社会で活躍できる人材の育成

- グローバル化が進展する中で、横浜の歴史や異文化を理解し、国際共通語としての英語を活用しながら多様な国の人たちとコミュニケーションをとり、問題解決を進められる力を身に付けることが求められています。
- 高度情報化の進展に対応し、ICT^(注5)を活用することにより学習効果を高められるような、ICT教育の推進やそのための環境整備を行う必要があります。

(注4) 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための教育

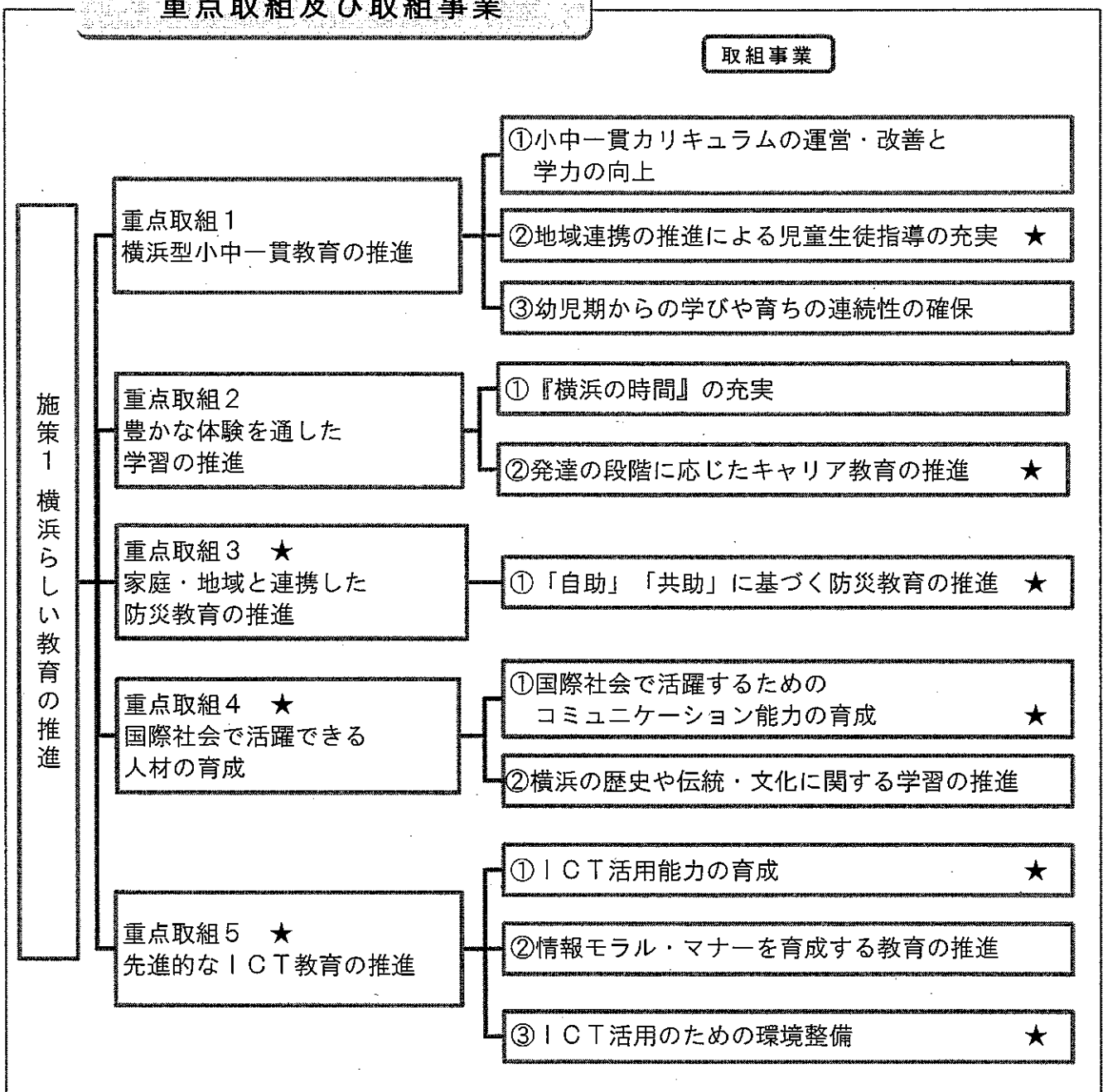
(注5) Information and Communication Technology の略（情報通信技術）

施策1 横浜らしい教育の推進

施策の方針

- 横浜型小中一貫教育を一層推進し、学力の向上や児童生徒指導の充実を図ります。
- 横浜を愛し、公共の精神を尊び、積極的に社会に関わり貢献しようとする態度を育みます。
- 横浜の歴史や伝統・文化を尊重し、国際社会で活躍するためのコミュニケーション能力等を身に付けた人材を育成します。

重点取組及び取組事業



目指すべき方向性と取組事業

重点取組1：横浜型小中一貫教育の推進

①小中一貫カリキュラムの運営・改善と学力の向上

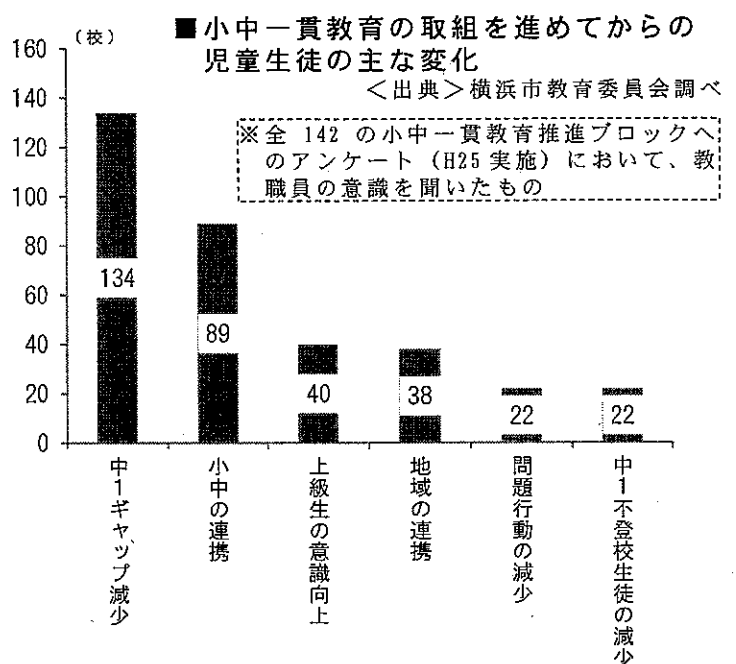
これまで「横浜版学習指導要領^(注6)」に基づいた「小中一貫カリキュラム^(注7)」を編成し、小中学校が連携して学力向上に取り組んできました。

今後、国の学習指導要領の改訂に合わせ、「横浜版学習指導要領」の見直しを図り、「小中一貫教育推進ブロック」における小中合同授業研究会の質の向上などに取り組み、「小中一貫カリキュラム」の運営・改善や学力向上を進めます。

②地域連携の推進による児童生徒指導の充実 ★

小中学校が児童生徒の情報を共有し、連携して児童生徒指導に取り組んだ結果、不登校の児童生徒数が減少しました。

今後も、これまで以上に学校と地域が一体となって課題の解決ができるよう、これまでの学校区から、「小中一貫教育推進ブロック」全体に範囲を広げて地域連携に取り組み、児童生徒指導を充実します。



③幼児期からの学びや育ちの連続性の確保

幼稚園・保育所で培った学びや主体性、協調性、生活・運動習慣、思いやりの心等を、小中学校の教育につなげ、学力・体力の向上や豊かな心の育成を図っていくことが必要です。

引き続き、「小中一貫教育推進ブロック」内の小学校を中心に幼保小連携を一層進め、幼稚園・保育所と連携しながら、小学校での主体的な学びを支える「スタートカリキュラム^(注8)」を実施します。

(注6) 国の学習指導要領を踏まえて作成した、「横浜の子ども」を育むための教育課程編成の指針

(注7) 義務教育9年間の子どもの学びの連続性を図るために編成されるカリキュラム

(注8) 小学校で徐々に学校生活に慣れ、意欲的に教科等の学習に移行できるように工夫した、小学校入学期のカリキュラム

取組事業

学校が取り組む事業	
①小中一貫カリキュラムの運営・改善と学力の向上	
	小中合同授業研究会の実施と授業の質の向上
②地域連携の推進による児童生徒指導の充実	
	学校区から「小中一貫教育推進ブロック」全体へ範囲を広げた地域連携の推進【新規】
③幼児期からの学びや育ちの連続性の確保	
	幼児期の教育との円滑な接続を大切にした「スタートカリキュラム」の推進
<p>◆各学校における取組（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「小中一貫教育推進ブロック」で取り組む道徳教育・学校安全の推進 ○ 地域行事や学校行事を入れた「小中一貫教育推進ブロック」のカレンダーの作成 ○ 幼保小連携推進地区における小学校の授業研究会への保育士等の参観の促進 	

教育委員会事務局が取り組む事業	
①小中一貫カリキュラムの運営・改善と学力の向上	
	学習指導要領の改訂に伴う「横浜版学習指導要領」の見直し【新規】
	「小中一貫教育推進ブロック」への非常勤講師配置による連携推進
	小中一貫校の設置拡充の検討
②地域連携の推進による児童生徒指導の充実	
	横浜型小中一貫教育推進協議会等における地域連携の取組の発信【新規】
	小学校「児童支援専任教諭」と中学校「生徒指導専任教諭 [※] 」の連携の充実
	「小中一貫型カウンセラー」配置の拡充
③幼児期からの学びや育ちの連続性の確保	
	幼保小連携担当部署と教育委員会事務局の連携強化

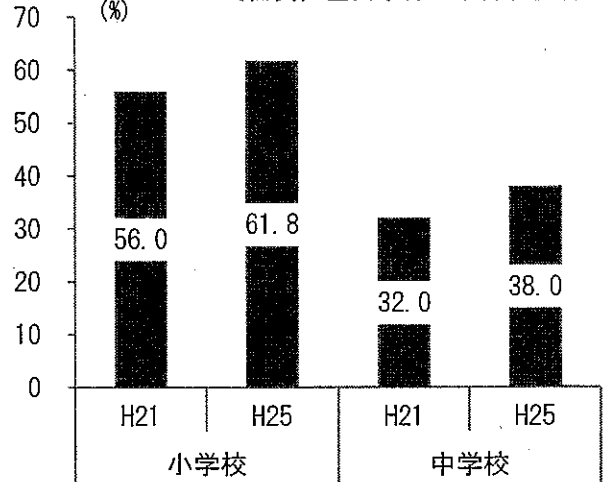
重点取組2：豊かな体験を通じた学習の推進

①『横浜の時間』の充実

近年、子どもが地域や社会の中で人との関わりを持つ機会が希薄になっており、毎日の暮らしの中で自然に触れる機会も減少していることから、日々の生活の中から課題を見付け、多くの人々と関わる経験を積み重ねながら解決していくことが難しくなっています。

このため『横浜の時間^(注9)』(18ページ事業解説参照)の充実を図り、地域や社会、自然と触れ合う機会を持つなど豊かな体験を通じて、社会性や協働性、問題解決能力やコミュニケーション能力を高めま

■地域の行事に参加している子の割合
 <出典>全国学力・学習状況調査

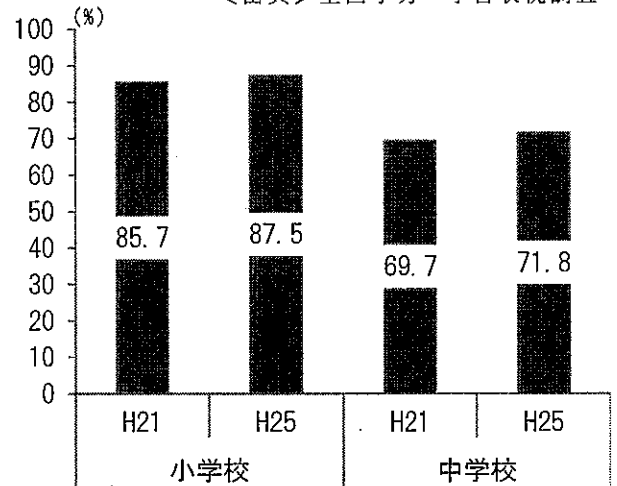


②発達の段階に応じたキャリア教育の推進 ★

グローバル化が進み、社会の仕組みが複雑化する中で、子どもが自らの将来の職業等について具体的なイメージを持てにくくなり、将来の夢や目標を持っていない子どもが一定の割合でいます。

そこで、働くことの意義や尊さを理解し、将来に夢や希望、目標を持てる子どもを育むキャリア教育(18ページ事業解説参照)を、企業や地域と連携しながら発達の段階に応じて推進していきます。

■将来の夢や目標を持っている子の割合
 <出典>全国学力・学習状況調査



取組事業

学校が取り組む事業	
①『横浜の時間』の充実	
	豊かな体験を通じた学習の推進
②発達の段階に応じたキャリア教育の推進	
	「キャリア教育推進プログラム(仮称)」に基づいたキャリア教育の実施
	中学校における職業体験プログラム(職場体験や職業講話など)の実施

(注9) 総合的な学習の時間に各教科等を結びつけた学習

◆各学校における取組（例）

- 河川や海洋、公園等の環境保全、清掃等の活動や緑のカーテン、植樹等の環境教育の取組
- 商店街の活性化等、地域とのつながりを深め、理解を図る取組
- 「横浜マイスター※」出前授業

教育委員会事務局が取り組む事業

①『横浜の時間』の充実

『横浜の時間』リーダー教員育成研修

『横浜の時間』実践事例集の発信

環境教育に先進的に取り組む学校の指定と子どもエコフォーラムでの情報発信

②発達の段階に応じたキャリア教育の推進

「キャリア教育推進プログラム（仮称）」の策定【新規】

「中高校生による起業家コンテスト（仮称）」の実施【新規】

市役所・区役所等の中学生職場体験受入れ【新規】

「小中一貫教育推進ブロック」での「キャリア教育実践推進校」の指定

キャリア教育サポート資料の活用推進

「職場体験受入れ可能企業」のリストの拡充

事業解説

『横浜の時間』

『横浜の時間』では、日々の生活の中から問題を見つけ、多くの人々と関わりながら、体験を通して解決していく学習を行います。

環境、キャリア、食、健康、安全、国際理解・多文化共生、福祉、伝統文化や横浜（まち）の特色（自然、歴史、文化）等のテーマに関する豊かな体験を通して、人や自然、社会と関わり生きる力を育みます。



事業解説

小中学校が連携したキャリア教育

「働くことの意義や尊さを理解し、将来に夢や希望、目標を持てる子どもを育む」ことを目指して、多くの小中学校が連携してキャリア教育に取り組んでいます。

小学校では、自分の身の回りへの興味関心を持つことや、夢や希望を抱くこと、目標に向かって努力する態度を身に付けることなどを目標としています。

中学校では、さらに企業とも連携して、職業観や自分の将来の姿を設計する能力を培っています。



重点取組3：家庭・地域と連携した防災教育の推進 ★

①「自助」「共助」に基づく防災教育の推進 ★

本市では、東日本大震災を契機に、これまでの防災対策における被害想定などの見直しを図るとともに、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を取り入れて「横浜市防災計画」の修正を行いました。

今後は、「よこはま地震防災市民憲章」や「横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例」の理念である「自助」「共助」の推進に向け、学校と家庭・地域が合同で防災訓練を実施することなどを通して、子どもが自ら安全を確保する力を育成します。



学校が取り組む事業	
①「自助」「共助」に基づく防災教育の推進	
	家庭・地域と連携した防災訓練の実施【新規】
	「横浜市防災教育の指針・指導資料」を活用した防災教育の実施
	「学校防災計画」に基づく防災体制の整備

◆各学校における取組（例）	
○	区役所や消防、地域防災拠点の訓練と連携した防災訓練の実施
○	「小中一貫教育推進ブロック」内の小中学校が連携した防災教育・防災訓練の実施
○	防災拠点の学校に宿泊する「防災宿泊訓練」の実施
○	地域と連携して行う「防災まち探検」や「防災マップ」づくり
○	継続的な被災地との交流
○	親子で学ぶ防災教育
○	家庭・地域と協働で取り組む防災マニュアルづくり

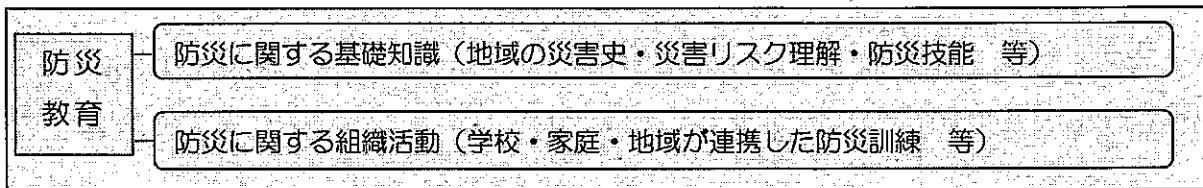
学校教育事務所が取り組む事業	
①「自助」「共助」に基づく防災教育の推進	
	防災教育・学校安全に関する優れた取組の情報収集、発信

教育委員会事務局が取り組む事業	
①「自助」「共助」に基づく防災教育の推進	
	「学校安全教育推進校」の指定と学校安全に関する授業研究会の実施【新規】
	教職員の学校安全に関する研修の実施

事業解説

横浜が目指す防災教育

横浜の防災教育の指針では「防災に関する基礎知識」と「防災に関する組織活動」を両輪として、児童生徒が体験的・実践的に知識を理解することで、地域の一員としての自覚や社会に参画していこうという態度を養う方向性を示しています。

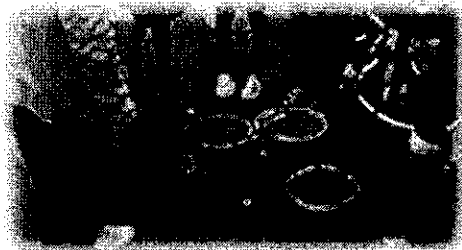


● 宿泊も想定した訓練「防災宿泊訓練 2012」

北綱島小学校では、すでに2回行われてきた「学校に泊まろう」の活動をベースに、「総合防災訓練第二部」として「防災宿泊訓練 2012」を実施しました。希望参加でしたが、5、6年生 90名が参加。首都直下型地震発生後の夜を想定して、朝まで真剣に取り組みました。

● 地域防災拠点への学校、PTAの参画

北綱島小学校は地域防災拠点運営委員会に関係団体として協力してきましたが、平成24年度からは、PTA会長、副会長とともに、学校からも校長、防災担当が運営委員の一員として参画しています。



地域防災拠点の訓練では、地域と児童が協力して、朝8時の地震発生を想定し、「消火用具を持ってゴミステーションに集まる」という取組ができました。

● 大学と連携した防災教育



本牧中学校では、平成19年から、東京都市大学・研究室や、地域の幼稚園、ケアプラザ等と連携した防災教育を実践しています。

「防災インタビュー」で地域の方々に直接話を聞く機会を設けていただいたり、「街歩き」で有志の保護者の皆様と、地域の防災井戸や防災備蓄庫を巡ったり、地域の危険な場所を確認したりしました。

重点取組4：国際社会で活躍できる人材の育成 ★

①国際社会で活躍するためのコミュニケーション能力の育成 ★

社会のグローバル化が進む中、国際社会で能力を発揮するためには、問題解決能力や新たなことにチャレンジする姿勢のほか、国境を越えて人々と協働・共生するためのコミュニケーション能力を身に付けることが不可欠です。

そのため、活用できる英語を確実に習得できるよう、小学校では「聞く」「話す」に重点を置き、英語の教科化への対応を進めます。また、中学校では英会話の経験の充実を図り、「読む」「書く」という活動にもバランスよく取り組みます。

②横浜の歴史や伝統・文化に関する学習の推進

グローバル人材を育成するためには、自らの住んでいる地域への興味や関心を高め、身近なところから自国の文化や歴史を理解するとともに、豊かな言語力、異文化理解の精神等を身に付けることが大切です。

引き続き、開国期の日本において重要な役割を果たした横浜の歴史や日本の伝統・文化に関する理解を深めるとともに、文化や価値観が異なる相手を理解し、協働する姿勢を育成していきます。



学校が取り組む事業	
①国際社会で活躍するためのコミュニケーション能力の育成	
	実用英語技能検定等の外部指標を活用したリスニング・スピーキングの指導強化 【新規】
	少人数の児童生徒による英語だけのコミュニケーション活動「スーパーイングリッシュプログラム※」の実施 【新規】
	「小学校英語リーダー教員」による校内研修の実施 【新規】
②横浜の歴史や伝統・文化に関する学習の推進	
	開港の地「横浜」の歴史・文化遺産を活用した小学校における歴史学習、中学校における近現代史の学習の推進
	伝統音楽や文化に関する学習の推進
◆各学校における取組（例）	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外の姉妹都市等の小中学校とのインターネットを活用した交流 ○ 英語弁論大会への参加 ○ 英語だけでコミュニケーションをする「イングリッシュ・キャンプ※」への中学生の参加 ○ 英語を使える地域人材による学習支援

教育委員会事務局が取り組む事業	
① 国際社会で活躍するためのコミュニケーション能力の育成	
	「小中学校英語教育推進プログラム」の策定【新規】
	小中学校における実用英語技能検定等の外部指標の活用【新規】
	海外姉妹都市等の学校との交流支援や留学の仕組みの構築【新規】
	中学校共通で使える民間英語教材の活用の推進【新規】
	中学校全校へのAETの常駐配置
	小学校英語教科教化など新たな英語教育実施のための指導力向上 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校担任教員への英語指導力向上研修 ・「中学校英語教育推進リーダー」による中学校英語科教員への研修 ・大学との連携による教員養成段階からの英語指導力の育成
	「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」の実施
② 横浜の歴史や伝統・文化に関する学習の推進	
	「伝統文化・多文化共生教育モデル校」の指定、取組成果の発信
	「伝統音楽指導者養成研修（文部科学省主催）」への教員の派遣
	横浜開港資料館等と連携した博物館における歴史講座の開催
	ふるさと歴史財団による小学校を活用した歴史学習の場の創設支援

コラム

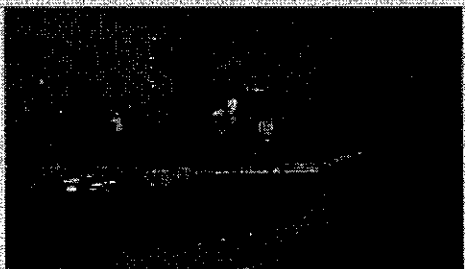
世界を夢見て旅立った若者の出発の地「横浜」

岩倉具視をはじめとする明治政府を代表する使節団が横浜港から出航した1871年(明治4年)から143年が過ぎました。

多くの留学生を含んだ使節の平均年齢は30代前半。木戸孝允、大久保利通や伊藤博文といった日本の近代化に尽くした若者もこの時、横浜港から世界に旅立ちました。

開港を契機に、一寒村であった横浜は、日本の玄関口として目覚ましい発展を遂げます。

横浜や日本の歴史の理解を深めるために、遺された多くの文化遺産に直接触れる機会を積極的に取り入れながら、学習を進めています。



横浜から出航する岩倉使節団
着物を着た岩倉具視を囲むように大久保利通、木戸孝允が見えます。(聖徳記念絵画館 蔵)

使節団が出発した場所は、現在では、「象の鼻パーク」として人々が憩う場所になっています。

重点取組5：先進的なICT教育の推進 ★

① ICT活用能力の育成 ★

急速かつ世界的なICTの広がりに対応するため「ICT学習よこはまスタンダード^(注10)」を改訂し、子どもが効果的に情報を収集し必要な情報を選んで活用する能力や、新しい技術を積極的に利用して課題解決する姿勢を育みます。その際、民間企業や研究機関と連携し、ICTを活用した教育を推進するため、学習効果の高いICTの活用方法について研究・実践します。

また、ICTを活用した教育の担い手となる教員の能力向上のため、学校での「ICT活用指導力向上計画書」に基づいた校内研修等に取り組みます。

② 情報モラル・マナーを育成する教育の推進

スマートフォンや携帯電話等の急速な普及に伴い、子どもがインターネット上での様々なトラブルに巻き込まれることなどが、学校現場での喫緊の課題となっています。

このような状況の中、子どもが安心して安全に情報通信機器を利用し、ネット社会を健全に生きていかれるよう、ネット利用等に関するルールや責任等を理解し適切な行動ができるための情報モラル・マナーを身に付ける教育を推進します。

③ ICT活用のための環境整備 ★

新しいICT機器の活用やICT機器を授業の中で活用しやすくするために、「情報教育推進プログラム（仮称）」に基づき、タブレット端末や無線LAN等の学習環境の整備を推進します。

また、ICT活用に関するトラブル時のサポート体制の充実等にも取り組みます。

取組事業

学校が取り組む事業

① ICT活用能力の育成

「ICT学習よこはまスタンダード」に基づいたICT活用能力の育成

◆各学校における取組（例）

- 「ICT活用指導力向上計画書」に基づいた校内研修等
- 親子で学ぶ情報モラル教育の実施

(注10) 横浜の次代を担う子どもの情報社会を生き抜く能力の育成を目標とした指導のための学習内容の系統表

教育委員会事務局が取り組む事業	
① ICT活用能力の育成	
	民間企業や大学等と連携した先進的なICT教育のモデル実施や研究成果の発信【新規】
	インストラクター等による学校派遣研修実施校の拡充
③ ICT活用のための環境整備	
	「情報教育推進プログラム（仮称）」の策定及び推進【新規】
	無線LAN等を用いたネットワーク環境の構築【新規】
	タブレット端末、電子黒板・実物投影機等の機器の整備
	「学校サポートデスク※」派遣の拡充

データ

ICT環境の整備に関する国が示した目標と横浜市の現状比較

項目	国の第2期教育振興基本計画に示された整備目標	横浜市の現状（H25末）
教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数	3.6人	6.9人
コンピュータ教室におけるコンピュータ台数	40台	40台
各普通教室	1台	1台
設置場所を限定しない可動式コンピュータ	40台	0台
電子黒板／実物投影機	1学級あたり1台	（電子黒板）1校1台 （実物投影機）【小】3学級あたり1台 【中】1学年あたり1台
無線LAN整備率	100%	0%
校務用コンピュータ	教員1人1台	教員1人1台

事業解説

横浜「ケータイ・ネット」五か条

〈出典〉H20.10 「ケータイ・ネット」から子どもを守る連絡会議

横浜では、平成20年に『「ケータイ・ネット」から子どもを守る連絡会議』と横浜市教育委員会が『「ケータイ・ネット」から子どもたちを守るためのフォーラム』を開催し、『「ケータイ・ネット」から子どもたちを守るための提言』及び提言の要約版としての『横浜「ケータイ・ネット」五か条』を発表しました。

- ① 横浜の『家庭』は、子どもの「ケータイ・ネット」の所持・利用に責任を持ちます。
- ② 横浜の『学校』は、「ケータイ・ネット」のルールを明確にします。
- ③ 横浜の『地域』は、『家庭』『学校』と共に「ケータイ・ネット」からもたらされる悪影響から子どもを守ります。
- ④ 横浜の『行政』は、「ケータイ・ネット」に関する『家庭』『学校』『地域』の取組を積極的に支援します。
- ⑤ 横浜の「ケータイ・ネット」に関わる『事業者』は、その社会的責任を認識し、行動します。

想定事業量

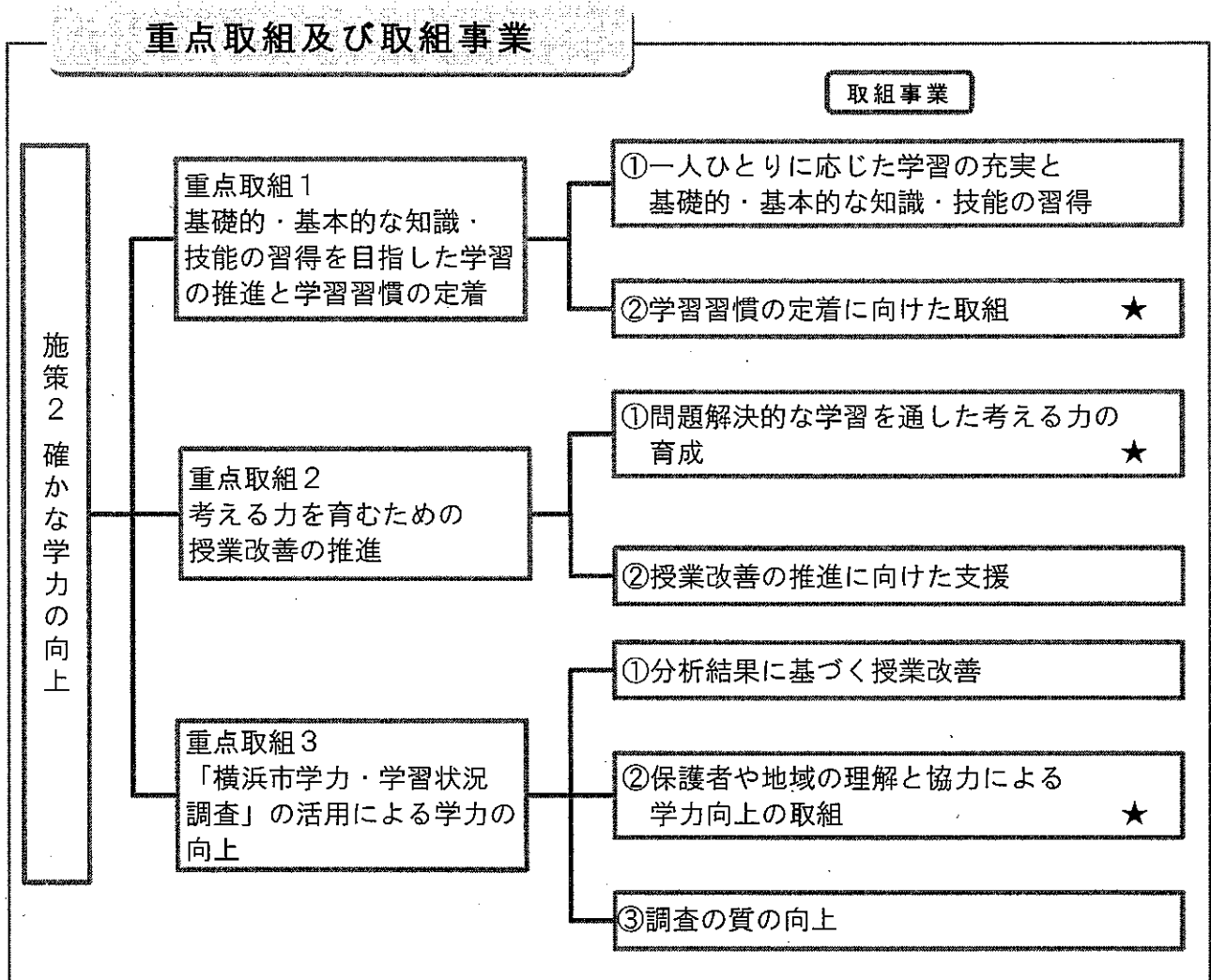
重点取組	項目	25年度末	30年度末
重点取組 1	「横浜版学習指導要領」の見直し	検討中	28年度までに見直し
	「小中一貫教育推進ブロック」への非常勤講師の配置	20人	26人
	小中一貫校の設置	2校	新たな小中一貫校の設置拡充準備
重点取組 2	「小中一貫教育推進ブロック」での「キャリア教育実践推進校」の指定	4ブロック	18ブロック (29年度)
重点取組 3	学校と家庭・地域が連携した防災訓練の実施	小中学校 193校	全小中学校
重点取組 4	「スーパーイングリッシュプログラム ^(注11) 」の実施	中学校 25校	全中学校 (27年度)
	小中学校における実用英語技能検定等の外部指標の活用	0校	全小学校6年生 (30年度) 全中学校3年生 (28年度)
重点取組 5	「情報教育推進プログラム(仮称)」の策定	検討中	30年度までに策定

(注11) 中学校に配置されたAETを活用して、生徒と複数のAETとのグループディスカッションなどを行う授業

施策2 確かな学力の向上

施策の方針

- 「横浜市子ども学力向上プログラム」に基づく問題解決的な学習を推進し、基礎・基本の定着と学んだことを活用し考え表現する力、自ら進んで学習する態度を育みます。
- 「横浜市学力・学習状況調査」の結果を踏まえ、保護者や地域と情報共有し、連携して学力の向上に取り組みます。



目指すべき方向性と取組事業

重点取組1：基礎的・基本的な知識・技能の習得を目指した学習の推進と
学習習慣の定着

①一人ひとりに応じた学習の充実と基礎的・基本的な知識・技能の習得

各学校において、「横浜市学力・学習状況調査^(注12)」の結果を活用・分析し、指導方法や指導体制の改善を進めるとともに、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るため、一人ひとりの学習状況に応じた個別指導や少人数指導、チームティーチング^(注13)などに取り組みます。

また、平成28年度までに全校配置を目指す学校司書と連携した授業を推進することにより、基礎的・基本的な知識・技能の習得につながる読書習慣の確立や読書力・情報活用能力の育成を図ります。

②学習習慣の定着に向けた取組 ★

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るためには、子ども自らが学習の見通しを持って、振り返りを行う学習習慣を身に付けることが効果的です。

このため、朝の時間や学校図書館を活用した読書活動や1時間毎の課題を明確にして学習の振り返りを行う授業を推進します。

また、放課後の学習支援を必要とする子どもに対して、家庭と連携した「はまっ子学習ドリル・検定システム^(注14)」等の活用の推進やNPO法人等と連携した学習支援を充実します。



学校が取り組む事業	
②学習習慣の定着に向けた取組	
	読書習慣の定着と読書意欲の向上をねらいとした「はまっ子読書ノート [*] 」の活用

(注12) 児童生徒の学習状況について、分析的・総合的に把握し、教育施策に活用するとともに、学力向上に活かすために本市独自に毎年実施する調査（【教科調査】小学校1～2年生：国・算、小学校3～6年生：国・社・算・理、中学校：国・社・数・理・英、【生活・学習意識調査】全学年）

(注13) 学級（教科）担任の授業にチームを組む他の教員が入ったり、数名の教員がチームを作り、指導計画の作成・授業の実施・教育評価等に協力して取り組む指導方法及び形態

(注14) 小学校1年生から中学校3年生までの基礎的・基本的な知識・技能に関する問題や、これを活用する問題をインターネットから取り出して利用できるシステム

◆各学校における取組（例）

- 算数科、数学科、英語科等の授業における少人数指導や習熟度別指導の実施
- 予習・復習等、家庭学習につながる取組
- 「はまっ子学習ドリル・検定システム」の活用
- 「はまっ子ふれあいスクール」や「放課後キッズクラブ」と連携した学習支援
- 朝の時間を活用した朝読書や朝自習の実施
- 「読書の日」や「読書月間」などを活かした読書活動の推進

学校教育事務所が取り組む事業

②学習習慣の定着に向けた取組

放課後や土曜日にNPO法人、社会福祉法人、大学等が実施する学習・生活支援に関する事業の情報収集・発信

教育委員会事務局が取り組む事業

①一人ひとりに応じた学習の充実と基礎的・基本的な知識・技能の習得

教職員のための指導資料の作成と活用の推進【新規】

②学習習慣の定着に向けた取組

「はまっ子ふれあいスクール」「放課後キッズクラブ」「放課後児童クラブ」等との学習支援に関する連携【新規】

学校司書の小・中・特別支援学校への全校配置と学校司書研修の充実【新規】

「はまっ子学習ドリル・検定システム」の改訂と活用促進

学校図書館における蔵書管理の電算化とネットワークの構築

「理科 安全な観察実験指導の手引き」の改訂

重点取組2：考える力を育むための授業改善の推進

①問題解決的な学習を通した考える力の育成 ★

全ての「小中一貫教育推進ブロック」で合同授業研究会を行うなど、各学校が継続して授業改善に努めてきた結果、平成25年度の全国学力・学習状況調査では、小中学校ともに全国平均を上回る学力の向上が見られました。

しかし、変化の激しい社会でたくましく生き抜く力を身に付けるためには、必要な知識・技能を習得し活用する力や、自ら問題を発見し、他者と協力して解決していく力が、一層求められています。

このため、学校において問題解決的な学習を推進し、授業を通じて子どもの興味・関心・意欲を引き出すとともに、自ら考える力や表現する力を育みます。

■全国学力・学習状況調査 全国平均と横浜市の差 (単位：ポイント)

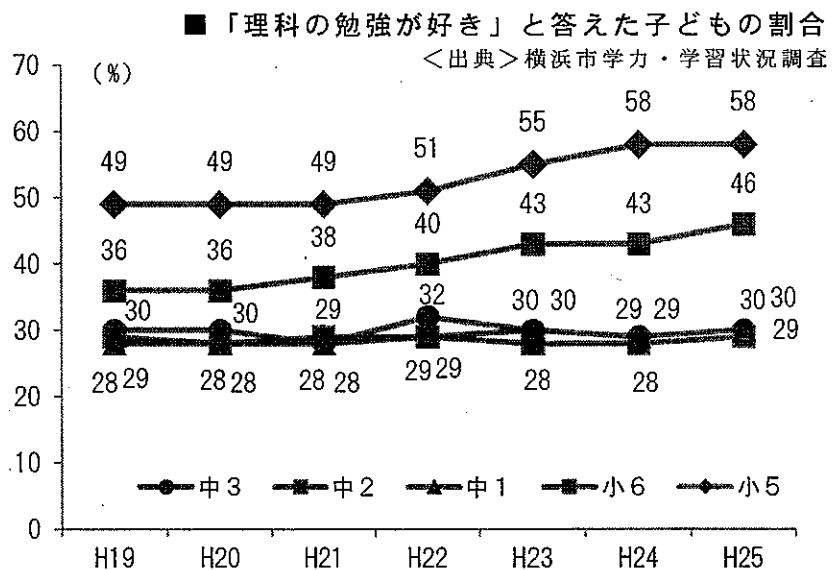
年度	小学校				中学校			
	国語A	国語B	算数A	算数B	国語A	国語B	数学A	数学B
H25	+2.5	+3.3	+1.5	+3.3	+0.6	+1.7	+0.7	+2.0
H21	+0.4	+2.9	+1.6	+4.6	▲1.0	▲1.0	+0.7	+1.2
H20	+1.2	+5.0	+0.5	+2.1	▲0.5	0.0	▲1.1	+1.2
H19	+2.9	+2.8	+1.8	+4.0	▲0.2	+1.5	+0.6	+1.0

②授業改善の推進に向けた支援

平成23年度から「思考力・判断力・表現力の育成」をテーマにした教育課程研究協議会の実施や「授業改善ガイド」を作成、活用することで、学校の授業改善に取り組んできました。

今後も、自ら問題を発見・解決し表現する力を育成できる授業を推進するため、授業力向上に向

けた研究成果の共有、理科支援員^(注15)等授業をサポートする人材の配置、「授業改善支援センター(ハマ・アップ)」での授業づくり講座・授業づくり相談等により、教員に対する支援を充実します。



取組事業

(注15) 小学校の理科で、観察・実験の準備・補助・助言等を行う非常勤職員

学校が取り組む事業	
①問題解決的な学習を通した考える力の育成	
	小中合同授業研究会の実施と授業の質の向上（再掲）
	問題解決的な学習や意見交換を重視した子ども同士が学び合う授業の一層の推進
◆各学校における取組（例）	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 国語科を中心とした全教科等の授業における、言語活動の充実 ○ 社会科の授業における模擬体験、見学や取材活動の充実 ○ 理科の授業における実験や観察の充実 ○ 音楽の授業における自らのパートの役割を考え、協力して演奏することによる思考力・表現力の育成 ○ 体育の授業における、自分の力にあった課題を認識し、課題の解決に向けてそれぞれが練習方法や運動能力を上げるための工夫 ○ 学校司書と連携・協力して調べ学習を充実させるなど、情報活用能力を高めるための授業の推進 ○ 子どもが表現する場としての「横浜市立学校総合文化祭」や「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」の積極的活用 	

学校教育事務所が取り組む事業	
②授業改善の推進に向けた支援	
	優れた指導事例や授業の映像、指導資料等を活用した「授業改善支援センター（ハマ・アップ）」での授業づくり講座・授業づくり相談等の充実

教育委員会事務局が取り組む事業	
②授業改善の推進に向けた支援	
	理科支援員（小学校）の全校配置及び「理科実験観察支援員 [※] （仮称）」（中学校）の試行配置【新規】
	問題解決能力を高める授業支援のための指導主事の要請訪問の充実
	「学校図書館教育指導計画」に基づく学校図書館を活用した授業や読書活動を位置付けた授業の推進
	「読書活動活性化拠点校 [※] 」における研究の推進、成果の発信
	「授業力向上推進校」における研究の推進、成果の発信
	教育課程研究協議会における研究の推進、成果の発信

重点取組3：「横浜市学力・学習状況調査」の活用による学力の向上

①分析結果に基づく授業改善

「横浜市子ども学力向上プログラム」に基づいて、各学校が客観的なデータを活用した学力向上に努めてきました。

引き続き、各学校が「横浜市学力・学習状況調査」の結果による分析チャート（32ページ事業解説参照）に基づき、「学力向上アクションプラン^{（注16）}」を作成して、学力層を意識した授業改善に取り組みます。

②保護者や地域の理解と協力による学力向上の取組 ★

今後、子どもの学力向上を一層図るためには、小中学校が連携して学力向上に取り組むことに加え、保護者や地域の理解や学習支援等の協力が必要です。

このため、「小中一貫教育推進ブロック」内だけでなく、保護者や地域とも「横浜市学力・学習状況調査」の成果や課題・取組を共有する機会をつくり、理解と協力を得て、学力向上に取り組めます。

③調査の質の向上

子どもの学力や学習の状況を的確に把握するためには、各学年・各教科で、どのような学力が身に付いているのか、どのような点が課題であるか確認できるよう、活用しやすく信頼できるデータを学校へ提供する必要があります。

このため、学校が授業改善を推進しやすいよう、より効果的なデータを提供するため、「横浜市学力・学習状況調査」の作問の工夫や分析方法の改善に努めます。

取組事業

学校が取り組む事業	
①分析結果に基づく授業改善	
	分析チャートを活用した「学力向上アクションプラン」の作成
②保護者や地域の理解と協力による学力向上の取組	
	学力向上の成果・課題の共有、学校と家庭・地域が連携した取組
学校教育事務所が取り組む事業	
①分析結果に基づく授業改善	
	「横浜市学力・学習状況調査」の分析チャートを活用した適切な学校支援

（注16） 「横浜市学力・学習状況調査」の結果等をもとに、自校の子どもの状況等を踏まえて作成した、学力向上に向けた具体的な目標や取組

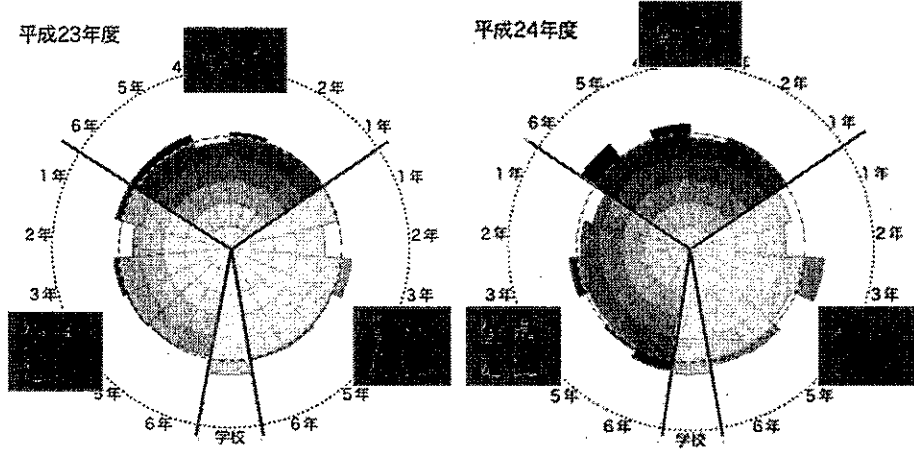
教育委員会事務局が取り組む事業	
③調査の質の向上	
	「横浜市学力・学習状況調査」の作問の工夫
	学力層の分析を導入した分析チャートの改善と配付
	「横浜市学力・学習状況調査」の結果を集計するデータ処理システムの工夫改善

事業解説

「横浜市学力・学習状況調査」 分析チャート

分析チャートの経年比較

本市では、小中学校の学力・学習状況調査の結果に基づいた分析チャートを活用した学力向上に取り組んでいます。
 分析チャートは、学校全体の学力・学習状況を経年で比較できるように2か年分表示されています。



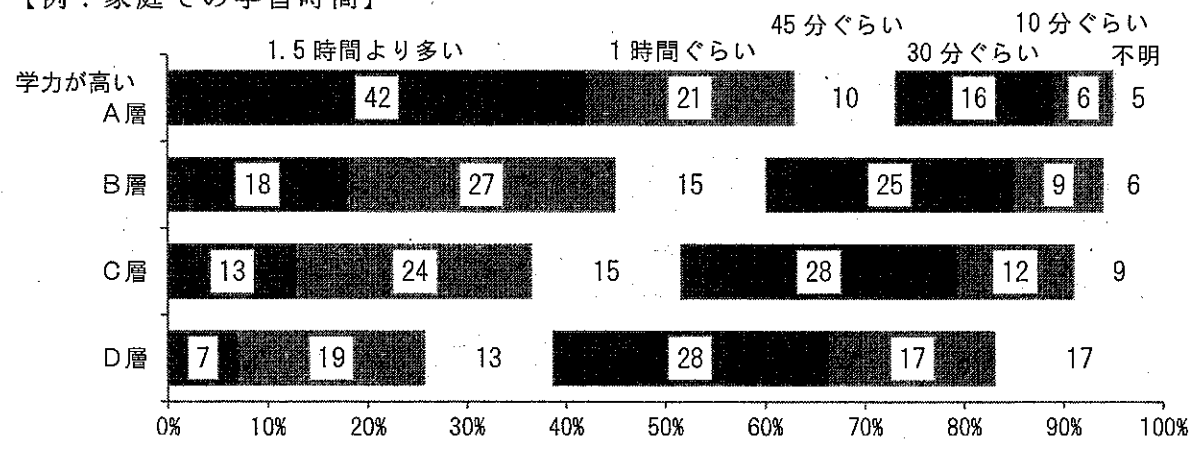
(内側の円は市の
 平均値を示す)

学習意識や学力は向上しているが、学年による差がある

学力と生活意識の相関関係

各学年の児童生徒全体を教科ごとに正答率で4つに区分した学力層の分布と生活意識(例：家庭での学習時間)の関係を分析することで、学力層に応じた指導方法の工夫が可能になります。

【例：家庭での学習時間】

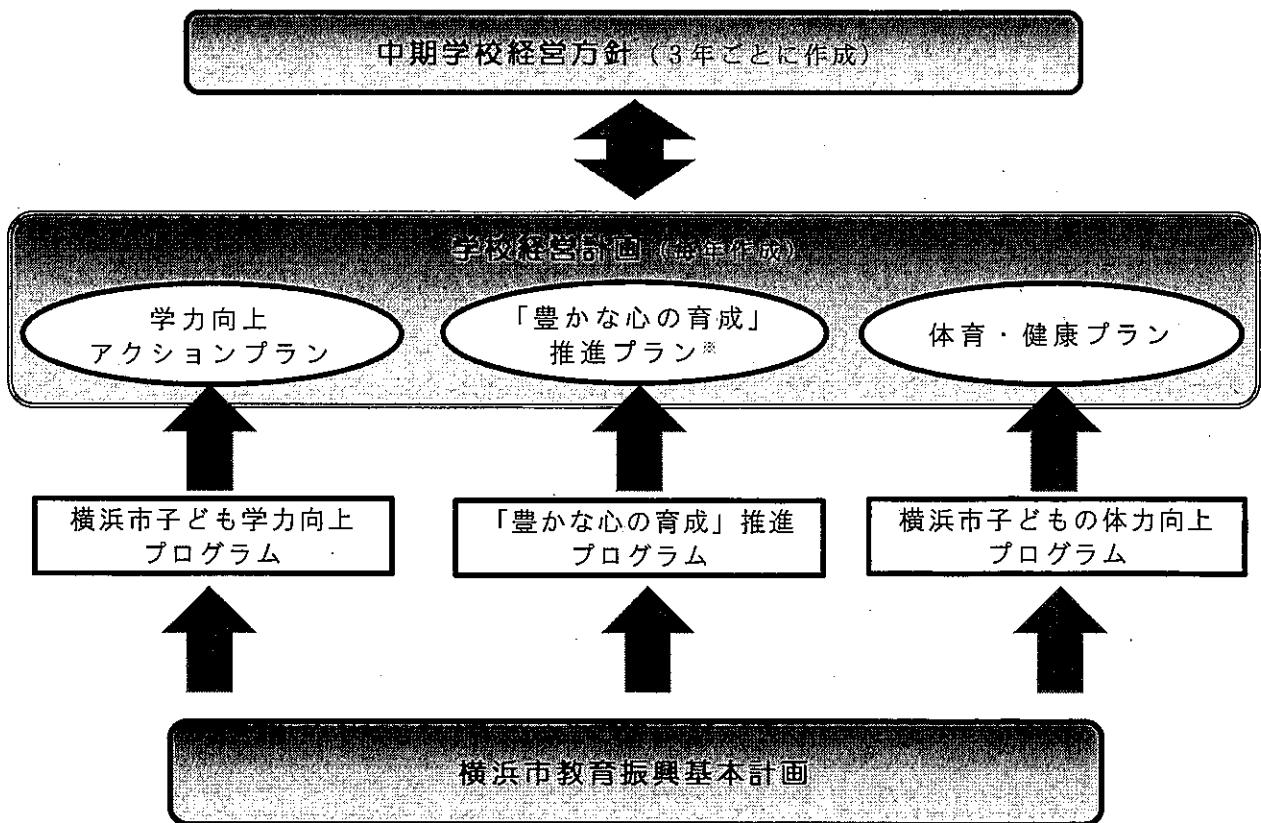


想定事業量

重点取組	項目	25年度末	30年度末
重点取組 1	学校司書の配置	125校	全小中特別支援学校 (28年度)
重点取組 2	理科支援員の配置	172校	全小学校
重点取組 3	「横浜市学力・学習状況調査」の 分析結果を具体的な授業改善に 活用している学校	81.0%	全小中学校

【 参考資料 】

「横浜市教育振興基本計画」と「中期学校経営方針」等との関係

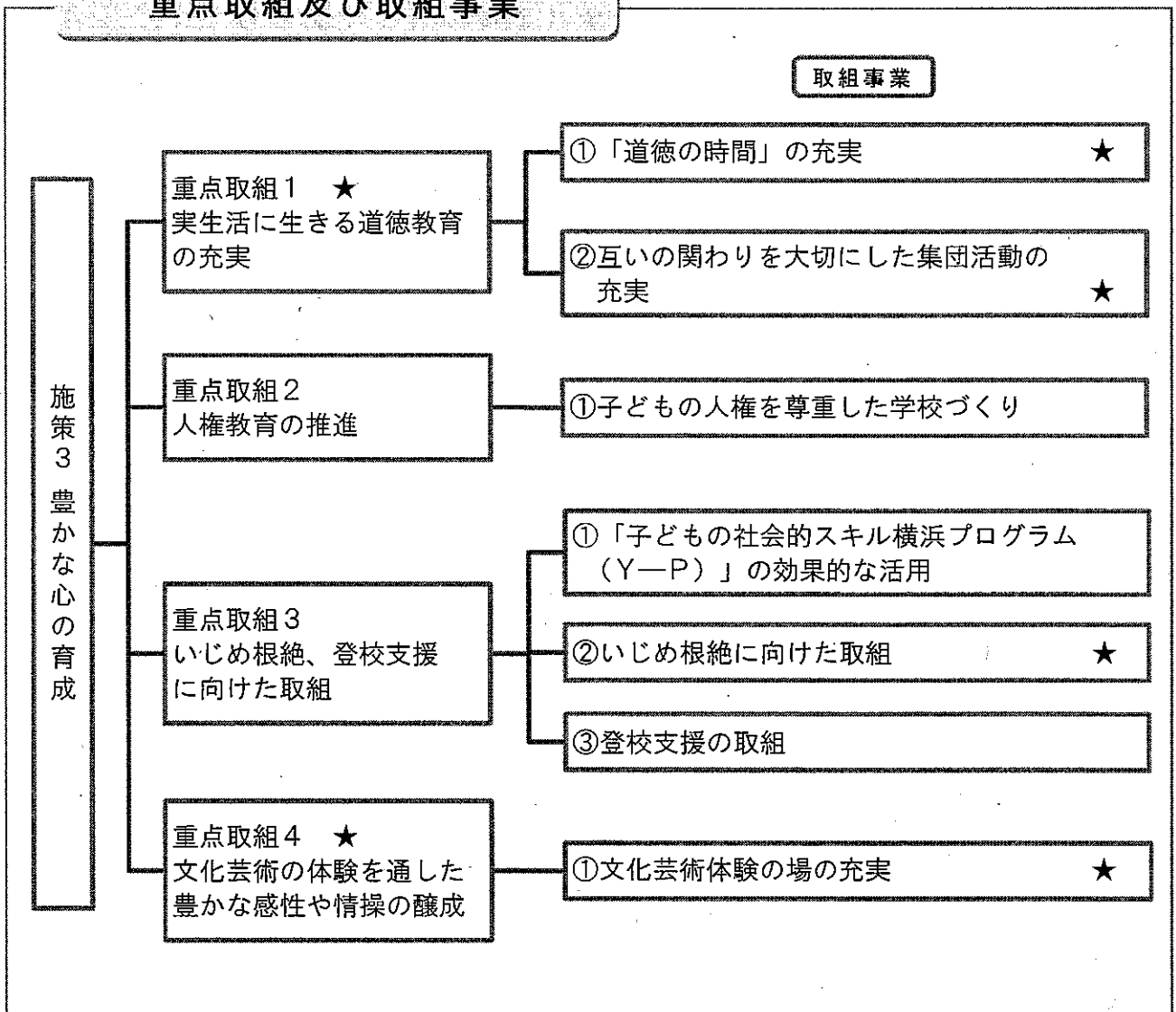


施策3 豊かな心の育成

施策の方針

- 「『豊かな心の育成』推進プログラム」に基づき、礼儀や規律を重んじ、人格や生命を尊重して行動する力を育みます。
- 実生活との関連を重視した道徳教育を充実させます。
- だれもが安心して豊かに過ごせる学校づくりを推進し、いじめの根絶と不登校の減少を目指します。
- 文化芸術体験を通じ豊かな感性や情操を養います。

重点取組及び取組事業



目指すべき方向性と取組事業

重点取組1：実生活に生きる道德教育の充実 ★

①「道德の時間」の充実 ★

これまで道德については、教科としての位置付けがなく、適切な教材の活用が十分でない中で、社会生活上のマナーや規範を教えることに重点が置かれがちになっていました。

今後は、国における新たな教材の作成・配付や「道德の時間」の教科化が検討されていることを踏まえ、子どもが道德の授業と実生活を関連付けて理解ができるよう、道德の授業の指導方法や評価のあり方、教材の効果的な活用方法等について研究を推進します。

また、「道德の時間」を要として学校の全教育活動を通じて、横浜の未来を担う子ども的人格形成の基盤となる心情や意欲、態度並びに習慣などを育成します。

②互いの関わりを大切にした集団活動の充実 ★

子どもにとって、学級活動、児童会・生徒会活動や学校行事等、学校での特別活動や地域での体験活動は、道德の授業を通して学び、考えたことを実践する重要な機会です。

「道德の時間」等で身に付けた道德性を実践できるよう、学校生活において互いの関わりを大切にした集団活動や体験的な活動の充実を図ります。

■横浜の子どもの自己肯定感・規範意識（「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と答えた児童生徒の割合）
 <出典>H25 全国学力・学習状況調査

質問事項	小学校6年生		中学校3年生	
	横浜市	全国	横浜市	全国
自分には、良いところがある	73.1%	75.8%	63.2%	66.6%
学校のきまりを守っている	89.0%	90.6%	91.3%	92.4%
いじめはどんな理由があってもいけない	95.8%	95.9%	91.2%	93.3%
人の役に立つ人間になりたい	93.5%	93.7%	91.8%	93.3%

取組事業

学校が取り組む事業	
①「道德の時間」の充実	
	「道德教育推進教師*」が「道德授業力向上推進校」の授業参観等で学んだことを踏まえた校内道德授業研修会の実施【新規】
	「道德の時間」と各教科等を関連付けた「道德教育全体計画」「年間指導計画」の見直し
②互いの関わりを大切にした集団活動の充実	
	道德の実践の場としての特別活動（学級活動・児童会活動・生徒会活動・クラブ活動・学校行事）の充実

◆各学校における取組（例）

- 「小中一貫教育推進ブロック」単位での道徳の授業研究会の実施
- 体験活動を活かした授業やロールプレイを取り入れた授業の展開（挨拶運動、ボランティア活動、福祉体験等）
- ボランティア活動等の社会貢献活動への参加
- 学校説明会等を活用した道徳教育の取組を保護者や地域へ発信
- 2年次・3年次の教員による校内授業研究会での道徳の授業実施

学校教育事務所が取り組む事業

②互いの関わりを大切にした集団活動の充実

「学級づくり講座」の開催

教育委員会事務局が取り組む事業

①「道徳の時間」の充実

「道徳授業力向上推進校」における研究の推進及び成果の発信【新規】

「道徳の時間」の評価のあり方の研究【新規】

「私たちの道徳」「生きる」等、道徳教材の効果的活用事例の研究【新規】

学校管理職研修や初任者研修での道徳教育の充実に関する講座の開催

「道徳教育推進教師」研修の充実

②互いの関わりを大切にした集団活動の充実

特別活動研修の充実

コラム 世界に認められる日本人の良さ

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、国際社会で、日本人の心、日本人の良さが注目されています。日本人の良さとは何でしょうか。

大森貝塚を発掘したことで有名なエドワード=モースは、明治10年（1877年）に横浜に降り立ち、その後、多くの日本人と関わる中で、日本人の勤勉ぶりや正直さ、そして周りの人々を思いやって暮らしている姿に感動したといわれています。この日本人の思いやりの心やボランティア精神は東日本大震災でも再評価されました。

私たち日本人は、祖先から脈々と、礼儀正しさや誠実さ、勤勉さ、そして思いやりの心など、美しい心や美しい心づかいをたくさん受け継いできています。

これらは、次代につないでいかなければならない日本人の美しい徳の一つといえます。



重点取組 2：人権教育の推進

①子どもの人権を尊重した学校づくり

子ども一人ひとりの人権を尊重し、「だれもが」「安心して」「豊かに」過ごせる学校づくりを目指し、「人権教育全体計画」に基づいた組織的な取組を推進します。

また、子どもに関わる教職員の人権感覚を磨き、子どもの人権を尊重した学校づくりを推進するとともに、同和問題や職業差別、性的マイノリティーなど様々な人権課題に対する子どもの人権感覚・意識を育みます。

取組事業

学校が取り組む事業

①子どもの人権を尊重した学校づくり

「人権教育全体計画」に基づく学校づくりの推進と学校評価の実施
 ・一人ひとりを大切にしたい人権尊重の精神を基盤とする授業の実践
 ・「人権週間」等における、子ども自身が人権課題について考える学びの実施

◆各学校における取組（例）

- 「人権作文コンクール」への参加と人権作文の積極的活用
- 「人権週間」における人権意識向上のための取組（ポスター、標語等）
- 児童会・生徒会等が主体の人権教育への取組

学校教育事務所が取り組む事業

①子どもの人権を尊重した学校づくり

指導主事の学校訪問を通じた、様々な人権課題への対応や人権意識の向上に向けた支援

「人権教育全体計画」に基づく学校の取組への支援

各区「人権教育実践推進校」における人権教育の推進と支援

教育委員会事務局が取り組む事業

①子どもの人権を尊重した学校づくり

様々な人権課題に対応した、教職員、臨時的任用職員、非常勤講師に対する研修の開催、研修資料の作成

「人権教育センター校」「人権教育ブロック校」を中心とした人権教育の推進と支援

子どもの人権を守るための、人権関係団体及び区役所や児童相談所等の関係部署とのネットワークの構築

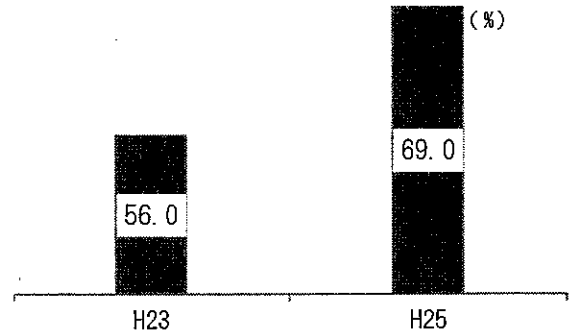
重点取組 3：いじめ根絶、登校支援に向けた取組

①「子どもの社会的スキル横浜プログラム（Y-P）」の効果的な活用

いじめや暴力、不登校等の未然防止に向け、仲間との良好な関係や、集団への積極的な関わりを自ら育む資質や能力を身に付けられるよう、「子どもの社会的スキル横浜プログラム（Y-P）」^(注17)を効果的に活用し、子ども自身が「自分づくり」「仲間づくり」「集団づくり」をしていくことができる学級・学校づくりを推進します。

■「Y-P」を活用した校内研修や支援検討会実施率（小中学校）

＜出典＞横浜市教育委員会調べ



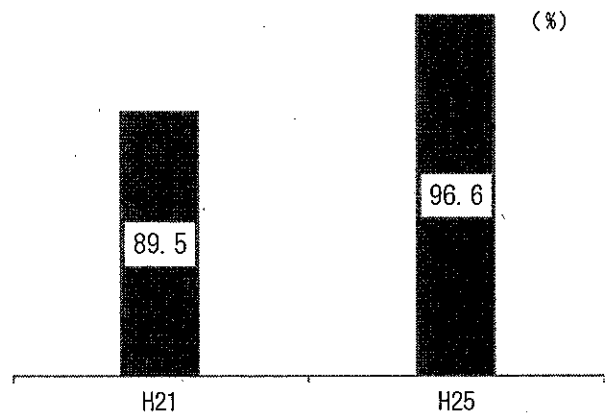
②いじめ根絶に向けた取組 ★

平成22年度から「児童支援専任教諭」の配置、小中一貫したきめ細かな児童生徒指導等を進めた結果、いじめの認知件数は増加、解消率は向上し、中学校での暴力行為発生件数等も減少しています。

いじめは最も身近で深刻な人権侵害であることから、今後は、子ども自身がいじめを考え、なくす取組を進めるとともに、「横浜市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめのない子ども社会の実現に向けて組織的な取組を推進します。

■いじめの年度内解消率（小中学校）

＜出典＞横浜市教育委員会調べ



③登校支援の取組

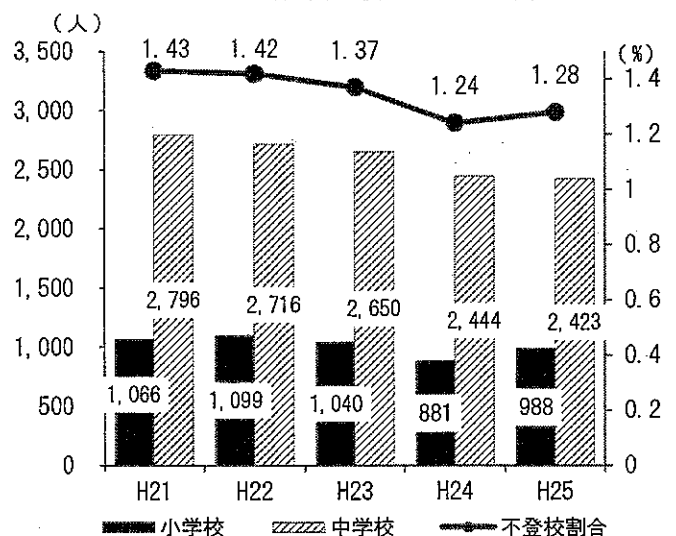
「小中一貫型カウンセラー」^(注18)の配置や「登校支援アプローチプラン」^(注19)に基づく支援等により、不登校児童生徒数は減少しています。

引き続き、登校支援に向けて、横浜教育支援センター^(注20)の充実を図るとともに、自己有用感や自己肯定感が持てるような学級・学校づくりに取り組みます。

また、フリースクール等の民間教育施設との連携推進を図りながら、児童生徒や保護者を積極的に支援します。

■不登校児童生徒の状況

＜出典＞横浜市教育委員会調べ



(注17) 子どもがいじめ問題や日常生活の様々な問題を自らの力で解決できるよう年齢相応の社会的スキルを育成することを目的として開発した「指導プログラム」と、学級や個人の社会的スキルの育成の状況を把握し、改善の方法を探る「Y-Pアセスメント」からなる横浜独自のプログラム
 (注18) 中学校と同一学区にある小学校へ同じカウンセラーを派遣する横浜独自の制度
 (注19) 学校が登校支援を行うため、不登校児童生徒の状況や地域の特性を踏まえて個別に作成するプラン
 (注20) 「ハートフルフレンド」「ハートフルスペース」「ハートフルルーム」において実施する社会的自立に向けた支援の総称

取組事業

学校が取り組む事業	
①「子どもの社会的スキル横浜プログラム（Y-P）」の効果的な活用	
	学級編制や授業で「Y-Pアセスメント※・Y-P Zuzie※」を活用した支援検討会の実施
②いじめ根絶に向けた取組	
	「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施【新規】
	いじめ防止対策委員会を中心とした組織的取組 ・児童生徒がいじめについて話し合う場 ・いじめ解決一斉キャンペーン ・校内研修（年間計画に位置づけ） ・いじめアンケート、教育相談
③登校支援の取組	
	家庭との緊密な連携及び登校できても教室に入れぬ児童生徒への支援・配慮
	横浜教育支援センター（「ハートフルフレンド※」「ハートフルスペース※」「ハートフルルーム※」）や民間教育施設との連携推進

◆各学校における取組（例）	
	○ 「いじめ防止対策委員会」への心理や福祉の専門家、医師、弁護士等外部専門家の参加
	○ 「学校運営協議会」「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用した、いじめの問題などの情報共有と解決に向けた協議及び取組
	○ ネットいじめ等の予防に向けた教職員研修及び保護者啓発の実施

教育委員会事務局が取り組む事業	
①「子どもの社会的スキル横浜プログラム（Y-P）」の効果的な活用	
	「子どもの社会的スキル横浜プログラム（Y-P）」の活用を推進する研修の実施
	「子どもの社会的スキル横浜プログラム（Y-P）」活用事例集の作成配布
②いじめ根絶に向けた取組	
	「いじめ防止啓発月間（12月）」の設定と取組の促進【新規】
	ネットいじめ等に対する関係機関との連携の推進【新規】
	いじめ防止等に関する研修の実施
③登校支援の取組	
	「登校支援アプローチプラン」の活用研修の実施
	教員に対する不登校児童生徒理解研修の実施
	横浜教育支援センター（「ハートフルフレンド」「ハートフルスペース」「ハートフルルーム」）による再登校支援の充実及び民間教育施設との連携推進
	「不登校を一緒に考える『保護者のつどい』」の周知及び保護者支援の充実・強化
	「小中一貫型カウンセラー」配置の拡充（再掲）

重点取組4：文化芸術の体験を通じた豊かな感性や情操の醸成 ★

①文化芸術体験の場の充実 ★

本市では、「横浜トリエンナーレ」や「東アジア文化都市」の取組などを通じて、国内外へ横浜の魅力を発信するとともに、新進アーティストの発掘、育成や支援を進めています。また、横浜能楽堂等の施設の活用などにより市民の中に伝統・文化が継承されています。

こうした本市の取組や施設を活かし、子どもが優れた文化・芸術に触れ、その創造性や表現力に浸ることは、豊かな感性や情操の醸成につながります。このため、関係区局や関係機関との連携を深めるとともに、全市的に取り組む文化・芸術事業を活かし、子どもが優れた文化・芸術を学び体験できる機会の充実を図ります。



学校が取り組む事業	
①文化芸術体験の場の充実	
	文化的行事の実施（学習発表会、音楽会、「心の教育ふれあいコンサート」等 <small style="float: right;">〈小学校〉</small> 文化祭の実施（合唱、演劇、作品展示等）や部活動（文化部）の充実 <small>〈中学校〉</small>
◆各学校における取組（例）	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「横浜市立学校総合文化祭」への参加 ○ プロのアーティストによる中学生の文化芸術体験への参加 ○ 市立高校吹奏楽部等の小中学校における演奏会 ○ 関係団体との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「横浜美術館 子どものアトリエ」による学校のための造形体験プログラム・鑑賞プログラム ・ 「横浜市芸術文化教育プラットフォーム」学校プログラム ・ 文化庁「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」 	
教育委員会事務局が取り組む事業	
①文化芸術体験の場の充実	
	「ジュニアトリエンナーレ※」（26年度・29年度）事業の実施【新規】
	プロのアーティストによる中学生の文化芸術体験の開催【新規】
	「心の教育ふれあいコンサート」の開催
	「横浜市立学校総合文化祭」の開催
	中学校部活動（文化部）の活性化支援
	4校種「図画工作・美術・書道作品展」特別支援教育部門の開催

想定事業量

重点取組	項目	25年度末	30年度末
重点取組 1	「道徳授業力向上推進校」における研究の推進	0校	各区小学校1校 中学校1校 計36校
	各教科等との関連付けを明確化するための「道徳教育全体計画」「年間指導計画」の改訂	全校で作成済	全校で改訂
重点取組 2	「人権教育実践推進校」における授業研究の実施	17校	各区小中学校1校 高等学校1校 特別支援学校1校 計38校で実施
重点取組 3	「子どもの社会的スキル横浜プログラム(Y-P)」を教育課程や「人権教育年間計画」に位置付けている割合	55.5%	100%
	ハートフルルームの増設	8校	10校
	フリースクール等と連携した登校支援のための協働事業の実施	検討中	実施
重点取組 4	「横浜市芸術文化教育プラットフォーム」学校プログラム実施回数	205回	280回以上

コラム

本物の感動を ～心の教育ふれあいコンサート～

「心の教育ふれあいコンサート」は、プロのオーケストラによる本格的な演奏を子どもに体験してもらうために、平成10年度から横浜みなとみらいホールで開催しています。市内全ての小学校4～6年生(内1学年)・特別支援学校等の児童を対象とし、毎年3万人を超える子どもが演奏の素晴らしさを味わっています。

演奏する神奈川フィルハーモニー管弦楽団の団員さんの中には、小学生のときに参加したこのコンサートの演奏に憧れて音楽の道を目指し、現在は演奏者になっている方もいるそうです。

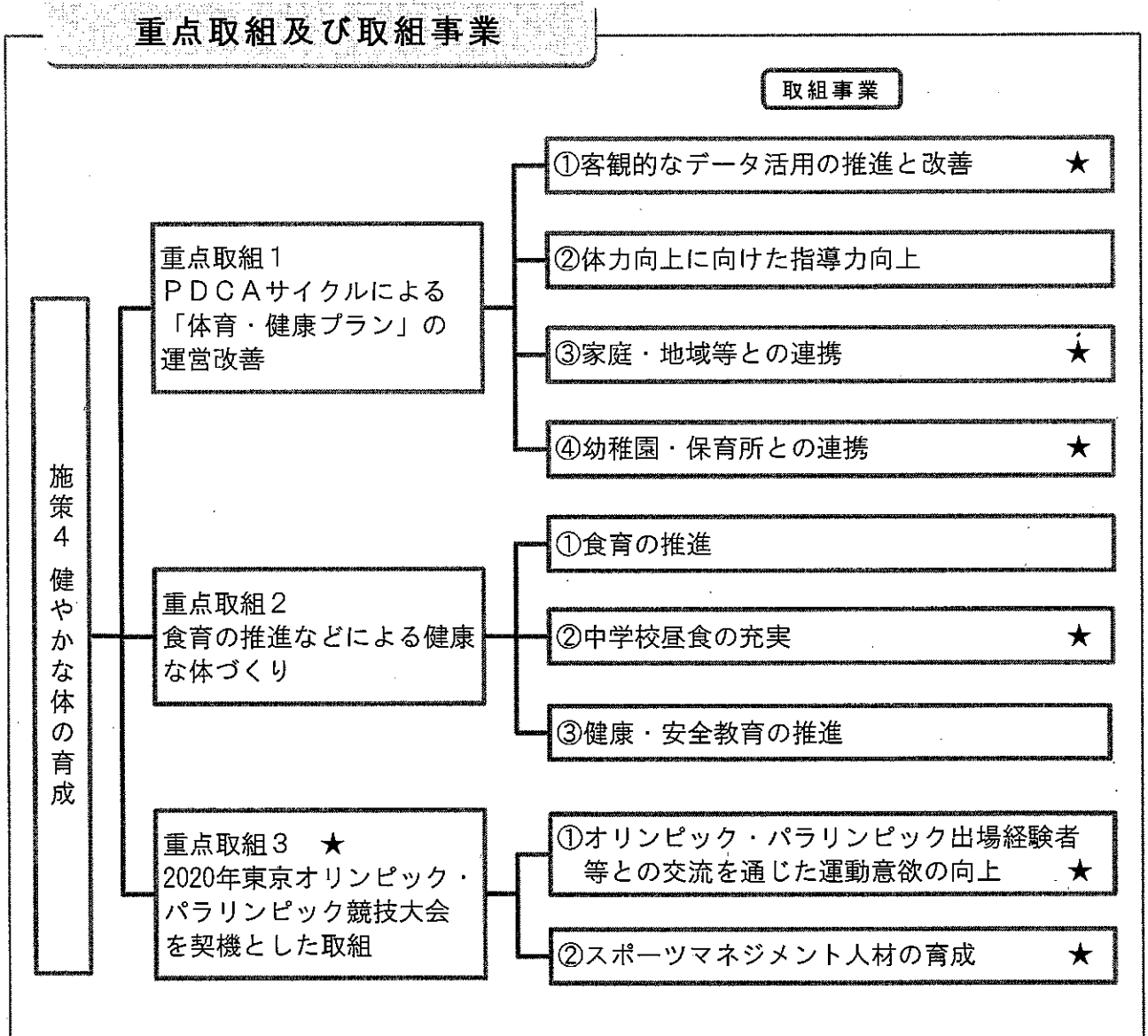
本物のホールで、本物の音楽や本物の「人」と出会うこのコンサートは、芸術文化への関心の向上につながるとともに、子どもが本物の感動を味わい、将来の職業や生き方にも影響を与える貴重な場ともなっています。



施策4 健やかな体の育成

施策の方針

- 「横浜市子どもの体力向上プログラム」に基づき、運動に親しむ子どもを育みます。
- 体力・運動能力調査を活用した学校の目標・取組を保護者や地域と共有し、連携して体力向上に取り組みます。
- 食育を推進し健康な体をつくる子どもを育みます。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、運動意欲の向上や運動機会の拡充を図ります。



目指すべき方向性と取組事業

重点取組1：PDCAサイクル^(注21)による「体育・健康プラン」の運営改善

①客観的なデータ活用の推進と改善 ★

体力は健康な生活を営む上でも、物事に取り組む意欲や気力の充実にも深く関わっており、児童生徒が豊かで充実した生活を送る上で大変重要なものです。

本市では「横浜市スポーツ振興計画」などでも子どもの体力のピークである昭和60年頃の体力水準を目指すと、「体力向上1校1実践運動^(注22)」などに取り組んできています。しかし、本市の児童生徒の体力は依然として全国平均と比べても低い状態にあります。

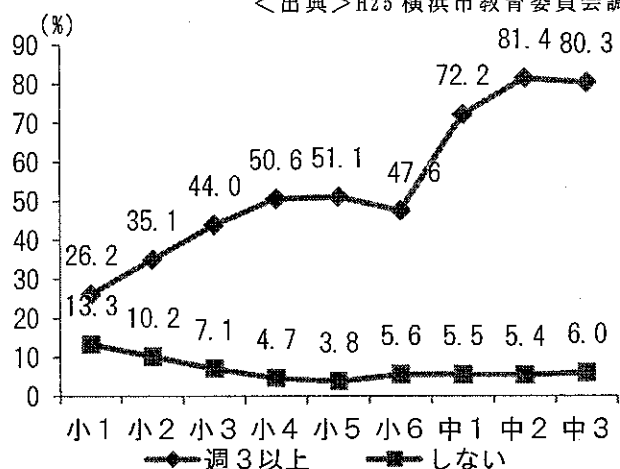
そこで、児童生徒が体力・運動能力調査の結果から、自らの体力の状況を把握しやすくする仕組みを構築するとともに、学校が調査による客観的なデータを活用・分析し、「体育・健康プラン^(注23)」の運営改善を図り、体力の向上に取り組みます。

②体力向上に向けた指導力向上

小学校では運動を「ほとんど毎日(週3日以上)する」児童が少なく、中学校では運動を「しない」生徒が一定程度いる状況です。

そこで、全ての児童生徒が、運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、教員の指導力の向上による授業の充実を図るとともに、主体的に運動するきっかけづくりを進めます。

■運動の頻度が「週3日以上」「しない」と答えた割合
 <出典>H25 横浜市教育委員会調べ



③家庭・地域等との連携 ★

家庭や地域に対して生活習慣や運動習慣の大切さや工夫改善について啓発していくことは、子どもの体力向上につながります。

そこで、体力・運動能力調査の結果や、これに基づき各学校が策定する「体育・健康プラン」について、家庭や地域に積極的に説明し、学校と家庭・地域とが連携して運動習慣や生活習慣の見直しを図り、体力づくりを進めます。

④幼稚園・保育所との連携 ★

子どもの体力向上のためには、小中学校における取組だけでなく、幼稚園・保育所などの早い段階から、遊びを通して多様な動きを経験し、小学校以降の運動につながる基本的な動きを身に付けることが重要です。

そのため、幼稚園・保育所による小学校校庭の活用、遊びを通じた体力づくりの状況や体力の実態を共有し、学校と幼稚園・保育所が連携した取組を進めます。

(注21) Plan (計画) -Do (実施) -Check (評価) -Action (改善) を繰り返し、継続的に取組を検証・改善するサイクル

(注22) 「体育・健康プラン」に基づく、自校の特色を活かした体力向上の取組(全小中学校)

(注23) 体育・健康に関する指導の全体計画で、小中学校各校の実態を踏まえ作成するプラン

取組事業

学校が取り組む事業	
①客観的なデータ活用の推進と改善	
	「体力・運動能力調査個人シート」の提供等による家庭と連携した体力向上【新規】
	学校独自指標を活用した「体力向上1校1実践運動」の運営改善【新規】
	体力・運動能力調査の結果分析等を基にした「体育・健康プラン」の運営改善

◆各学校における取組（例）	
	○ 運動会（体育祭）、体力テストなどの体育的行事への保護者の参画
	○ 土曜日授業や土曜日の学習支援を活用した、親子体力づくりイベント等の開催
	○ 児童会（生徒会）や委員会活動等における体力向上の取組
	○ 地域人材等の活用による、朝や休み時間、放課後等を活用した外遊びの推進
	○ 小学校校庭の活用等による幼稚園・保育所と連携した体力づくりの推進
	○ 運動会、授業研究会等の小学校の活動を通じた保育士等との連携

学校教育事務所が取り組む事業	
②体力向上に向けた指導力向上	
	「体力向上推進校」（H27～体力向上研究校）への重点的な支援・指導

教育委員会事務局が取り組む事業	
①客観的なデータ活用の推進と改善	
	体力・運動能力調査の結果の配付と分析ソフト活用の促進【新規】
	体力・運動能力調査の結果の分析と改善に向けた方策の発信
②体力向上に向けた指導力向上	
	「体力向上推進校」（H27～体力向上研究校）の指定と研究成果の発信
	教員の指導力向上に向けた研修の実施
③家庭・地域等との連携	
	「はまっ子ふれあいスクール」「放課後キッズクラブ」「放課後児童クラブ」等との「子どもの遊び場づくり」に関する連携【新規】
	運動習慣の確立に向けた家庭・地域との連携に関する学校への啓発
④幼稚園・保育所との連携	
	体力づくりに関する保育士研修への体育科指導主事の参画【新規】
	幼稚園・保育所と連携した子どもの体力づくりに関するこども青少年局との連携

重点取組2：食育の推進などによる健康な体づくり

①食育の推進

児童生徒の食生活の乱れが問題となる中で、望ましい食習慣を身に付けることができるよう、食に関する指導の充実が期待されています。

食の自己管理ができる児童生徒の育成に向け、学校がそれぞれの実態に応じた食育の取組を進めるほか、関係部署や民間企業等と連携し、食育指導のテキストを作成するなど、食育を推進します。

②中学校昼食の充実 ★

中学校では平成25年度中に、家庭弁当を持参できない場合のために、全校で業者弁当等が購入できる体制を整えました。

今後は、家庭弁当の持参を基本としつつ、弁当を持参できない場合などに、栄養バランスのとれた温もりのある昼食を提供できるようにします。

③健康・安全教育の推進

病気の予防に関する教育や喫煙、飲酒、薬物乱用の防止に関する教育、けがの防止に関する教育、放射線教育等について、関係機関や家庭などと連携して取り組み、健康な体づくりを進めます。

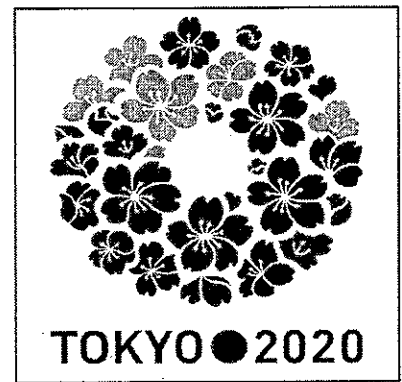
取組事業

学校が取り組む事業	
①食育の推進	
	「食育の全体計画」に基づく食育の実施
◆各学校における取組（例）	
	○ 保健体育、家庭科、特別活動など、教科等の授業の中で進める食育の充実
	○ 学校給食・昼食で進める、基礎的な食に関する指導の充実
	○ 企業、関係部局の食育の出前講座の活用や地域の生産者等、食に関わる専門家から学ぶ取組の充実
教育委員会事務局が取り組む事業	
①食育の推進	
	「食育実践推進校」の指定と研究成果の発信
	庁内関係部局、民間企業、「よこはま学校食育財団」等と連携した食育の推進
②中学校昼食の充実	
	全中学校で栄養バランスのとれた温もりのある昼食の提供
③健康・安全教育の推進	
	「薬物乱用防止教育に関するプログラム」の作成【新規】

重点取組3：2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組 ★

①オリンピック・パラリンピック出場経験者等との交流を通じた運動意欲の向上 ★

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定を受け、運動習慣や体力づくりに関する興味関心が高まるとともに、スポーツ振興に関する積極的な取組が進められています。一流のアスリートのプレーを見たり、直接指導を受けたりする機会は、子どもにとって貴重な体験となります。



未来を担う子どもの教育の中に、オリンピック・パラリンピックの開催の成果が残せるよう、関係区局や関係機関と連携し、スポーツをより身近に楽しく感じられる様々な運動機会を拡充するほか、トップアスリート等外部人材を活用した体力づくりを進めます。

②スポーツマネジメント人材の育成 ★

スポーツの振興や普及を進める上では、アスリートの育成以外にも、アスリートのサポートやスポーツの振興を担う人材を育成していくことも重要です。

横浜商業高校スポーツマネジメント科では、横浜市スポーツ医科学センターや市内プロスポーツ球団等との連携とともに、トップアスリート、スポーツ関係研究者・経営者等に触れる機会を設け、競技力の向上及びスポーツ振興に関わる人材を育成します。



学校が取り組む事業	
①オリンピック・パラリンピック出場経験者等との交流を通じた運動意欲の向上	
	「はまっ子スポーツウェーブ*」「中学校総合体育大会」等への参加を通じたオリンピック・パラリンピアン等との交流【新規】
	地域や学校の実態に応じた部活動の充実

- ◆各学校における取組（例）
- 「はまっ子ふれあいスクール」「放課後キッズクラブ」との体力向上に向けた連携
 - より多くの生徒が参加できるような部活動の実施形態の工夫
 - 総合型地域スポーツクラブや大学との連携
 - 「横浜熱闘倶楽部スポーツ交流事業」の活用
 - 「オリンピックを契機としたスポーツ振興事業」（市民局スポーツ振興課）の活用
 - 「かながわアスリートネットワーク」（神奈川県体育協会）の活用

教育委員会事務局が取り組む事業	
①オリンピック・パラリンピック出場経験者等との交流を通じた運動意欲の向上	
	「はまっ子スポーツウェブ」「中学校総合体育大会」等へのオリンピック・パラリンピアン等の招へい【新規】
	ゴールボール選手育成強化支援【新規】
	ホームページによる外部人材派遣に関する情報提供【新規】 ・部活動外部指導者派遣 ・トップアスリート等派遣
	他部局・関係機関等と連携した、トップアスリート等外部人材を活用した子どもの体づくりの推進
	「部活動の指針」の見直し及び地域や学校の実態に応じた部活動の支援 ・関係機関（団体）等との連携、外部指導者派遣、研修の実施等
②スポーツマネジメント人材の育成	
	横浜商業高校スポーツマネジメント科における競技力向上とスポーツに関わる人材の育成【新規】

コラム 横浜商業高校スポーツマネジメント科を支援する方々

◆教育顧問 平野 裕一氏
国立スポーツ科学センター 副センター長・スポーツ科学研究部長・主任研究員



<メッセージ>

スポーツに関する学習・実践を通して、自らをマネジメントする能力を育てることを目指しているスポーツマネジメント科から、将来スポーツの振興・活性化の担い手となっていただくことを期待しています。

◆特別講師 松下 浩二氏
日本人初 プロ卓球選手。ヤマト卓球株式会社代表取締役社長。4度の五輪出場や世界卓球選手権ダブルスでの銅メダル獲得など、数々の戦歴を誇る日本を代表する元卓球選手。ドイツなど海外のトップリーグでもプレー。引退後は現役選手のマネジメントにも尽力している。



<メッセージ>

横浜商業高校スポーツマネジメント科で、スポーツや健康に関する学習や実践を通じて、スポーツとそのマネジメント能力を育み、生涯にわたってスポーツの振興発展に寄与する人材に育っていただくことを願っています。



◆スペシャルサポーター プロ野球選手 上原 浩治氏
スポーツマネジメント科を応援しています！

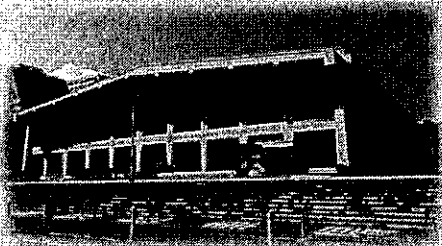
<メッセージ>

多くの人に勇気と感動を与えるスポーツ。このスポーツを様々な面から支える人材を育てるスポーツマネジメント科が横浜に誕生したことで大いに期待しています。

コラム オリンピック・パラリンピックが遺すもの

●東京オリンピックの競技会場

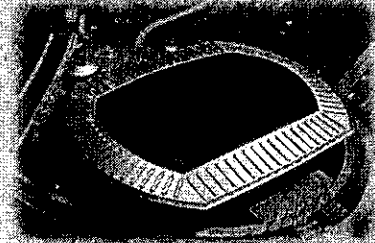
1964年に開かれた東京オリンピックでは、三ツ沢蹴球場（三ツ沢公園球技場）でサッカーが、横浜文化体育館でバレーボールが行われました。



左の写真にある横浜文化体育館は、東京オリンピックに先立つ1962年に完成しました。オリンピック後も「文体（ぶんたい）」の愛称で広く市民に親しまれ、各種スポーツ競技やイベントを開催し今日に至ります。

1964年の東京オリンピックから56年後の2020年には、再び横浜（横浜国際総合競技場（右写真））がサッカーの競技会場となる予定です。

56年前と同じように、そして、2002年の日韓ワールドカップの時のように、世界の人々との友好を図りましょう。



●パラリンピック開催の先に

右の写真は、2020年のオリンピック・パラリンピック誘致のプレゼンテーションで見事なスピーチを行った佐藤真海さんが、「トライアスロン横浜大会」に出場した時のものです。

前回の東京オリンピックと2020年の東京大会の違いの一つがパラリンピックが開催されることです（パラリンピックが正式名称となったのは1988年ソウル大会）。障害者の福祉的な観点から、競技スポーツとして確立しつつあるパラリンピックが、2020年の東京大会でこれまで以上に盛り上がりを見せ、障害のある方への理解を深めるきっかけとなるでしょう。

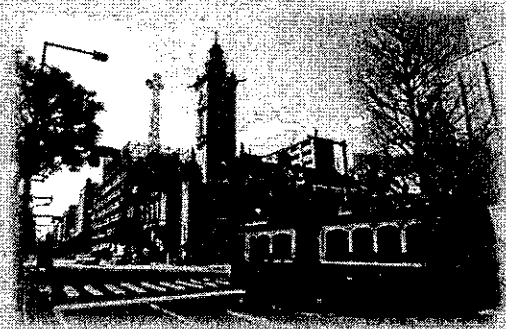


●横浜の街を案内します！

「英語で横浜の街を案内できるようになる」これは、全国に先がけて、小学校1年生から英語活動を取り入れた本市において、中学校卒業時の英語力の目標として掲げたものです。

2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会開催時には、世界中から多くの外国の方が東京、そして横浜を訪れます。訪れた方々に横浜を案内できるよう、もう一度、英語力やコミュニケーション能力に加え、私たちが住む街「横浜」の歴史・文化を見つめ直していきます。

約半世紀ぶりに開かれる世紀の祭典の後、子どもにコミュニケーション能力や異文化に対する理解、自国への愛情・誇りといった思いを遺せるよう、オリンピック・パラリンピックを横浜の教育に活かします。



想定事業量

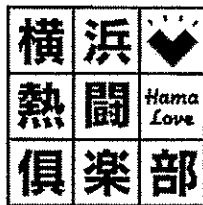
重点取組	項目	25年度末	30年度末
重点取組 1	「体力・運動能力調査分析ソフト」等を活用した取組の改善	未実施	全小中学校
	「体力向上研究校」の指定と研究成果の発信	0校	各方面に研究校 小学校2校 中学校1校 (27年度)
	幼保小連携推進地区等を活用した子どもの体力づくりの推進	未実施	累計50校
重点取組 2	「食育実践推進校」の指定	小中学校 計9校	小・中・高等学校 計20校
	民間企業等による食育出前講座の受講機会の拡大	受講可能校数 200校分確保	受講可能校数 300校分確保
重点取組 3	部活動において外部人材等を活用できる体制の整備	検討中	30年度までに 体制整備

事業解説

横浜熱闘倶楽部

「横浜熱闘倶楽部」は、次代を担う青少年に夢や目標を与え、市民の連帯感の醸成と地域の活性化、市民スポーツの振興を図るため、市民とともに地元プロスポーツチーム（横浜 DeNA バイスターズ、横浜 F・マリノス、横浜 FC、横浜ビー・コルセアーズ：平成26年10月現在）を支援し、市民が誇れるプロスポーツチームが育つ街の実現を目的として、平成7年に設立されました。

子どもに夢や目標を与えるため、プロスポーツチームは学校を訪問して技術指導や食育教室を行ったり、夢について考えてもらう授業を行ったりしています。また、子どもを試合観戦に招待し、一流のプレーを観る機会を作っています。ぜひ、横浜のプロスポーツチームを応援してください。



コラム 保護者が参画した体力テスト

白幡小学校では、体力テストに保護者が参画し、子どもの体力の現状を共有し、家庭を巻き込んだ体力向上につなげています。

土曜日を使って、全学年の計測・測定を保護者が行いました。

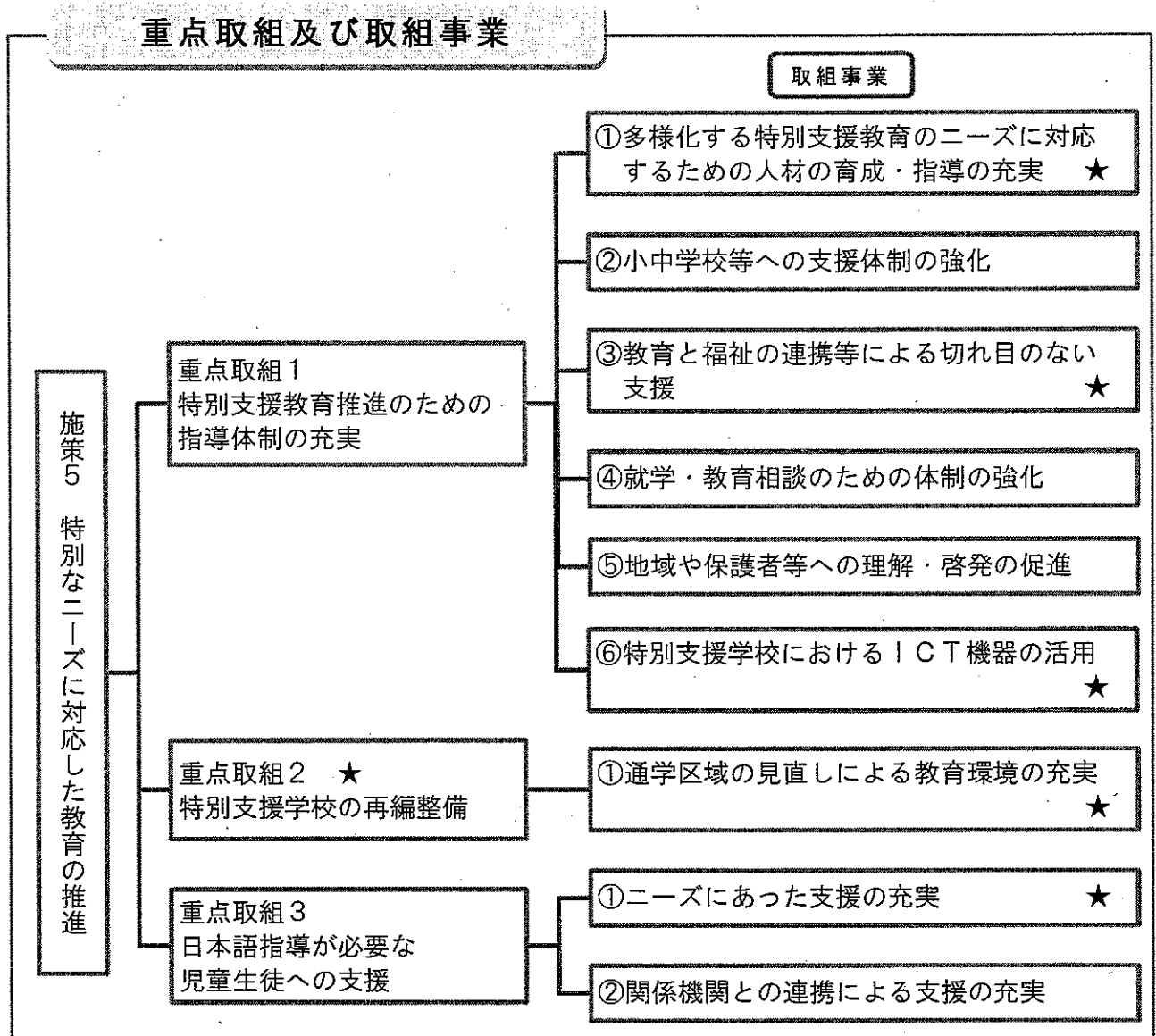
「子どもの体力が低下していると聞いたけど・・・」保護者は自分の子どもだけではなく、他のクラスや学年、そして学校の体力の現状を目の当たりにしました。家庭での運動習慣の見直しにとどまらず、地域コミュニティとして、子どもの体力向上に向けて何ができるのかを考える契機となりました。多くの保護者サポーターのおかげで、実施時間が大幅に短くなったという成果もありました。



施策5 特別なニーズに対応した教育の推進

施策の方針

- 特別な支援が必要な子どもの状況に応じた指導・支援のため、研修や校内指導体制を充実させます。
- 通学区域の見直しによる特別支援学校の再編整備を行います。
- 日本語指導が必要な子どものニーズに合わせた教育を行い、学校生活に適應する力と学習に必要な力を育成します。



目指すべき方向性と取組事業

重点取組1：特別支援教育推進のための指導体制の充実

①多様化する特別支援教育のニーズに対応するための人材の育成・指導の充実 ★

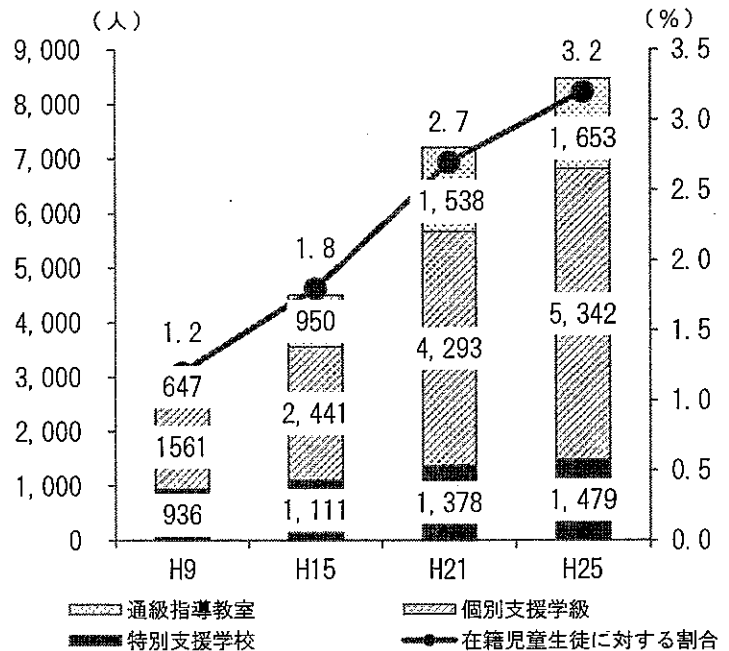
本市では、小中学校の在籍児童生徒数が漸減傾向にあります。特別な支援を要する児童生徒の人数は増加しています。また、自閉症、学習障害、ADHD等の発達障害に関する教育相談件数も増えています。

一般学級において特別な支援を要する児童生徒が増加し、求められる支援が多様化している状況の中で、通級指導教室や特別支援教室等を活用するとともに、児童生徒一人ひとりのニーズに適切に対応し、全ての教員が障害特性を理解し、児童生徒

の得意なことを引き出し、才能を伸ばす指導・支援を行うための具体的な支援策を検討します。また、ケーススタディを重視した研修の充実による専門性の向上や、大学等専門機関への派遣によるリーダーの養成を進めます。

■特別な支援を必要とする児童生徒数の推移

<出典>横浜市教育委員会調べ



②小中学校等への支援体制の強化

本市では、小中学校等からの相談や小中学校教員への研修、児童生徒本人や保護者等からの相談に対応するために、特別支援学校や通級指導教室、地域療育センター等の担当者が支援を行う機能（横浜型センター的機能）を整備しています。

引き続き、通級指導教室や特別支援学校等の「横浜型センター的機能」を担う各機関の特性を活かし、小中学校の教員に対して、個々の状況に応じたアドバイスを行うことにより、特別な支援を要する児童生徒を的確に支援します。

③教育と福祉の連携等による切れ目のない支援 ★

特別な支援を要する児童生徒は、学校以外にも、放課後や夏休みに福祉サービス等を利用するほか、特別支援学校高等部では、自立や社会参加に向けた就労支援等の事業も活用しています。

各学校において、こども青少年局、健康福祉局、区役所等と連携し、幼保小連携による情報の共有化、放課後支援サービスや就労支援事業等の利用状況の把握に努め、特別な支援を要する児童生徒に対する切れ目のない支援を進めます。

④就学・教育相談のための体制の強化

教育上配慮を必要とする児童生徒の就学・教育相談については、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、成長段階に応じた柔軟な教育的判断(支援)が求められています。

迅速で適正な就学・教育相談を行うため、特別支援教育総合センター、学校教育事務所、地域療育センター等、各機関の関わり方を見直し、就学前から卒業後までを見通した相談体制の強化を図ります。

⑤地域や保護者等への理解・啓発の促進

インクルーシブ教育^(注24)を推進するためには、障害に対する正しい知識の理解が求められています。このため、特別支援学校と小中学校の交流や、特別支援学校・個別支援学級・通級指導教室での教育活動の周知を積極的に行い、地域や保護者への啓発を進めます。

⑥特別支援学校におけるICT機器の活用 ★

特別支援学校には、障害の状況や病気の症状により体の動きや物の見え方等に制限がある児童生徒が多く在籍しています。軽量で携帯可能なタブレット端末や、物の形を再現できる3Dプリンターの活用により、物の形を手で触って確認できたり、少ない動作で図や文字を拡大したり、文字入力ができるなど大きな学習効果が期待できます。

障害のある児童生徒の学習の質を高めるため、タブレット端末等の効果的な活用方法の研究を推進するとともに、全特別支援学校へのタブレット端末・無線LANの整備を進めます。

取組事業

学校が取り組む事業

①多様化する特別支援教育のニーズに対応するための人材の育成・指導の充実

- ・「特別支援教育コーディネーター^{*}」を中心とした校内特別支援教育の充実
- ・「自閉症教育の手引き」等を活用した校内研修の実施
- ・一般学級の児童生徒に対して個別的な対応をする特別支援教室の活用

学校教育事務所が取り組む事業

①多様化する特別支援教育のニーズに対応するための人材の育成・指導の充実

- ・指導主事に対する特別支援教育に関する研修の実施

(注24) 一人ひとりの子どもの持てる能力や可能性を最大限に伸ばすことを目的として、障害のある子どもとない子どもとが、可能な限り同じ場で教育を受けられるようにしようとする考え方

教育委員会事務局が取り組む事業	
①多様化する特別支援教育のニーズに対応するための人材の育成・指導の充実	
	一般学級における指導方法の研究 ・特別支援教室の活用方法【新規】 ・ユニバーサルデザインの視点に基づく授業
	「特別支援教育コーディネーター」の機能強化とスキルアップ ・外部関係機関との連携強化 ・連絡協議会での事例研究、情報共有
	特別支援教育推進のリーダーとなる教員の育成 ・特別支援教育に関する教職員研修の充実 ・専門家支援チームの派遣
	通級指導教室の教育環境の充実
②小中学校等への支援体制の強化	
	小中学校等に対する「横浜型センター的機能」の充実
	「特別支援教育支援員」への研修の実施
	「学校支援担当者連絡会」の充実 ・事例研究、情報共有によるスキルアップ
	「聴覚障害児に対するノートテイクボランティア事業」の実施
③教育と福祉の連携等による切れ目のない支援	
	幼保小連携による情報の共有化【新規】 ・研究実践校による研究
	「特別支援学校進路担当者連絡会」の開催【新規】 ・事例研究、情報共有によるスキルアップ
	「夏休み支援事業」「放課後等デイサービス事業」（こども青少年局）との連携
	「特別支援教育支援員事業」「放課後児童健全育成事業」（こども青少年局） 「移動支援事業」（健康福祉局）との連携 ・各事業のスタッフの「特別支援教育支援員研修」への参加 ・「特別支援教育支援員研修修了者」への他事業についての周知
	「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」活用のための研修会実施
	「高等特別支援学校等就労支援員」の配置
④就学・教育相談のための体制強化	
	特別支援教育総合センターと学校教育事務所との連携強化
⑤地域や保護者等への理解・啓発の促進	
	地域や保護者への理解・啓発 ・保護者教室の開催 ・4校種「図画工作・美術・書道作品展」特別支援教育部門の開催（再掲）
	特別支援学校と小中学校の副学籍による交流教育・共同学習
⑥特別支援学校におけるICT機器の活用	
	主体的な学習のための効果的なタブレット端末の活用【新規】
	研究の成果に基づく、全特別支援学校へのタブレット端末の配布【新規】
	学習効果をより高めるための3Dプリンターの活用【新規】

事業解説

ユニバーサルデザインの視点に基づく授業

ユニバーサルデザインとは「全ての年齢や能力の人に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザイン」と定義されています。

ユニバーサルデザインの視点に基づく授業とは、教科教育と特別支援教育を融合させ、全ての子どもに「わかる・できる」授業をデザインしていこうとするものです。このことは、授業のレベルを下げるということではありません。

一般学級の教科学習において、特別支援教育で生み出された様々な工夫を取り入れ、全ての子どもへの授業に対する意欲を高めたり、理解を深めたりすることを目指すものです。

重点取組2：特別支援学校の再編整備 ★

①通学区域の見直しによる教育環境の充実 ★

市立の肢体不自由特別支援学校は、軽度の障害児を対象とした学校1校、重度の障害児を対象とした学校4校の合計5校が設置されています。

軽度の学校は1校であるため、スクールバスによる送迎が長時間化するほか、重度の学校は児童生徒数の増加による教室の狭隘化や、音楽室・図工室等特別教室の不足が課題となっています。

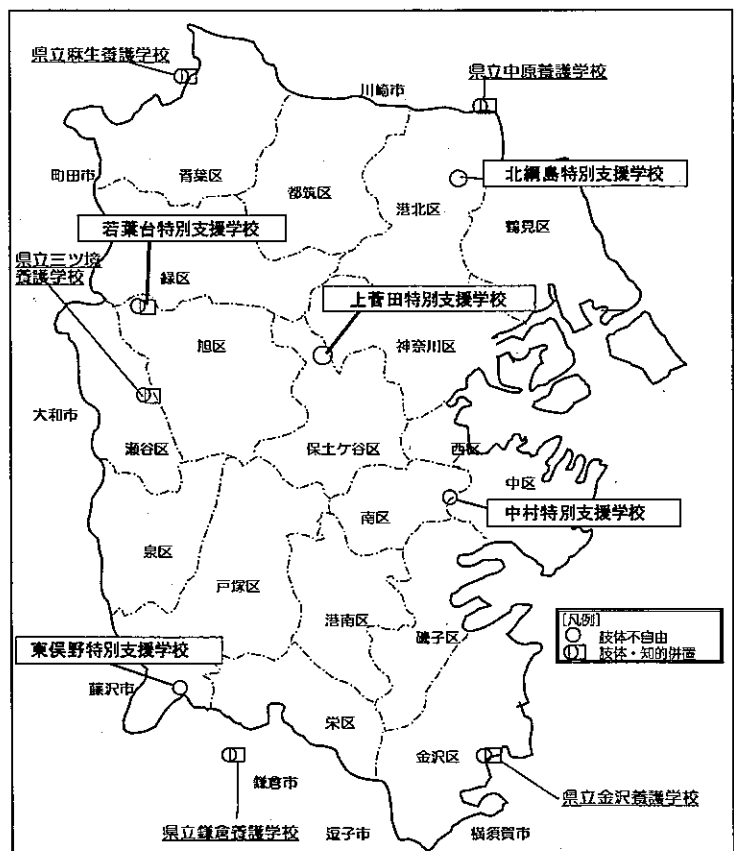
また、障害の状況に関わらず、より居住地に近い学校を選択するニーズが高まり、障害の程度による特別支援学校の役割分担が薄れてきています。

そこで、神奈川県教育委員会との協議も含め通学区域の見直しを行い、障害の程度による学校選択ではなく、より居住地の近くの肢体不自由特別支援学校への通学を推進し、送迎の長時間化や教室の狭隘化等の解消と、教育環境や教育活動の充実を図ります。



教育委員会事務局が取り組む事業	
①通学区域の見直しによる教育環境の充実	
	肢体不自由特別支援学校の再編整備【新規】
	重症心身障害児施設入所児童生徒への教育対応(特別支援学校分教室の設置)【新規】
	特別支援学校スクールバスの運行
	看護師配置と医療的ケアの充実

■横浜市及び周辺特別支援学校
(肢体不自由) 分布図



重点取組3：日本語指導が必要な児童生徒への支援

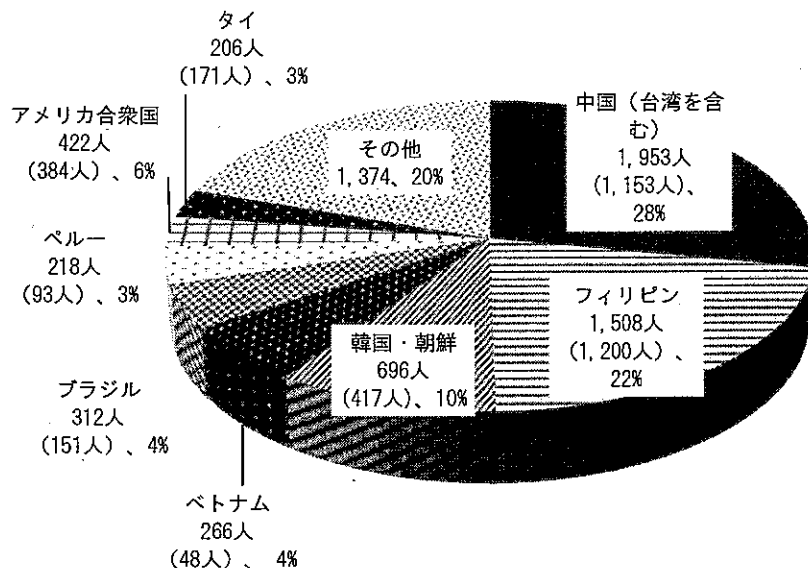
① ニーズにあった支援の充実 ★

日本語指導が必要な児童生徒については、対象児童生徒の増加や母語の多様化により、対応が困難になってきているとともに、教科学習等に必要な日本語の習得に時間がかかるなどの課題が生じています。また、日本語指導が必要な児童生徒が多数に上る学校では、個々のニーズに合わせた対応に課題があります。

このため、日本語指導が必要な児童生徒のニーズに合わせた学習支援を進められるよう、母語による初期適応支援、日本語教室での指導、補助指導員の配置等を拡充します。

■外国籍等児童生徒の国籍内訳（全6,955人）

＜出典＞H25 横浜市教育委員会調べ



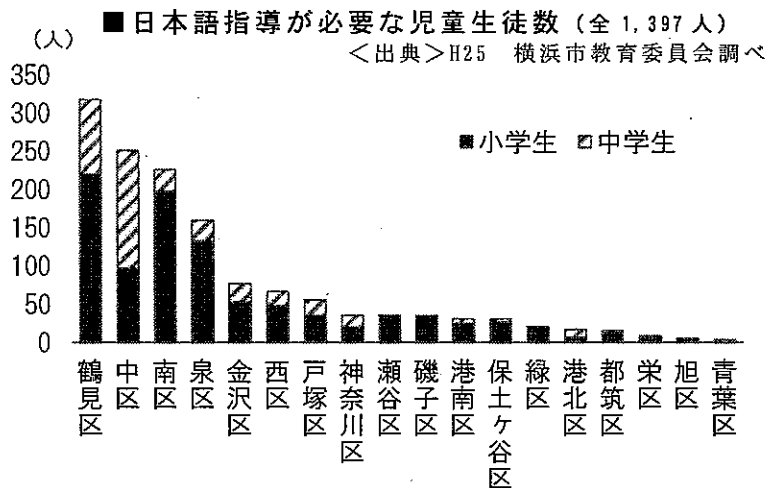
（ ）は外国につながる児童生徒数※（内数）

※国籍は日本でありながら、以前は外国籍だった児童生徒、両親の両方又はどちらか一方が外国籍である児童生徒等、様々な形で外国につながる児童生徒を総括した呼び方

② 関係機関との連携による支援の充実

日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の取組について、区役所や「国際交流ラウンジ（注25）」等との連携が進み、例えば、中区と連携した「母語支援サポーター（注26）」の派遣や、南区と連携した「学習支援教室」の開催など、様々な取組が展開されてきました。

引き続き、区役所等の関係機関とのネットワークにより情報や課題を共有し、日本語指導が必要な児童生徒のニーズに合わせたきめ細かな支援を行います。



（注25）市内在住の外国人向けの生活情報提供、相談の多言語による実施や通訳ボランティアの派遣、日本人との交流活動等を行う施設
 （注26）日本語指導が必要な児童生徒の母語を用いて、生活適応支援や学習支援を行うボランティア

取組事業

学校が取り組む事業	
① ニーズにあった支援の充実	
	外国籍等で日本語指導が必要な児童生徒への支援 (日本語指導が必要な子どもの指導計画の作成)【新規】
② 関係機関との連携による支援の充実	
	関係機関とのネットワークづくり、情報提供の推進

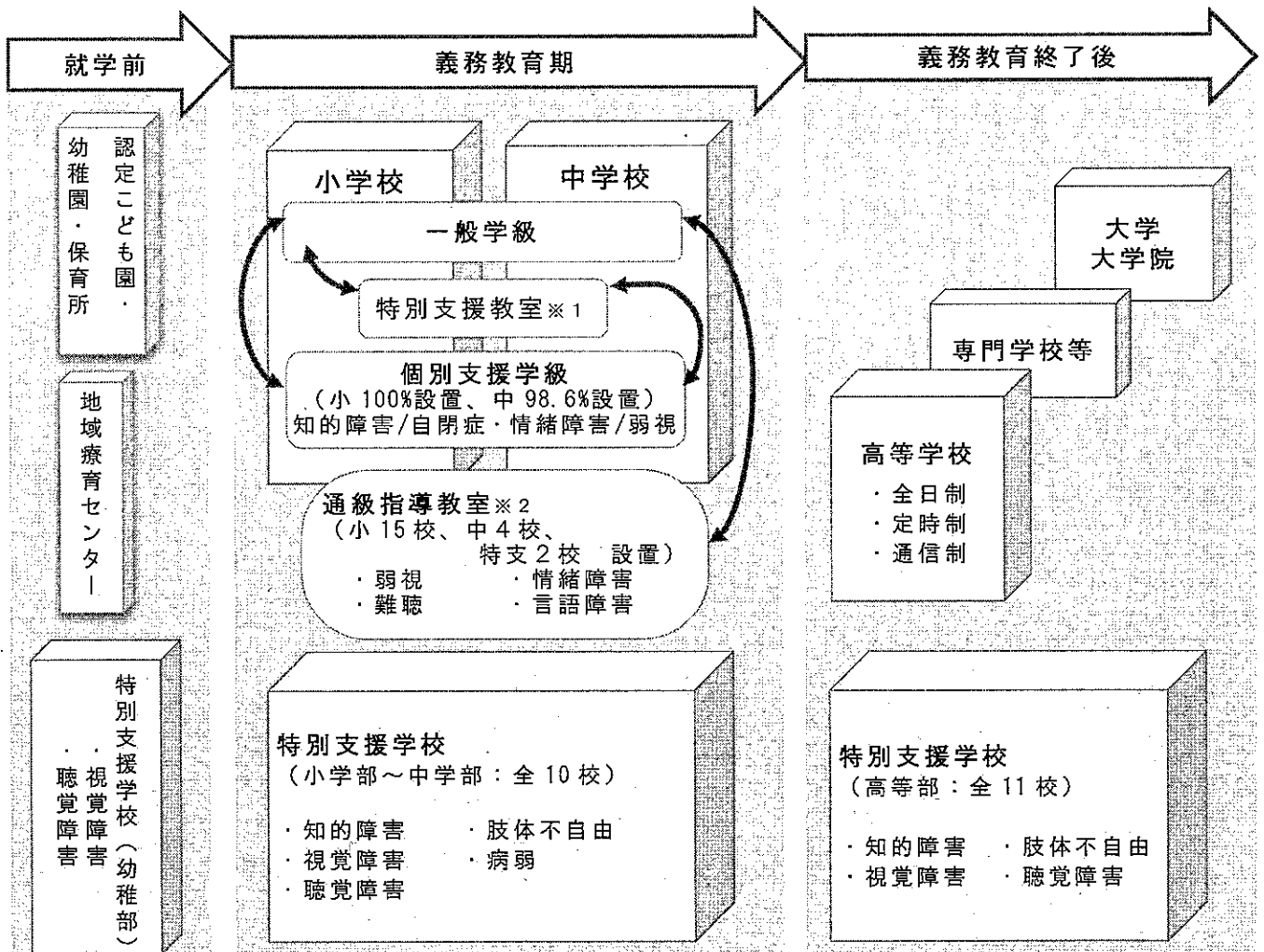
教育委員会事務局が取り組む事業	
① ニーズにあった支援の充実	
	日本語指導資料の作成・活用 ・多言語による学校生活紹介ビデオの作成・活用【新規】 ・「日本語指導が必要な児童生徒の受入・指導マニュアル」の更新
	帰国・外国籍児童生徒等への日本語指導の充実 ・入学前の日本語指導等の教室の開始【新規】 ・日本語教室の充実
	日本語指導支援人材の配置・育成 ・国際教室担当教諭指導研修の実施 ・日本語指導が必要な児童生徒のための非常勤講師・補助指導員の配置
	夜間学級 [*] に在籍する日本語指導が必要な生徒への支援体制の強化
② 関係機関との連携による支援の充実	
	「国際交流ラウンジ」等、外部機関と学校との連携
	学校通訳等のボランティア人材の確保、育成

想定事業量

重点取組	項目	25年度末	30年度末
重点取組1	特別支援教室の活用方法の研究と指導体制の充実	特別支援教室を小中学校に全校整備	特別支援教室への特別支援教育非常勤講師を100校に配置
	特別支援教育推進のリーダーとなる教員の育成	0名	50名育成
重点取組2	特別支援学校の再編整備	検討	再編完了
重点取組3	日本語指導が必要な子どもの指導計画の作成	(26年度から作成)	対象校全校で作成(28年度)

参考資料

横浜市における特別支援教育の場 (H26 現在)



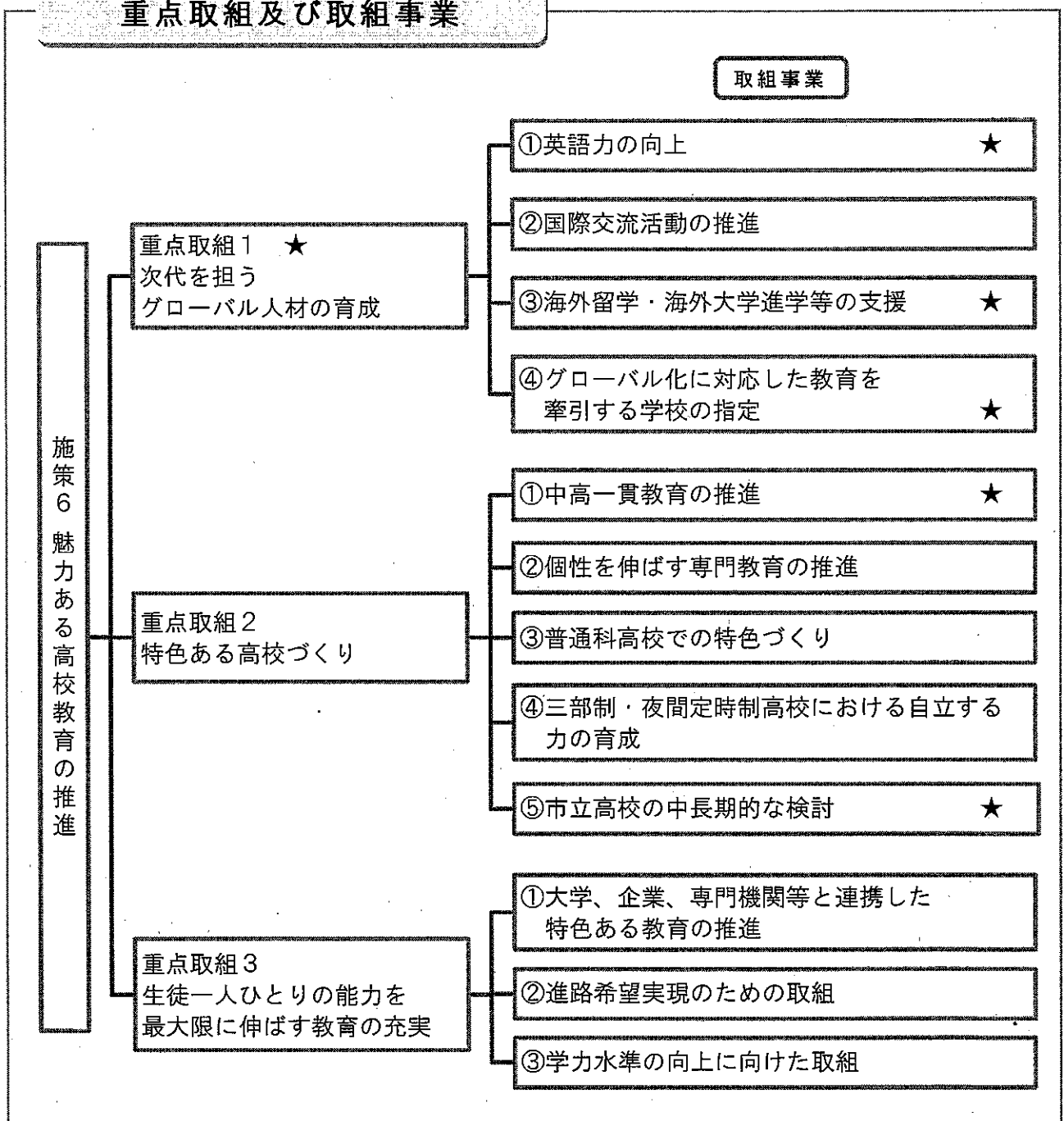
※1 特別支援教室：集団では学習に参加することが難しい児童生徒が、一時的に一般学級を離れて、落ち着ける環境の中で学習するためのスペース
 ※2 通級指導教室：一般学級に在籍する、比較的軽度の障害がある児童生徒に対して、障害の状態に応じて特別な指導をするための場

施策6 魅力ある高校教育の推進

施策の方針

- 多様な文化・価値観への理解を深め、世界的視野や問題解決能力等を養い、国際共通語である英語の力を強化することで、国際社会で活躍できる人材を育成します。
- 特色ある高校づくりを推進し、市立高校への市民の信頼と期待に応えます。
- 次代を担う人材の育成や生徒一人ひとりの能力を伸ばす教育を実践します。

重点取組及び取組事業



目指すべき方向性と取組事業

重点取組1：次代を担うグローバル人材の育成 ★

①英語力の向上 ★

グローバルに活躍するための基礎となる英語力を身に付けさせるため、TOEFL等の外部指標を活用して英語力の状況を把握し英語教育の検証・改善を行うとともに、生徒が英語を学ぶ際のモチベーションを高めます。

②国際交流活動の推進

多様な価値観を持った人々と協働・共生するためには、主体性・積極性やチャレンジ精神などに加え、横浜の歴史や日本の伝統文化への理解を深め、自らのアイデンティティを確立するとともに、異なる文化や価値観を尊重する姿勢を育成する必要があります。

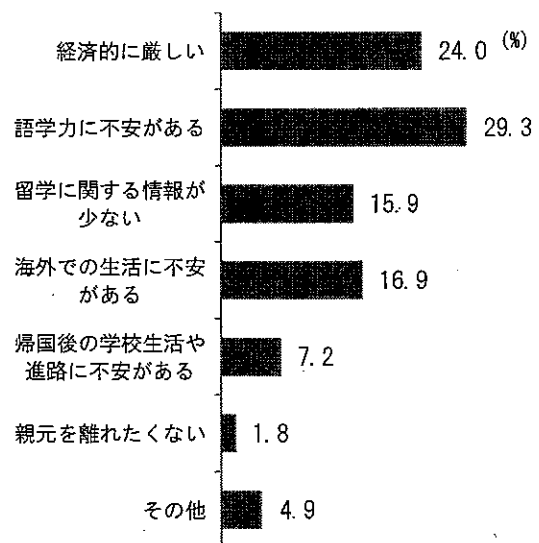
そのために、全市立高校で必修科目としている日本史の学習を深めるとともに、大学・企業等との連携による多様な人々との交流や国際ボランティア活動への参加、また海外で活躍するスペシャリストから指導の機会を設けることで、国際的な視野を身に付けることができるような活動を積極的に進めます。

③海外留学・海外大学進学等の支援 ★

本市の国際性を活かし、今後とも横浜が国内外から多くの人々を引き付け、横浜の子どもが世界に目を向けて活躍していくためには、豊かな語学力・コミュニケーション能力や国際的な視野を持ち、活躍できる「グローバル人材」（61ページ事業解説参照）を高校生の段階から育成していくことが必要です。

そこで、高校段階からグローバルに活躍する視点やチャレンジ精神を持つ高校生に対して、海外留学や海外大学進学に向けた様々な支援を行います。

■海外留学したいが具体的に決まっていない理由
 <出典>市立高校生の海外留学に関する意識調査より
 H25.6 横浜市教育委員会調べ



④グローバル化に対応した教育を牽引する学校の指定 ★

国際社会で求められている語学力、幅広い教養、問題解決能力等を身に付け、国内外で活躍する人材を育成するために、南高校を拠点校に指定し、市立高校全体で横浜らしいグローバル人材を育成します。

既に国の「スーパーグローバルハイスクール^(注27)」の指定を受けた、横浜サイエンスフロンティア高校に続き、南高校・南高校附属中学校の「スーパーグローバルハイスクール」の指定を目指します。



学校が取り組む事業	
①英語力の向上	
	外部指標（TOEFL等）の活用【新規】
②国際交流活動の推進	
	大学、企業、専門機関等との連携
	授業における外国人との異文化交流の実施
◆各学校における取組（例）	
	○ 留学生の受け入れ拡大
	○ 海外研修旅行の実施拡大
教育委員会事務局が取り組む事業	
②国際交流活動の推進	
	大学、企業、専門機関等との連携
③海外留学・海外大学進学等の支援	
	「海外大学進学支援プログラム [*] 」の実施【新規】
	「横浜市世界を目指す若者応援基金」を活用した市立高校生の海外留学促進【新規】
	海外研修旅行の実施拡大
④グローバル化に対応した教育を牽引する学校の指定	
	「スーパーグローバルハイスクール」の指定に向けた取組【新規】
	横浜らしいグローバル人材の育成を目指す拠点校の指定【新規】

(注27) 語学力とともに幅広い教養や問題解決力等の素養を備え、将来国際的に活躍できるリーダーを育成するために文部科学省が指定した高校

事業解説

横浜市立高校が目指すグローバル人材の資質

多様な文化や価値観への理解

異なる文化や価値観を正しく理解し、尊重する姿勢を育成します。また、日本文化や横浜の良さを適切に発信できるように、理解を深めます。

世界的視野と問題解決能力

地球環境をはじめとした世界的規模の問題への関心を高め、それらを主体的に解決しようとする能力・態度を育成します。

異文化間コミュニケーション能力

文化や価値観が異なる他者に、自分の考えを論理的に発信し、互いの理解を深めることができるコミュニケーション能力を育成します。

チャレンジ精神と意欲

未経験の分野や前例のない事柄にも勇気と信念を持ち、積極的にチャレンジする姿勢を育成します。

コラム

横浜サイエンスフロンティア高校を支える常任スーパーアドバイザー

◆常任スーパーアドバイザー 和田 昭允 氏

<プロフィール>

生命現象の諸過程における“物理”の側面を切り出し、生命の分子過程の物理的意味（役割）を発見・解明することを目的として生物物理学の研究を推進。

DNAの自動解読を世界に提唱した。

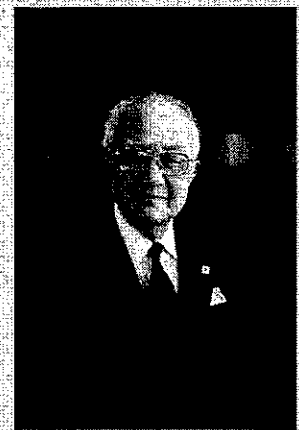
1929年東京都赤坂生まれ。1952年東京大学理学部化学科卒業。

1971年東京大学理学部教授。1989年東京大学理学部長。

1995年紫綬褒章。2002年勲二等瑞宝章。2003年横浜文化賞。

2004年はまぎんこども宇宙科学館館長（～2011年）。

現在：東京大学名誉教授、独立行政法人理化学研究所特別顧問 等



<メッセージ>

「魅力ある高校」とは「魅力ある人間」を育て上げる、全人教育の花園だ。

そこに咲くのは【知識たちを縦横に使いこなす智慧】でなければならない。その智慧の花は、人間的信頼の果実を次々と実らせる――すなわち、サイエンス思考に基づいて難問題を解決してみせる“智”と、真・善・美を語り合う豊かな“心”だ。そして一生の宝となる善き友を作り、相携えて、横浜、日本、そして世界人類の発展に尽くして欲しい。

重点取組2：特色ある高校づくり

①中高一貫教育の推進 ★

中高一貫教育による国際社会で活躍する人材の育成に向けて、南高校・南高校附属中学校では6年間の計画的で継続的な教育活動を充実・推進します。

また、横浜サイエンスフロンティア高校の取組を更に充実・発展させるために、中高一貫教育校化を進めます。

②個性を伸ばす専門教育の推進

「先端科学技術の知識を活用して、世界で幅広く活躍する人間の育成」を目標としている横浜サイエンスフロンティア高校では、「スーパーサイエンスハイスクール^(注28)」に加え、新たに「スーパーグローバルハイスクール」として、教育プログラムの開発など様々な取組を着実に推進します。

横浜商業高校商業科では、現代ビジネスに必要な資質や能力の育成を図ります。また、同校の国際学科では高い英語力と国際感覚を育み、独自のグローバル人材育成プログラムを推進します。

異文化交流活動や留学生の受入れが日常的に行われており、国際色豊かなみなと総合高校では、立地の特性を活かし、「英語・中国語に強い総合学科高校」を目指します。

横浜の資源・人材を活用した横浜ならではの専門教育を推進するため、平成26年4月に設置した戸塚高校音楽コース及び横浜商業高校スポーツマネジメント科では、専門講師や施設等の充実を図り効果的な指導体制・環境を構築します。

③普通科高校での特色づくり

全日制高校を希望する公立中学校卒業予定者の約8割が普通科を選択しており、市立普通科高校では、一人ひとりの個性を考えた進路対策を行っています。

「進学指導重点校」である金沢高校と桜丘高校では、進学指導方法の開発及び、外部機関との連携により、教員の授業力や進学指導力等の向上に取り組みます。

東高校では国際社会に貢献できる人材の育成を目指し、海外帰国生の募集や、国際理解教育に積極的に取り組みます。

戸塚高校では、地域との連携事業を通じて地域貢献活動を進めるとともに、キャリア教育の充実を図ります。

また、南高校では、南高校附属中学校で育成した高い学力やコミュニケーション能力等を更に伸ばさせ、国際社会で活躍するグローバル人材の育成を目指します。

(注28) 理数系教育に重点を置き、国際的な科学技術人材を育成するために文部科学省が指定した高校

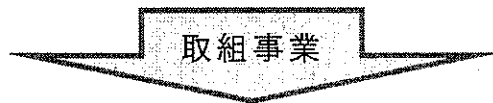
④三部制・夜間定時制高校における自立する力の育成

I部（午前）、II部（午後）、III部（夜間）の3つの部を持ち、一人ひとりの生徒の生活スタイルに合わせた学びを進めている横浜総合高校では、総合学科高校として工業や商業などの専門科目を充実させ、職業についての知識や技術を体験的に学び、自立する力を育成します。

また、様々な事情で学び直しを必要とする生徒が多い戸塚高校定時制では、学び直し等、基礎から丁寧に指導して学力の定着に取り組み、社会で自立する力を育成します。

⑤市立高校の中長期的な検討 ★

時代とともに多様化する市民のニーズに応える魅力ある高校づくりを目指し、前述の①から④の具体的な取組に加えて、学校施設の老朽化への対応などとも合わせながら、生徒一人ひとりの能力を伸ばし、社会で活躍できる人材を育成していくために、中長期的な展望を視野に入れ、総合的に検討していきます。



対象校が取り組む事業	
①中高一貫教育の推進	
	横浜サイエンスフロンティア高校の中高一貫教育校化【新規】
	南高校・南高校附属中学校の国際社会で活躍するリーダー育成を目指す教育の推進
②個性を伸ばす専門教育の推進	
	戸塚高校音楽コース・横浜商業高校スポーツマネジメント科の施設整備
	みなと総合高校における科目「英語・中国語」の研究開発
	特別講師による質の高い専門教育の充実
③普通科高校での特色づくり	
	「進学指導重点校」（金沢高校・桜丘高校）における進学指導方法の開発・外部機関との連携
	東高校における国際理解教育を軸にした学校づくり
④三部制・夜間定時制高校における自立する力の育成	
	横浜総合高校における基礎学力の定着・職業能力の育成（商業・工業・情報）
	戸塚高校定時制における学び直し等による基礎学力の定着・社会性の育成

教育委員会事務局が取り組む事業	
⑤市立高校の中長期的な検討	
	横浜らしい特色ある教育内容を推進するためのあり方検討の実施【新規】

重点取組3：生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばす教育の充実

①大学、企業、専門機関等と連携した特色ある教育の推進

既に締結している横浜市立大学や横浜国立大学、慶應義塾大学、昭和音楽大学等との「教育連携に関する協定」に基づく高大連携事業を、継続的に進めます。

また、新たな大学や企業、専門機関との連携を充実させることにより、生徒の様々な可能性を広げ、将来の進路について具体的なイメージを持つことができるような取組を進めます。

②進路希望実現のための取組

生徒が希望する進路の実現を図るため、各高校は目標を設定し、きめ細かい進路指導を進めます。

そのため、「キャリア教育コーディネーター^(注29)」や「進学指導アドバイザー」等を各高校に派遣し、組織的に指導に取り組みます。生徒一人ひとりが自らの適性や希望を把握し、社会の中で自立した生き方を自ら切り開いていく力を育成します。

③学力水準の向上に向けた取組

市立高校への市民の信頼と期待に応えるためにも、学力向上に向けて評価規準を明確にし、指導内容や指導方法の改善を図ります。

そのために指導と評価の一体化の推進による授業改善を引き続き進めるとともに、第三者評価や公開授業を活用し、教師力の向上に努めます。

取組事業

学校が取り組む事業	
①大学、企業、専門機関等と連携した特色ある教育の推進	
	高大連携実施校の拡充
	企業、専門機関と連携した取組
②進路希望実現のための取組	
	「キャリア教育コーディネーター」又は「進学指導アドバイザー」の活用【新規】
	学校ごとの進路目標の設定
③学力水準の向上に向けた取組	
	評価規準を明確に示した指導と評価の一体化
	第三者評価及び公開授業の活用
教育委員会事務局が取り組む事業	
②進路希望実現のための取組	
	「キャリア教育コーディネーター」又は「進学指導アドバイザー」の派遣【新規】

(注29) 地域社会の教育資源と学校とを結び付け、生徒の多様な能力を活用する場を提供することを通じ、キャリア教育の支援を行う専門家

想定事業量

重点取組	項目	25年度末	30年度末
重点取組 1	TOEFL等外部指標の導入	0校	全校 (27年度)
	「横浜市立高校海外大学進学支援プログラム」の実施	検討	実施 (27年度)
重点取組 2	横浜サイエンスフロンティア高校の中高一貫教育校化	検討中	開校 (29年4月)
重点取組 3	高大連携事業の実施	6校	全校
	「キャリア教育コーディネーター」 又は「進学指導アドバイザー」の 派遣	0校	全校
	公開授業の実施	年間1期間	年間2期間

コラム 戸塚高校音楽コースを支えるアドバイザーの方々

◆スーパーアドバイザー 池辺 晋一郎 氏

<プロフィール>

1943年水戸市生まれ。1971年東京芸大大学院修了。
 1966年日本音楽コンクール1位。音楽之友社室内楽作曲懸賞1位。
 1968年音楽之友社作曲賞。
 以後、ザルツブルクTVオペラ祭優秀賞、イタリア放送協会賞3度、
 国際エミー賞、芸術祭優秀賞4度、尾高賞2度、毎日映画コンクール
 音楽賞3度、日本アカデミー賞優秀音楽賞9度、放送文化賞、
 横浜文化賞、紫綬褒章など。
 現在、東京音楽大学作曲科客員教授、横浜みなとみらいホール館長、
 東京オペラシティ・ミュージックディレクター、石川県立音楽堂洋楽監督、
 世田谷区音楽事業部音楽監督など。
 2009年3月まで13年間NHK-TV「IN響アワー」出演。
 主要作品：交響曲No.1～9、オペラ「死神」「高野聖」他。
 映画「影武者」「椿山節考」「うなぎ」「スパイ・ソルゲ」「劔岳・点の記」
 TV「落つくし」「元禄繚乱」他。演劇音楽約500本。著書多数。



<メッセージ>

日本の吹奏楽発祥の地であるこの横浜に誕生した戸塚高校音楽コースで、音楽を通じて社会に貢献し、音楽の普及、そして発展に寄与する人に育っていただきたいと思います。

◆教育顧問

- 東京芸術大学 音楽学部教授 佐野 靖 氏
- 東京芸術大学 音楽学部教授 山下 薫子 氏
- サクソフォン奏者であり、昭和音楽大学、エリザベト音楽大学、桜美林大学
芸術文化学郡音楽専修の各非常勤講師 大森 義基 氏

目標2

教職員

誇りや使命感に満ちた信頼される
教職員を確保・育成します
-尊敬される教師-

施策7 優れた人材の確保

施策8 教師力の向上

現状と課題

●実践力を備えた教職員の確保・育成

- 大量退職・大量採用が続いたことにより、本市での経験年数が10年までの教員が全体の5割を超えており、実践力や専門性を備えた教員の確保や効果的・効率的な教員の育成が求められます。
- 採用後すぐに子どもや保護者と適切に関わり教育活動を行えるよう、採用前から教員志望の学生等が一定の実践力や専門性を身に付けるため、養成段階から大学と連携し、即戦力となる教員を養成することが課題です。
- 経験の浅い教員の育成を早急に進めるためには、各学校現場でのOJT^(注29)等による実践力や専門性の向上につながる研修を充実させる必要があります。

●学び続ける教員の支援

- 子どもを取り巻く社会状況や家庭環境が多様化しており、個々の教員には授業力はもちろんのこと、コミュニケーション能力やマネジメント能力などがこれまで以上に求められています。
- 今後求められる教員の資質・能力の向上のためには、教育委員会事務局内での研修に限らず、大学や企業、さらには海外における学びの機会を積極的に活用しながら、人材育成を進めていくことが必要です。

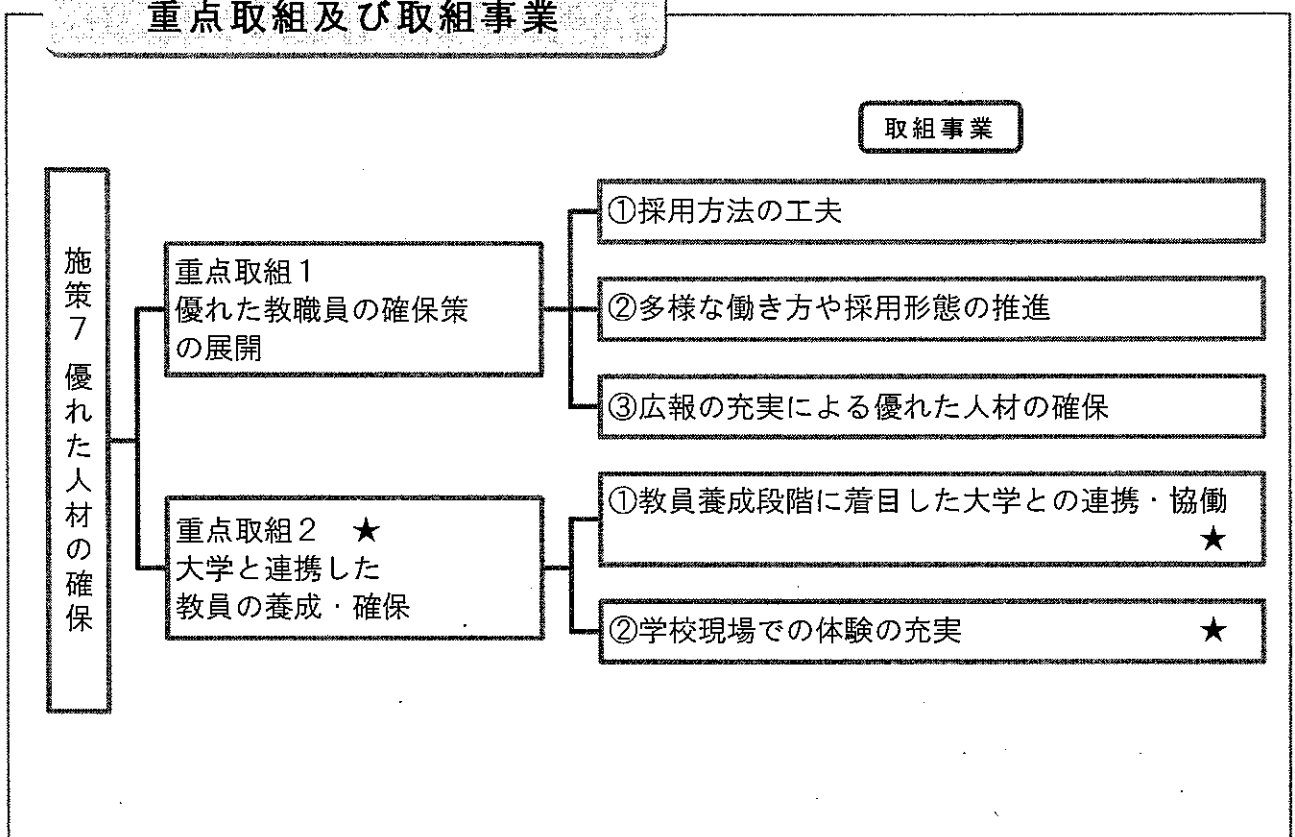
(注29) On the Job Trainingの略(日常の業務を通じた職場教育)

施策7 優れた人材の確保

施策の方針

- 「教師」としての使命感や情熱、実践的指導力等の資質・能力を有する人材を確保します。
- 経験の浅い教員が増加することから即戦力となる優れた人材の確保を目指し、大学との連携を進めます。

重点取組及び取組事業



目指すべき方向性と取組事業

重点取組1：優れた教職員の確保策の展開

①採用方法の工夫

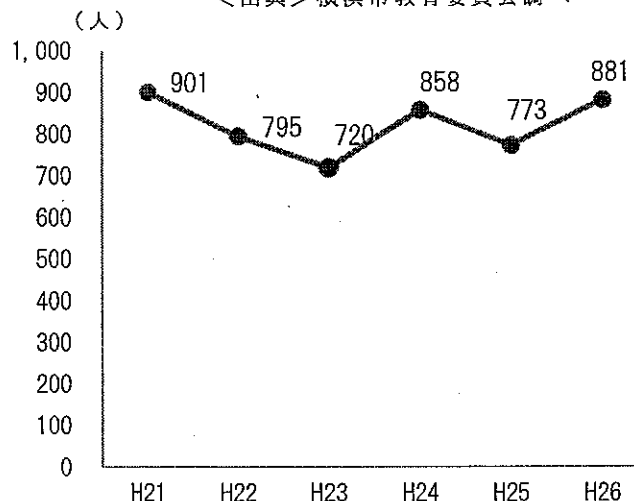
教員の大量退職に伴い、大量採用が続いています。引き続き、優れた人材を確保するため、英語や道徳の教科化等の学習指導要領の改訂や社会情勢の変化等に応じた選考方法の見直しを行います。

また、「よこはま教師塾『アイ・カレッジ』」（69ページ事業解説参照）を実施することで、教員としての資質や実践力などを身に付けた373名の卒塾生が本市教員に採用（平成20年度～25年度）されています。

今後も「アイ・カレッジ」で実践につながる講義や塾生同士の協働性を活かした人材の育成を進め、優れた人材の確保を図ります。

■教員採用者数の推移

<出典>横浜市教育委員会調べ



■「アイ・カレッジ」入塾者等の推移

<出典>横浜市教育委員会調べ

入塾試験受験者 (H25含む)	入塾者 (H25含む)	卒塾者 (H24まで)	本市教員採用者
2,124人	685人	494人	373人

②多様な働き方や採用形態の推進

平成29年度の退職者のピークに向けて、大量退職の継続が見込まれる中で、今後も学校現場で培った豊富な知識や経験等を持ち、意欲と能力のある教員を、定年退職後に再任用教員や非常勤講師等として、さらに活用していきます。

また、特色ある市立高校づくりを進めるために、県立高校や大学等との連携による、専門性の高い高校教員の確保・登用などを進めます。

③広報の充実による優れた人材の確保

教職課程を置く大学や地方会場における年間100回以上の採用説明会の開催等により、本市の特色ある教育施策や若手教員へのサポート体制等の横浜の魅力を伝えていきます。

今後も、対象者に応じたきめ細かな広報活動により、横浜の教育へ情熱を持つ人材の確保を図ります。

取組事業

教育委員会事務局が取り組む事業	
①採用方法の工夫	
	求める人材確保のための選考方法の検討・改善
	「よこはま教師塾『アイ・カレッジ』」による教員養成・人材確保
②多様な働き方や採用形態の推進	
	県立高校や大学等との連携による、専門能力を持った市立高校教員の確保・登用【新規】
	退職教員の活用
	大学における臨時的任用職員や非常勤講師の登録会の開催
③広報の充実による優れた人材の確保	
	大学における採用試験説明会等広報の充実による人材確保

事業解説

「よこはま教師塾『アイ・カレッジ』」

教員の大量退職・大量採用が続く中で、教育に対する“理想と情熱と技”や様々な課題解決に積極的に取り組む粘り強さを備えた即戦力となる教員の養成を図るため、平成19年1月から、本市の小学校教員志望者を対象とした「よこはま教師塾」を開講しました。

平成23年度から「よこはま教師塾『アイ・カレッジ』」として、校種を拡大し、小・中・高・特別支援学校の教員志望者を対象に実施しています。

「アイ・カレッジ」では、本市の公立学校教育の状況や授業力の向上などの基礎的な講座のほかに、社会人としてのマナーやコミュニケーション力の向上等の人間性を高める講座等の様々なカリキュラムにより、教員にとって必要な知識を学び、資質の向上を図っています。

また、小中学校での優秀教員等の授業参観や学校の宿泊行事ボランティアに積極的に参加し、教員としての実践的な力を身に付け、子どもとの関わりを大切にする教員になれるように養成しています。



重点取組2：大学と連携した教員の養成・確保 ★

①教員養成段階に着目した大学との連携・協働 ★

本市では、今後も経験の浅い教員が引き続き増加する傾向にあります。一層、実践力や専門性の高い教員を養成・確保していく必要があります。

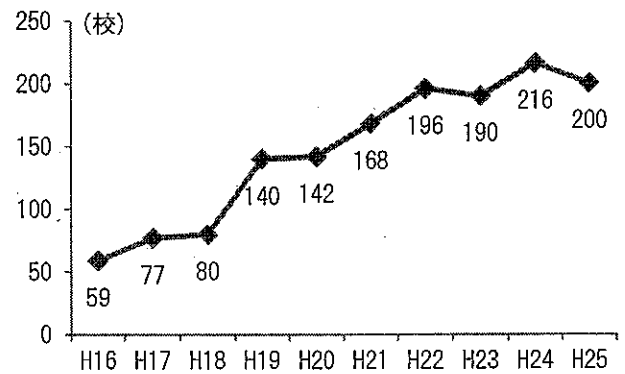
今後は、教職課程のある大学や専門学校と連携・協働して、本市と共通の養成・育成目標を設定し、カリキュラムの接続を図ること等により、優れた人材確保に向けた取組を推進します。

②学校現場での体験の充実 ★

いじめや不登校等の課題が深刻化する中、教職課程のある大学等において教員としての資質・能力を備えた人材を着実に養成することが必要であり、教育現場のニーズに即した学習プログラムの充実に取り組み始めています。

教員を志す学生が早い段階から、本市の学校現場を体験し、実践力を高められる機会を積極的に提供します。

■「アシスタントティーチャー」配置校の推移
 <出典>横浜市教育委員会調べ



学校が取り組む事業	
②学校現場での体験の充実	
	教育実習生、教育ボランティア等の積極的な受入れ

教育委員会事務局が取り組む事業	
①教員養成段階に着目した大学との連携・協働	
	大学連携・協働協議会の推進【新規】
	教育実習生の受入れ窓口の設置【新規】
	大学等における教職課程への指導主事等の講師派遣【新規】
②学校現場での体験の充実	
	教員を志す学生に対する学校現場での受入促進【新規】 (教育実習生、教育ボランティア等)
	「アシスタントティーチャー」の登録、派遣

想定事業量

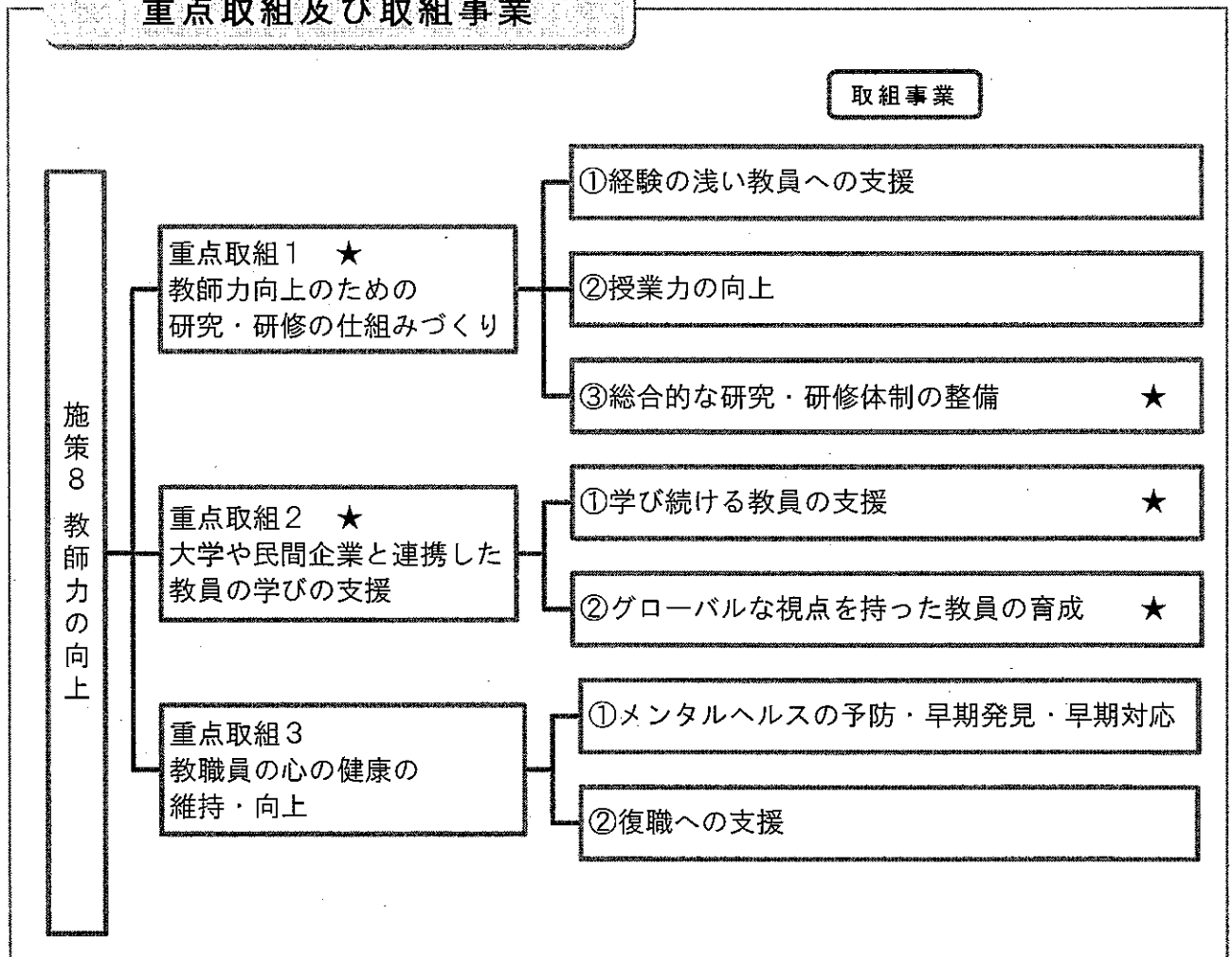
重点取組	項目	25年度末	30年度末
重点取組 1	「アイ・カレッジ」入塾試験受験者数	2,124人	3,600人
重点取組 2	本市と連携・協働している大学等の数	9大学	50大学等以上

施策8 教師力の向上

施策の方針

- メンターチーム等を活用したOJTや研修と研究の効果的な実施により、授業力・教師力の向上を目指します。
- 学び続ける教員の支援に向け、大学や民間企業との連携を図ります。

重点取組及び取組事業

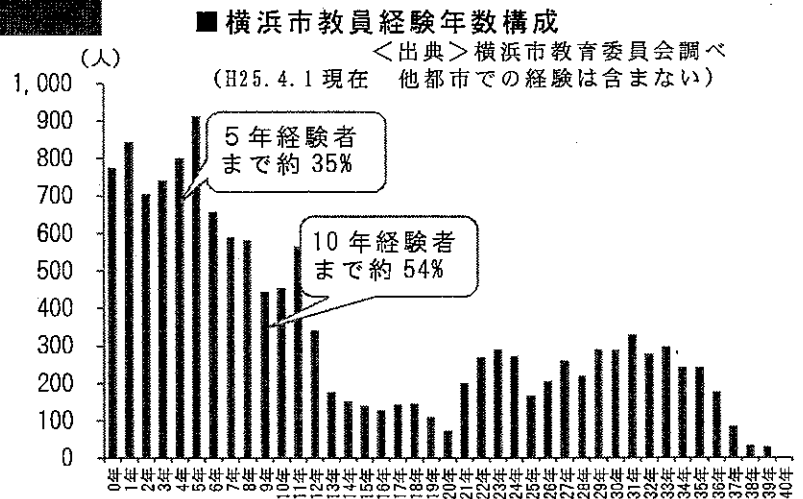


目指すべき方向性と取組事業

重点取組1：教師力向上のための研究・研修の仕組みづくり ★

① 経験の浅い教員への支援

教員の大量退職、大量採用が続いたことで、経験の浅い教員が増加していることから、授業力、学級経営力、コミュニケーション力等の実践力の早期向上のため、校内で行うOJTや「メンターチーム^(注30)」等の活用を推進します。



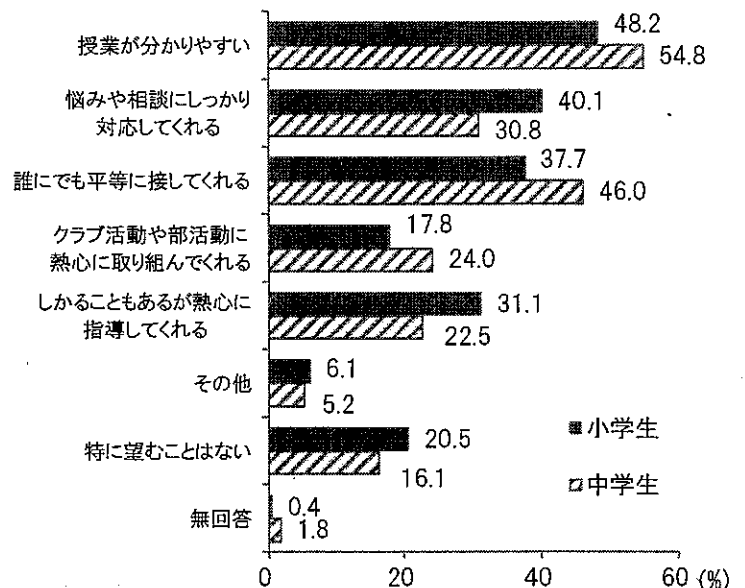
② 授業力の向上

これまでの授業力向上に向けた取組によって、「授業が分かりやすい」と答える児童生徒は増加しています。

今後も、児童生徒から最も望まれている「分かりやすい授業」を実現するために、教員同士がより良い授業から学ぶ機会の提供や、教科等のリーダー研修等の充実による授業研究の質の向上を図り、「授業力」を高める取組を進めます。

■ 教員の指導に望むこと

<出典>H24.3 横浜市教育意識調査



③ 総合的な研究・研修体制の整備 ★

教員の研究・研修を総合的に企画・構築する体制を整備することで、横浜の教育を牽引するような研究を行い、研究成果を踏まえたより効果的で効率的な研修を実施していきます。また、研究・研修のために必要な環境整備について、検討していきます。

取組事業

(注30) 経験の浅い教員に対し、先輩教員や中堅教員が助言者となり、組織的に校内での人材育成を図るシステム

学校が取り組む事業	
① 経験の浅い教員への支援	
	「メンターチーム」等の活用
② 授業力の向上	
	校内授業研究会の一層の充実
	小中合同授業研究会の実施と授業の質の向上（再掲）

学校教育事務所が取り組む事業	
② 授業力の向上	
	「授業改善支援センター（ハマ・アップ）」での支援 ・ 授業づくり講座 ・ 授業づくり相談
	指導主事の学校訪問による授業の指導改善

教育委員会事務局が取り組む事業	
① 経験の浅い教員への支援	
	「メンターチーム」等による支援の充実
	OJTガイドの作成・活用
	OJT推進者への研修の実施
② 授業力の向上	
	臨時的任用職員や非常勤講師の研修充実のための取組【新規】
	教科等の指導力向上を目指したリーダー育成研修の実施
	指導主事の学校訪問による授業の指導改善
	授業研究会充実のための成果の把握・共有
③ 総合的な研究・研修体系の構築	
	総合的・体系的な研究・研修の企画機能の体制整備【新規】
	個々の教員の実績等に応じた研修体系の確立【新規】
	eラーニング※等を活用した効率的な研修の実施【新規】
	教育センター機能の再構築に向けた検討【新規】

重点取組2：大学や民間企業と連携した教員の学びの支援 ★

①学び続ける教員の支援 ★

子どもを取り巻く社会状況や家庭環境が複雑になり、学校へのニーズや学校が抱える課題が多様化しています。

こうした様々な課題に対応することができる教員を育てるために、大学や企業への研修派遣を積極的に実施し、教員の視野を広げ、専門性やマネジメント力等を高めていきます。

②グローバルな視点を持った教員の育成 ★

急速なグローバル化の進展に伴い、国際都市横浜の子どもに、世界で活躍するための能力や異なる文化や背景を持つ人々と協働できる能力を育むことが必要です。

そのため、子どもを指導する教員自身も、国際社会で必要とされる資質・能力を身に付け、グローバルな視点を養うことができるよう、教員の海外研修派遣等を行います。

また、横浜から海外の日本人学校等に派遣された教員の経験を活かした研修や企業等への研修派遣をとおして、グローバルな視点や多様な価値観を学ぶ場を設けます。

取組事業

教育委員会事務局が取り組む事業	
①学び続ける教員の支援	
	より専門性の高い教員を育成するための大学等研修派遣【新規】
	小学校での英語教科化に向けた取組等、大学の専門性を活かした教員研修【新規】
	大学の講師による本市教員を対象としたオープン講座等の開設【新規】
	民間マネジメント研修派遣【新規】
	幅広い視野を持つ教員等を育成するための企業等研修派遣
②グローバルな視点を持った教員の育成	
	海外研修派遣【新規】
	グローバルな人材を育成するために必要な資質・能力に関する大学との共同研究の推進【新規】
	海外の日本人学校に派遣された教員を講師とした研修の実施【新規】
	幅広い視野を持つ教員等を育成するための企業等研修派遣（再掲）

重点取組3：教職員の心の健康の維持・向上

①メンタルヘルスの予防・早期発見・早期対応

精神疾患による教職員の休職者が減少しない状況が続いているため、今後も教職員自らが健康管理を行うためのセルフチェックを行うほか、管理職が教職員の健康管理の必要性を認識するための管理職への研修等を行います。

■教職員の休職者の推移

<出典>横浜市教育委員会調べ

	H21	H22	H23	H24	H25
休職者数(人)	219	207	218	226	207
うち精神疾患(人)	153	153	156	157	147
休職者割合(%)	1.42	1.34	1.42	1.46	1.34
うち精神疾患割合(%)	0.99	0.99	1.02	1.01	0.95

(在職者に対する割合：各年度5月1日現在)

②復職への支援

メンタルヘルス不調者は再発する可能性が高いことから、休職した教職員への職場復帰支援や非常勤講師の配置を行い、復職した教職員と学校への支援を行います。

取組事業

学校が取り組む事業

①メンタルヘルスの予防・早期発見・早期対応

管理職等によるメンタルヘルス校内研修の実施

教育委員会事務局が取り組む事業

①メンタルヘルスの予防・早期発見・早期対応

「メンタルヘルスセルフチェック」の実施

カウンセリングの充実

管理職向けメンタルヘルス研修

メンタルヘルスに関する情報提供の拡充

②復職への支援

「ソーシャルワーカー*」による職場復帰支援

復職者支援のための非常勤講師の配置

想定事業量

重点取組	項目	25年度末	30年度末
重点取組 1	教務主任等OJT推進者への研修の実施	既存研修の整理 新規研修の検討	研修の実施
	個々の教員の実績等に応じた研修を実施するための研修履歴システムの構築	システムの稼働準備	システムの活用
重点取組 2	企業等研修派遣	150人	2,700人(5か年)
	海外研修派遣	実施準備	200人(5か年)
重点取組 3	メンタルヘルス研修の充実	学校：任意 管理職： 希望者のみ年1回	学校：全校 管理職： 毎年度実施
	「メンタルヘルスセルフチェック(注31)」の実施	5年間で 1回実施	全教職員が 年1回実施 (27年度)
	復職者の支援	非常勤講師の配置 必要校 リ-シャルワ-カの支援 任意	非常勤講師の配置 希望する全ての学校 リ-シャルワ-カの支援 全ての復職予定者

(注31) 個々の教職員が心身の健康状態を自己判定し、ストレス要因に気付くことを目的とした取組

目標3

学校

学校の組織力を高め、
信頼される学校を目指します
-信頼される学校-

施策9 チーム力を活かした学校運営
の推進

施策10 学校教育事務所の機能強化
による学校支援

現状と課題

●学校の組織力向上の推進

- いじめや不登校の深刻化、経験の浅い教員の増加等、これまで以上に学校が組織力を発揮して課題に取り組むことが求められています。学校管理職のマネジメント力の向上や、積極的な学校情報の発信により、保護者や地域の信頼や協力を得ながら学校運営を行っていく必要があります。
- 育児休業取得者・休職者の増加等に対応するための人材確保等について学校からの強いニーズがあることから、迅速に対応できるようにするための任用制度の検討が求められています。あわせて、増加する育児短時間勤務取得者に対応するための対策が求められています。
- 教職員の業務負担の軽減が課題となっていることから、学校と教育委員会事務局それぞれが仕事の仕方を見直すとともに、きめ細かな指導・支援を行うための体制の充実や、職場環境の改善を図ることが必要です。
- 平成29年度を目途に県費負担教職員制度が見直され、給与負担等が横浜市に移管されることから、円滑な移管に向けた着実な準備が必要です。また、移管後に児童生徒や学校・地域の実情に応じた教職員配置となるような工夫が求められます。

●学校教育事務所による支援の見直し

- 学校教育事務所の開設により、学校に対し、迅速できめ細かな教育活動支援を行えるようになりました。
- 指導主事^(注32)の学校訪問による授業改善指導や「授業改善支援センター(ハマ・アップ)」の「授業づくり講座」の質的な充実を図るなど、教職員の授業力向上と人材育成支援に取り組む必要があります。
- 支援を必要とする児童生徒への対応が複雑化する中、学校が関係機関との連携を円滑に図れるよう学校教育事務所が関係機関との連携を強化することが課題です。

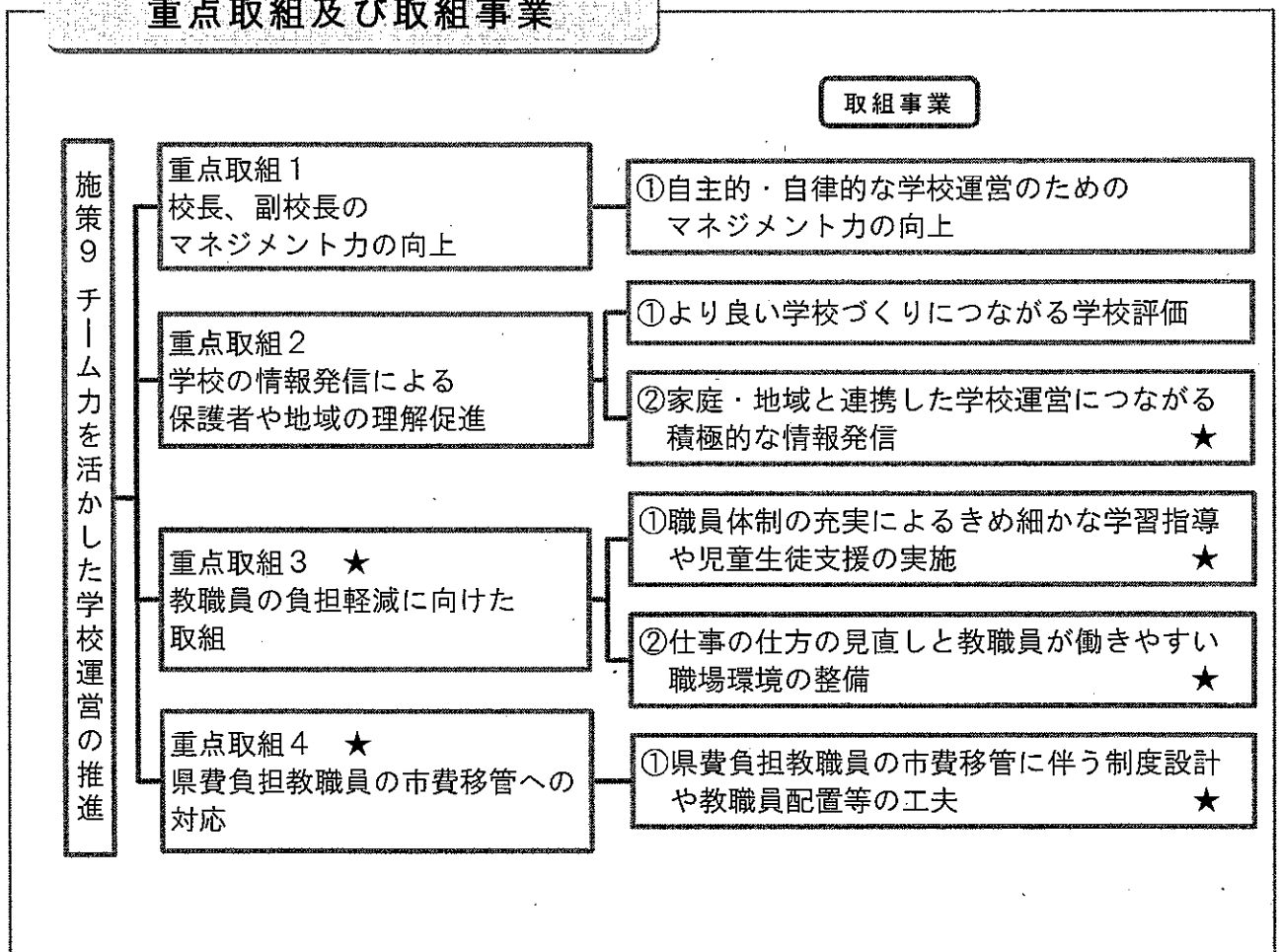
(注32) 教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する、教育委員会事務局に置かれる職

施策9 チーム力を活かした学校運営の推進

施策の方針

- 校長等がマネジメント力の向上や情報発信に取り組み、組織的な学校運営を推進します。
- きめ細かな指導・支援体制や職場環境の充実などを行うことで、教職員の負担軽減に取り組みます。
- 県費負担教職員の市費移管のために必要な制度設計を行うとともに、移管後の教職員配置等を工夫します。

重点取組及び取組事業



目指すべき方向性と取組事業

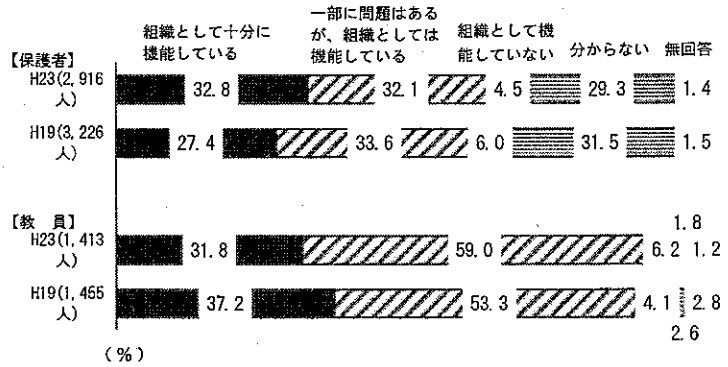
重点取組1：校長、副校長のマネジメント力の向上

①自主的・自律的な学校運営のためのマネジメント力の向上

市民の教育への期待の多様化、いじめや不登校等の課題の深刻化、経験の浅い教員の増加などに対応し、保護者や地域から信頼される学校運営を進めるためには、「横浜市立学校管理職人材育成指針(注34)」に基づき、管理職が優れた組織マネジメント力を身に付け、リーダーシップを発揮することが必要です。

■学校が組織として機能しているか

<出典>H24.3 横浜市教育意識調査



自主的・自律的な学校運営を行うことができるよう、民間のマネジメント研修を活用し、組織の経営者に必要な指導力や危機管理能力等の向上に取り組むとともに、教務主任の専任化等、学校状況に合わせた体制の充実を検討します。また、引き続き、民間出身校長の経験や能力を活かしていきます。

取組事業

学校が取り組む事業	
①自主的・自律的な学校運営のためのマネジメント力の向上	
「中期学校経営方針」に基づいた学校評価の充実と学校経営の推進	
英語力、ICT活用能力等、若手教員の強みを活かした学校経営の推進	
学校教育事務所が取り組む事業	
①自主的・自律的な学校運営のためのマネジメント力の向上	
学校担当指導主事を中心とした学校の課題に応じた支援・指導	
教育委員会事務局が取り組む事業	
①自主的・自律的な学校運営のためのマネジメント力の向上	
民間マネジメント研修派遣等の管理職研修の充実【新規】	
教務主任の専任化等、学校状況に合わせた体制充実の検討【新規】	
統括校長※を中心とした「学校経営推進会議※」におけるマネジメント力向上の取組	

(注34) 新たに登用される管理職を早期に育成し、信頼される学校づくりを推進するために、求める管理職像や資質・能力等を示した指針

重点取組2：学校の情報発信による保護者や地域の理解促進

①より良い学校づくりにつながる学校評価

全校で「中期学校経営方針^(注35)」と「学校評価報告書」を連動させるとともに、「小中一貫教育推進ブロック」内の学校間での相互評価や学校運営協議会^(注36)等を活用した学校関係者評価を実施してきました。

今後は、各学校が学校評価を効果的に活用し、継続的に学校経営に活かすPDCAサイクルを確立し、保護者や地域から信頼される学校づくりに取り組みます。

②家庭・地域と連携した学校運営につながる積極的な情報発信 ★

学校評価の公表・説明に当たっては、保護者や地域と学校の現状や課題を共有するために、学校だよりや学校ウェブページなど多様な手法を用いることが効果的です。

また、保護者や地域の理解と協力を得て学校運営を推進するため、学校ウェブページで、児童生徒の生き生きとした日々の学校生活の様子を伝えるなど、継続的な情報発信に取り組みます。

■学校評価結果の公表方法

<出典>H25 横浜市教育委員会調べ

学校だより	73%
学校ウェブページ	46%
保護者への説明会	54%
地域住民への説明会	8%
地域の広報誌	1%
その他	7%

取組事業

学校が取り組む事業	
①より良い学校づくりにつながる学校評価	
	PDCAサイクルによる学校評価の実施
②家庭・地域と連携した学校運営につながる積極的な情報発信	
	保護者や地域の理解を深めるための「学校情報公開指標 [*] 」に基づいた積極的な学校情報の発信

教育委員会事務局が取り組む事業	
①より良い学校づくりにつながる学校評価	
	「学校評価ガイド」の改訂（年間評価計画などモデルの提示）
	各校の取組や効果的・効率的な評価ツール等の情報発信、普及・啓発
②家庭・地域と連携した学校運営につながる積極的な情報発信	
	学校ウェブページを簡易に作成・更新するシステム（CMS [*] ）の導入支援 【新規】

(注35) 学校教育目標の達成に向けた3年間の学校経営方針及び取組等を示したもの

(注36) 保護者や地域住民と学校が一体となって学校運営の改善を図ることを目的として、学校ごとに設置された組織

重点取組3：教職員の負担軽減に向けた取組 ★

①職員体制の充実によるきめ細かな学習指導や児童生徒支援の実施 ★

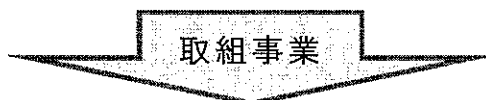
学習活動の充実、学力の向上等を図るため、非常勤講師等の人員の配置拡大に取り組んできました。引き続き、理科支援員、学校司書、AET^(注37)、「サポート非常勤講師」の配置や「アシスタントティーチャー^(注38)」の派遣等により、きめ細かな学習指導や学年・学級運営の支援を行っていきます。

また、「児童支援専任教諭」の全小学校への配置のほか、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー（SSW）^(注39)の配置を充実することで、いじめや不登校、児童虐待などの未然防止や早期解決に取り組み、児童生徒支援体制を充実します。

②仕事の仕方の見直しと教職員が働きやすい職場環境の整備 ★

「横浜市教職員の業務実態に関する調査」（84 ページ事業解説参照）において、教員が負担に感じる業務として会議や事務作業が多くあげられたことから、教員の事務負担を軽減し、教育活動に専念できるような支援を行っていきます。

また、学校と教育委員会事務局それぞれが業務の改善や見直し、整理・統合を行うことで、教職員の資質向上や授業の質を高める時間を確保し、教職員がゆとりを持って子どもと向き合うことができるようにします。



学校が取り組む事業	
②仕事の仕方の見直しと教職員が働きやすい職場環境の整備	
	部活動の組織的・計画的な指導体制の構築【新規】
	学校閉庁日や定時退庁日の設定などワーク・ライフ・バランスの推進
	会議の効率化や校務分掌の見直しなど働きやすい職場づくりの推進
	「メンターチーム」等の活用（再掲）

学校教育事務所が取り組む事業	
①職員体制の充実によるきめ細かな学習指導や児童生徒支援の実施	
	スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置の充実

(注37) Assistant English Teacher の略（英語指導助手）児童生徒が直接コミュニケーションを図る機会を設けるために、市立学校に配置している英語のネイティブスピーカー

(注38) 小中学校等の児童生徒の教育活動を支援するため、学校に派遣される教員志望の学生ボランティア

(注39) 不登校・発達障害等の問題の解決に向けて、福祉的な視点で支援を行うとともに、関係機関との連携調整を図る専門職（学校教育事務所に配置）

教育委員会事務局が取り組む事業	
①職員体制の充実によるきめ細かな学習指導や児童生徒支援の実施	
	「スクールサポート事業※」における「サポート非常勤講師」の配置
	学校栄養職員未配置校への栄養士有資格者（非常勤）の配置
	全小学校への「児童支援専任教諭」の配置と資質向上の取組
	小学校へのカウンセラー派遣の充実
	教務主任の専任化等、学校状況に合わせた体制充実の検討（再掲）
	中学校全校へのAETの常駐配置（再掲）
	「アシスタントティーチャー」の登録、派遣（再掲）
	学校司書の小・中・特別支援学校への全校配置と学校司書研修の充実（再掲）
	理科支援員（小学校）の全校配置及び理科実験観察支援員（仮称）（中学校）の試行配置（再掲）
	日本語指導が必要な児童生徒のための非常勤講師、補助指導員の配置（再掲）
	「小中一貫型カウンセラー」配置の拡充（再掲）
②仕事の仕方の見直しと教職員が働きやすい職場環境の整備	
	教職員が働きやすい職場づくりの取組【新規】
	学校における共通物品制度の導入の検討【新規】
	学校に対する調査・依頼の見直し・改善【新規】
	部活動における外部指導者の活用や、科学的・分析的な指導、休養日の設定等、効果的・効率的な指導の検討【新規】
	校務システムをはじめとしたICT環境の充実
	学校給食調理業務の民間委託の推進
	「学校サポートデスク」派遣の拡充（再掲）
	eラーニング等を活用した効率的な研修の実施（再掲）

■学校に関する主な人員配置の推移

	H21	H25
学習指導や学級運営支援		
理科支援員(小)	120校	172校
学校司書(小・中・特別支援学校)	0校	125校
常駐AET(中)	20校	100校
サポート非常勤講師	124校	210校
アシスタントティーチャー	173人	209人
栄養士有資格者(小)	12校	48校
日本語指導非常勤講師等	0人	17人
児童生徒支援		
児童支援専任教諭(小)	0校	280校
学校カウンセラー	34人	44人
スクールカウンセラー	97人	90人
小中一貫型カウンセラー	50ブロック	98ブロック
スクールソーシャルワーカー	0人	12人
その他 学校が活用できる人材		
学校支援員	8人	8人
特別委員(警察OB)	4人	4人

事業解説

教職員の負担軽減に向けた取組と「横浜市立学校 教職員の業務実態に関する調査」

(平成25年11月～平成26年2月実施)

近年の学校教育に対するニーズの変化や、教育現場が抱える様々な課題の複雑化・多様化の中で、教育課題を解決するためには、教職員の多忙や負担を軽減し、教職員が子どもとしっかり向き合う環境を整えていく必要があります。

そのためには、教職員の業務の実態を正確に把握し、その結果に基づいた有効な対策を着実に推進する必要があることから、横浜市教育委員会としては初となる「横浜市立学校 教職員の業務実態に関する調査」を市立の小学校、中学校、特別支援学校の県費負担教職員約14,000人を対象に行いました。

調査結果

(詳細はホームページ参照：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/toukei-chosa/toukei-chosa5000.html>)

【教職員は、児童生徒の成長にやりがいを感じ、授業を最も大切にしています。】

- 一般教員の約7割が「児童生徒の成長を感じられたとき」に最もやりがいを感じており、最も大切だと考えている業務は「授業」(87.2%)や「授業準備」(53.5%)です。
- 「調査・報告等」(33.3%)、「会議・打合せ」(28.0%)などを負担にあげています。
- 外部人材や地域連携が、児童生徒の育ちや学校運営に効果があるという教職員が8割近くを占めています。

【勤務時間内に「授業準備」にかかる時間が十分にとれていません。】

- 勤務日の業務時間の平均は11時間27分。勤務時間外の平均は2時間57分です。
- 一般教員は授業準備に平均2時間7分かかっていますが、半分以上が勤務時間外です。
- 休日の業務時間の平均は2時間34分です。特に中学校では月4日以上が60.9%、月8日以上が22.2%であり、主な業務は「部活動」です。
- 教職員の約9割が忙しいと感じています。

今後の取組

- 学校・教育委員会事務局が一体となって業務改善を進めます。
- 教育委員会事務局から学校への「調査・報告等」の依頼業務を具体的に見直します。
- ICT環境の整備等を通して事務や会議の効率化を図るとともに、教職員研修について見直しを行います。
- 地域や外部人材を活用するなど、中学校における部活動のあり方を検討します。
- 教職員が子どもと向き合う環境を整えるための教職員の配置等について検討し、必要に応じて国や県に働きかけを行います。

重点取組4：県費負担教職員の市費移管への対応 ★

①県費負担教職員の市費移管に伴う制度設計や教職員配置等の工夫 ★

平成29年度を目途に、県費負担教職員の給与負担等が神奈川県から移管され、小中学校等の教職員の任命権と給与負担が横浜市に統一されます。

このことに伴い、本市独自で学級編制や教職員定数、給与等の勤務条件等を設定することが可能となることから、円滑な移管に向けた制度設計を着実に実施します。また、移管後に児童生徒や学校・地域の実情に応じた教職員配置等となるような工夫について検討します。



教育委員会事務局が取り組む事業	
①県費負担教職員の市費移管に伴う制度設計や教職員配置等の工夫	
	教職員の勤務条件等の制度設計【新規】
	児童生徒や学校・地域の実情に応じた教職員配置の工夫【新規】

想定事業量

重点取組	項目	25年度末	30年度末
重点取組 1	「中期学校経営方針」の策定	24年度に策定	27、30年度に策定
重点取組 2	「学校評価ガイド(注40)」の改訂	24年度に改訂	27、30年度に改訂
	学校ウェブページを月1回以上更新している学校の割合	58.0%	80.0%
重点取組 3	「小中一貫型カウンセラー」の配置	98中学校ブロック	全中学校ブロック(142ブロック)
	スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置	12人	1区1人以上
	学校栄養職員未配置校への栄養士有資格者(非常勤)の配置	48校	90校
	学校における共通物品制度(注41)実施	未実施	28年度までに方針決定
重点取組 4	県費負担教職員の市費移管に伴う教職員の勤務条件等の制度設計	検討開始	完了(29年度)

(注40) 小・中・特別支援学校が目指す学校評価のあり方を示したもの

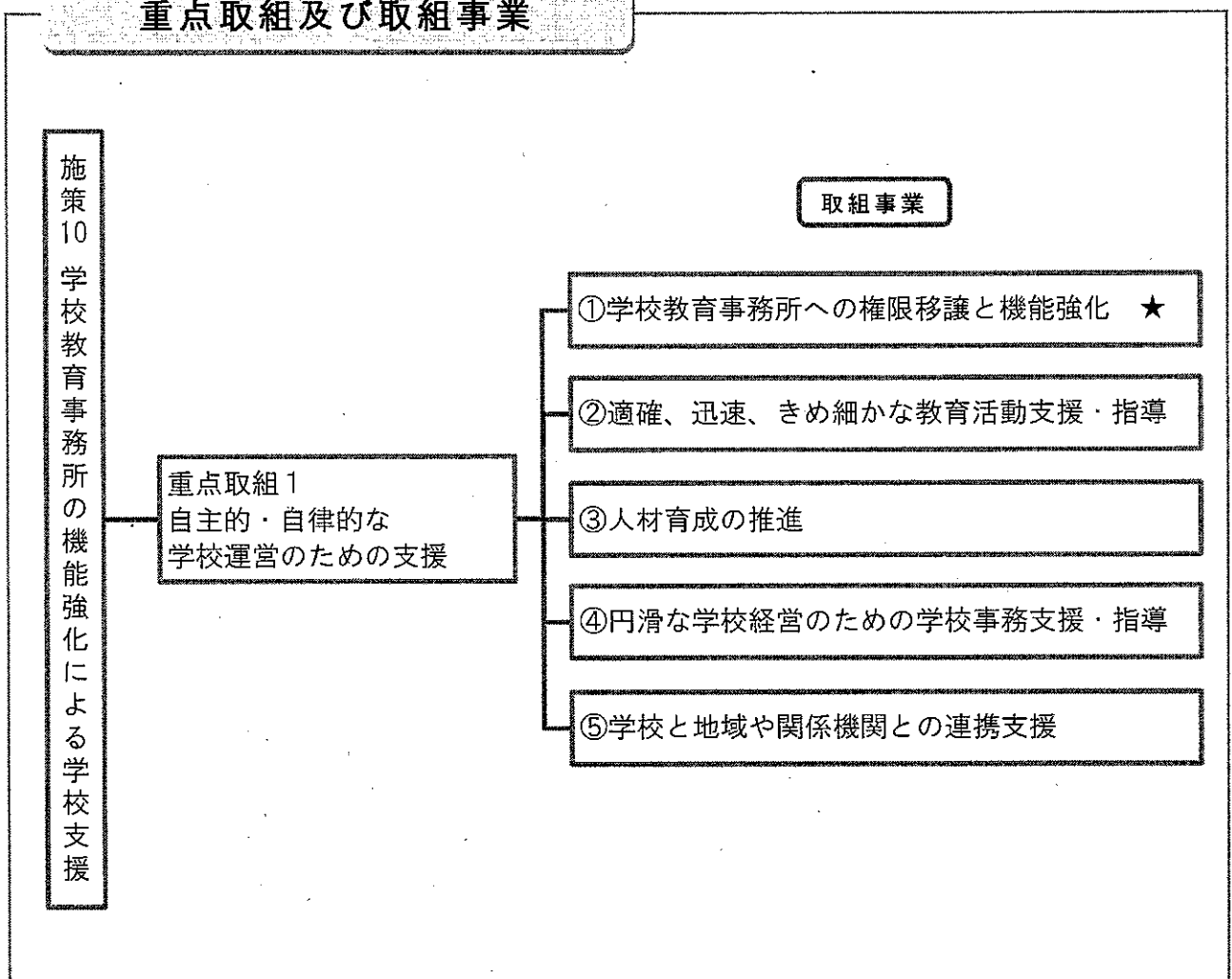
(注41) 各学校共通で使用する物品のうち、総括購入が有利であると認められるものを一括で管理する制度

施策10 学校教育事務所の機能強化による学校支援

施策の方針

○自主的・自律的な学校運営を支援するため、学校教育事務所の機能強化を図ります。

重点取組及び取組事業



目指すべき方向性と取組事業

重点取組1：自主的・自律的な学校運営のための支援

①学校教育事務所への権限移譲と機能強化 ★

平成22年4月に、市内4か所に学校教育事務所を開設し、学校に近いところで支援を行ってきました。

学校教育事務所は、各学校の実情を踏まえたきめ細かな支援を中心に、それらを支える人事や予算執行、地域や関係機関との連携など、学校に対する総合的な支援機能を担うこととし、事務局各課・室は、全市的な制度の検討や予算編成のほか、一元的な実施により効率化が図れる業務を担います。

今後も、更なる分権化を推進し、学校教育事務所への適切な人員配置や予算執行などの権限移譲を行い、機能強化を図ることで、可能な限り学校教育事務所によるワンストップの学校支援体制を構築します。

②適確、迅速、きめ細かな教育活動支援・指導

学校担当指導主事の学校訪問により、学校の状態を把握した上で、教育課程の運営・改善をはじめとした支援・指導に取り組んできました。また、心理や法律などの専門家を加えた「学校課題解決支援チーム^(注42)」の派遣等を行い、

いじめや暴力行為等の早期解決への支援に取り組んできました。

引き続き、指導主事による学校訪問や「学校運営サポート事業^(注43)」(90ページ事業解説参照)、「学校自主企画事業^(注44)」の充実による学校運営の支援・指導を行うとともに、「学校課題解決支援チーム」の適確・迅速な派遣等を通じて、学校が抱える課題への対応力向上の支援に取り組めます。

■各学校教育事務所の所管する学校数 (H26.4 現在)

	東部	西部	南部	北部
行政区	鶴見区 神奈川区 西区 中区 南区	保土ヶ谷区 旭区 泉区 瀬谷区	港南区 磯子区 金沢区 戸塚区 栄区	港北区 緑区 青葉区 都筑区
小学校数	76校	72校	100校	94校
中学校数	34校	34校	44校	36校

③人材育成の推進

学校教育事務所が教職員の研修の一部を担うことで、近隣学校間の教職員のネットワークづくりや各学校の優れた取り組みなどに関する情報の共有が進むなどの効果をあげています。

今後も、学校にとって身近な学校教育事務所が、地域の実情に応じた研修や「授業改善支援センター(ハマ・アップ)」(91ページ事業解説参照)の充実を図るほか、指導主事の訪問による校内授業研究や、経験の浅い教員の実践力強化のための「メンターチーム」へのサポートを行い、教師力向上を支援します。

(注42) 学校だけでは解決が困難な課題に対応するため、教育・心理・医療・法律等の専門家から編成する支援チーム

(注43) 学校運営上の課題の解決を目指し、地域課題に応じて学校教育事務所が企画・運営する事業

(注44) 学校教育事務所が教育の質の向上に向けて各学校で企画・運営する取組を募り、支援する事業

④円滑な学校経営のための学校事務支援・指導

大量退職に伴い経験の浅い学校事務職員が増加しており、円滑な学校経営につながるよう事務職員の育成強化が求められています。

このため、適正な学校事務や効率的な予算執行等に取り組めるよう、学校教育事務所が事務職員の支援・指導を行うとともに、経験の浅い事務職員を中心に、研修の強化を図ります。

⑤学校と地域や関係機関との連携支援

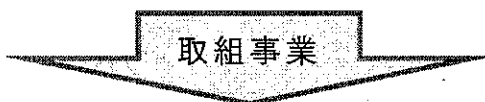
通学時や放課後の児童生徒の安全確保、いじめや虐待等の未然防止・早期発見、支援を必要とする児童生徒への対応等を図るためには、学校と地域や区役所等の関係機関との連携が不可欠です。

このため、地域の教育力を活かした学校運営への支援を行うとともに、学校が区役所、地域療育センター、児童相談所、警察、国際交流ラウンジ等の関係機関との連携を円滑に図れるよう、学校教育事務所も関係機関との連携を強化し、学校を支援します。

■学校教育事務所の行う学校支援が「十分行われている」「行われている」と答えた割合

＜出典＞学校教育事務所による学校長へのアンケート

支援の内容	H23	H25
学校の現状や実態を踏まえた「適確」「迅速」「きめ細かな」支援	97.5%	98.3%
初任者研修、管理職研修等への支援	88.3%	91.4%
学校事務が適正に行われるための支援	71.7%	78.3%
学校と地域、関係機関との連携についての支援	72.1%	82.0%



学校教育事務所が取り組む事業	
①学校教育事務所への権限移譲と機能強化	
	学校教育事務所によるワンストップの学校支援体制の推進【新規】
	学校教育事務所への学校支援スタッフの配置
②適確、迅速、きめ細かな教育活動支援・指導	
	方面別「学校運営サポート事業」「学校自主企画事業」の充実
	指導主事による教育課程の運営・改善への支援・指導
	「学校課題解決支援チーム」の迅速な派遣

学校教育事務所が取り組む事業	
③人材育成の推進	
	「授業改善支援センター（ハマ・アップ）」の利用促進、講座・相談体制の充実
	地域性を踏まえた特色ある研修や、教職員相互の情報共有が実践に活かされる研修の実施
④円滑な学校経営のための学校事務支援・指導	
	学校事務の適正かつ効率的な執行に関する日常的な支援・指導
	研修を通じた事務職員の育成
⑤学校と地域や関係機関との連携支援	
	学校と区役所等関係機関との連携を促進する支援
	地域連携に関する取組事例の収集・周知

教育委員会事務局が取り組む事業	
①学校教育事務所への権限移譲と機能強化	
	学校教育事務所によるワンストップの学校支援体制の推進【新規】
	学校教育事務所への学校支援スタッフの配置

事業解説

「学校運営サポート事業」

各学校教育事務所では、それぞれの学校が抱える課題の解決策を検討するために、「学校運営サポート事業」を実施しています。

＜東部学校教育事務所の取組例＞

外国籍・外国につながる児童生徒への支援

- 夏休みを活用した日本語指導講師、学習支援ボランティア、指導主事の協力による、児童生徒への日本語指導や学習支援
- 「特別学校ガイダンス」において日本の生活や文化及び学校生活等の説明、体験活動等の実施
- 国際教室のあり方についての調査・研究及び支援方法や指導内容の実践的研究の推進



想定事業量

重点取組	項目	25年度末	30年度末
重点取組 1	「授業改善支援センター (ハマ・アップ)」の運営	21年度～25年度 利用者数 72,244人	26年度～30年度 利用者数 75,000人

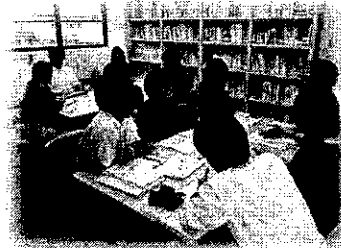
事業解説

「授業改善支援センター（ハマ・アップ）」での支援

各学校教育事務所には「授業改善支援センター（ハマ・アップ）」を併設し、教員の授業づくり・学級づくりを支援しています。

＜「授業改善支援センター（ハマ・アップ）」での支援の例＞

- 学習指導案の閲覧や教育関連図書の貸出等の教育情報の提供
- 授業づくりのポイントを教科ごとに講義や参加型の学習を通して学ぶ「授業づくり講座」の開設
- 指導主事、授業改善支援員が個別の相談に応じる「授業づくり相談」の実施



目標4

家庭・地域

家庭・地域・学校が連携し、
子どもの成長を支えます

施策11 子どもの成長を社会全体で支える体制づくり

現状と課題

●家庭・地域・学校が連携した学校運営の推進

- 地域の人間関係の希薄化が進み、地域の人との関わりや多様な環境から学ぶ機会が減少しています。

子どもの豊かな成長を支えるためには、子どもが地域で活躍することができる場を作ることや、地域の人材を活かして学校運営を推進することなどを通して、学校と地域がより良い関係を構築することが求められています。

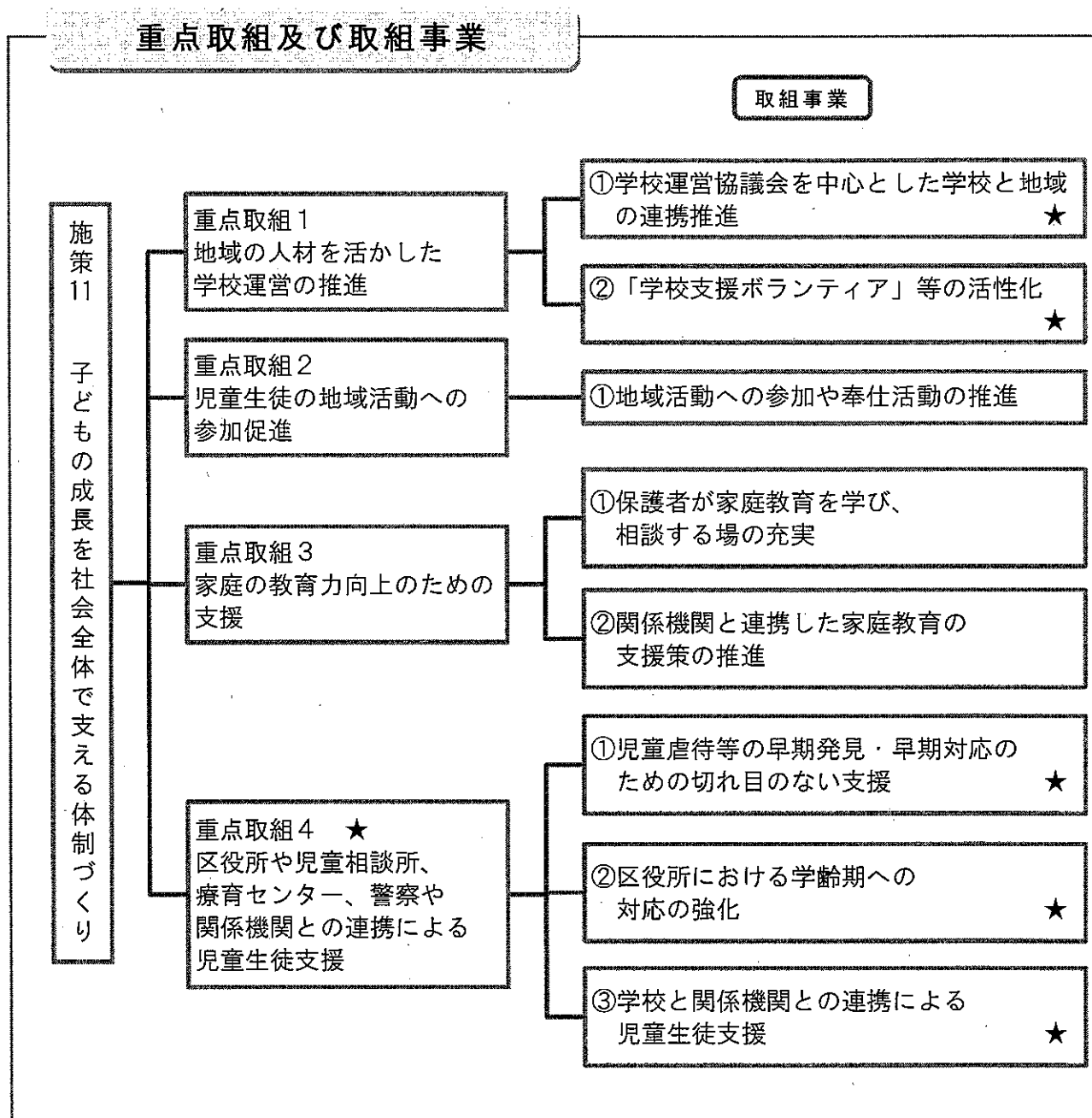
●困難を抱える児童生徒への支援や学習機会の確保

- 所得の格差拡大や家庭環境などによって生じる学力や進学機会の格差に対し、学校において少人数指導や補習などで対応していますが、学校と関係機関が連携して学習支援を充実することが必要です。
- 児童虐待の増加や居所不明児童生徒の存在など、学校だけでは解決できない問題が生じているため、これまで以上に学校・区役所・児童相談所等の関係機関が連携した切れ目のない支援を行う必要があります。

施策11 子どもの成長を社会全体で支える体制づくり

施策の方針

- 地域で子どもが豊かに成長するために、地域の人材を学校運営に活かし、地域と学校が貢献し合う関係を構築します。
- 学校や家庭、区役所、警察等の関係機関が協力・連携して全ての子どもを支えます。



目指すべき方向性と取組事業

重点取組1：地域の人材を活かした学校運営の推進

① 学校運営協議会を中心とした学校と地域の連携推進 ★

学校・保護者・地域が一体となって学校運営や児童生徒の育成に取り組むことができるよう、平成17年度以降学校運営協議会（95ページ事業解説参照）の設置を促進してきました。今後も、学校運営協議会のあり方を検討しつつ、設置校数を拡大します。

また、「『まち』とともに歩む学校づくり懇話会（注45）」や「学校支援活動事業（注46）」など、学校運営協議会以外の仕組みも活用しながら、これまでの取組経過や地域性に応じた地域連携を進めます。

② 「学校支援ボランティア」等の活性化 ★

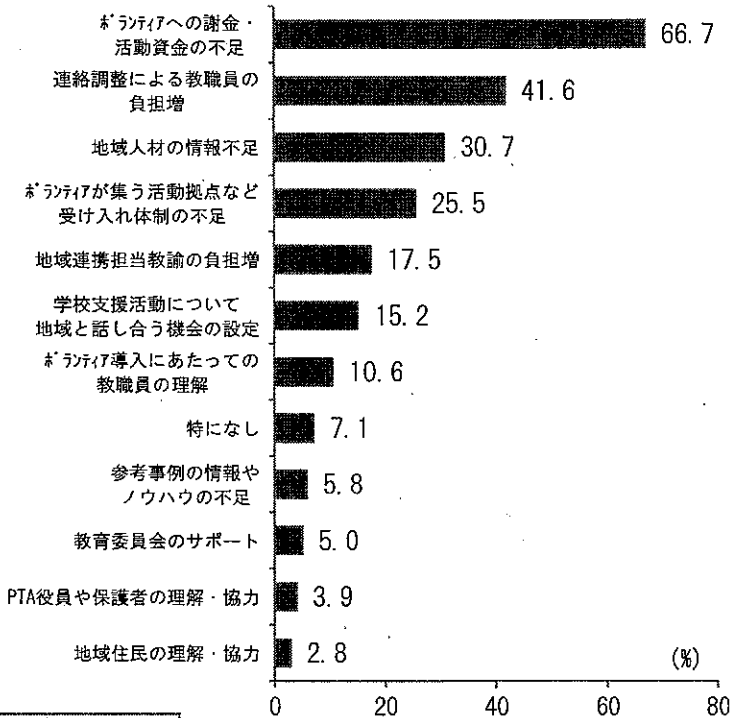
平成19年度から配置を開始した「学校・地域コーディネーター（注47）」の活動により、学校とボランティアの調整がなされ、学習活動の支援のほか、登下校時の見守りや部活動指導等、特色ある支援活動が行われてきています。

各校で地域の特性や学校のニーズに合った多様な活動が展開できるよう、「学校支援ボランティア（注48）」の拡充や、「学校・地域コーディネーター」の養成・配置、活動環境の整備等を進めます。

■ 学校・地域連携推進の課題

（ボランティアが活動している小中学校回答）

<出典>H25.11 横浜市社会教育委員会議



取組事業

◆ 各学校における取組（例）

- 地域と連携した取組事例
 - ・ 学習活動の支援（授業の補助、放課後学習支援、図書の読み聞かせ等）
 - ・ 部活動指導
 - ・ 校地・校舎の清掃・美化活動等の環境整備
 - ・ 登下校時の安全見守り
- 保護者や地域住民の協力を得た土曜日活用の推進

（注45） 開かれた学校づくりのため、学校の状況を地域住民に周知し、相互に意見交換を行うための懇話会

（注46） 「学校・地域コーディネーター」が中心となり、「学校支援ボランティア」の活動等を学校と連携して企画・実施する事業

（注47） 地域が学校を支援する仕組みづくりを進めるため、学校と地域のボランティアとを結ぶ役割を担う人材

（注48） 学校を支援する活動を行う保護者や地域住民のボランティア

学校教育事務所が取り組む事業	
②「学校支援ボランティア」等の活性化	
	「よこはま学援隊 [※] 」「教育支援隊 [※] 」の運営支援
	地域連携に関する取組事例の収集・周知
	地域連携に関する学校関係者等への研修の実施

教育委員会事務局が取り組む事業	
①学校運営協議会を中心とした学校と地域の連携推進	
	学校運営協議会設置校説明会や情報交換会、教育実践の発表の場等での学校運営協議会に関する情報提供、情報共有の機会の提供
②「学校支援ボランティア」等の活性化	
	「学校・地域コーディネーター」の養成、配置の充実
	「学校支援活動事業」の取組に対する支援
	学校スペースを活かした「地域交流室」の整備・充実

事業解説

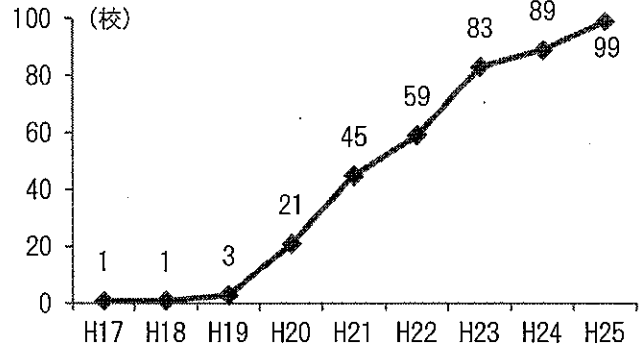
学校運営協議会

学校運営協議会は、保護者や地域の方が一定の権限（学校運営に関する基本的な方針の承認や申出等）と責任を持って学校運営に参画する法定の制度です。

保護者や地域の方と学校が目標を共有し、一体となって地域の子どもを育てていく、「地域とともにある学校づくり」を進める上での有効なツールとなります。

■学校運営協議会設置校数推移

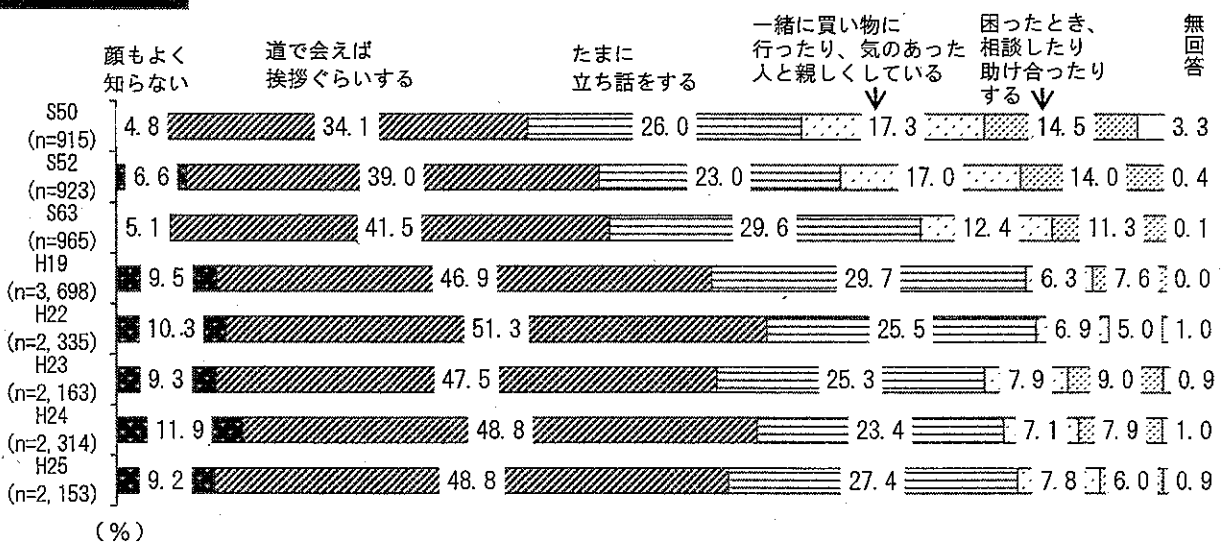
<出典>横浜市教育委員会調べ



データ

隣近所との付き合い方

<出典>H25 横浜市民意識調査



重点取組2：児童生徒の地域活動への参加促進

①地域活動への参加や奉仕活動の推進

地域と協力して学校運営を行っていくためには、地域や保護者に学校を支援してもらっただけではなく、児童生徒が積極的に地域活動に関わる機会を設けることも、学校と地域との関係を築く上で重要です。

児童生徒が地域と関わる場を作ることで、児童生徒の成長を促すとともに、学校が地域に貢献することを通じ、学校と地域とのより良い関係を築きます。

取組事業

学校が取り組む事業

①地域活動への参加や奉仕活動の推進

児童生徒による地域行事や奉仕活動等への参加

学校区から「小中一貫教育推進ブロック」全体へ範囲を広げた地域連携の推進（再掲）

◆各学校における取組（例）

- 地域の防災訓練への児童生徒の参加
- 児童生徒による地域事業への企画段階からの参画
- 地域の行事やボランティア活動への参加の仕組みづくり

学校教育事務所が取り組む事業

①地域活動への参加や奉仕活動の推進

地域連携に関する事例の収集・周知

コラム 中学校のボランティア活動

汲沢中学校においては、ボランティア活動を行う「Vメイト」（ボランティアメイト）という生徒たちが、様々な地域行事に参画しています。

例えば、近隣小学校の運動会の運営手伝い、自治会による川の清掃の手伝い、夏祭りにおける模擬店の販売員や司会進行、夏休み工作教室の手伝い、グループホームでの餅つき大会への参加等、活動内容は多岐にわたっています。

ボランティア活動を行うことで、地域の方々から大変喜ばれるだけでなく、学校ではできない体験や、地域の大人と子どもの交流が、子ども自身の大きな成長にもつながります。



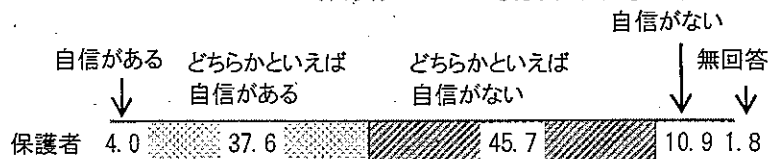
重点取組3：家庭の教育力向上のための支援

①保護者が家庭教育を学び、相談する場の充実

家庭教育は、保護者が子どもに対して基本的な生活習慣、社会規範、豊かな情操、他人に対する思いやりや自制心等を身に付けさせるものであり、全ての教育の出発点です。しかし、近年では、子育て家庭と地域のつながりが希薄化し、孤立感を抱える子育て世帯も少なくない中、過半数の保護者が家庭での教育に自信を持っていない状況が課題となっています。

このため、学齢期の子どもを持つ親が、子どもとの関わり方や基本的な生活習慣等について気軽に話し合えるよう、親同士の交流や相談の場を充実します。

■家庭での教育に自信があるか
 <出典>H24.3 横浜市教育意識調査



②関係機関と連携した家庭教育の支援策の推進

学齢期に入ると乳幼児期のような区役所等で実施する保健や福祉等の支援が少なくなる傾向があります。特に、小学校入学後に「小1プロブレム^(注49)」等の問題が生じています。

学校・幼稚園・保育所や区役所・こども青少年局等の連携を強化し、発達の段階に応じた情報提供を進めることにより、妊娠期・乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援を行います。



教育委員会事務局が取り組む事業	
①保護者が家庭教育を学び、相談する場の充実	
	学齢期の子どもを持つ「親の交流の場づくり事業」の推進
	「親の学びの支援事業」「おやじの会親子ふれあい事業」の実施支援
②関係機関と連携した家庭教育の支援策の推進	
	こども青少年局と連携した家庭教育に関する情報提供の実施

事業解説 区における家庭教育学級

港北区では、地域で子育てを支援するための仕組みを作り、乳幼児を持つ保護者が子育てのヒントを見つけたり、保護者たちの地域の仲間づくりを支援することを目的として、地域の保育ボランティア団体や子育て中の保護者が運営委員となって、家庭教育学級を行っています。

平成25年度は食育や音遊び等を参加者とともに学んだり、講師を招いての公開講座等を行いました。



(注49) 入学したばかりの1年生の教室において、集団活動ができない、授業中に座ってられない、先生の話を聞かない、物事をすぐにあきらめてしまう、など学校生活にうまく対応できない状態が続き、学級として機能しないこと。

重点取組4：区役所や児童相談所、療育センター、

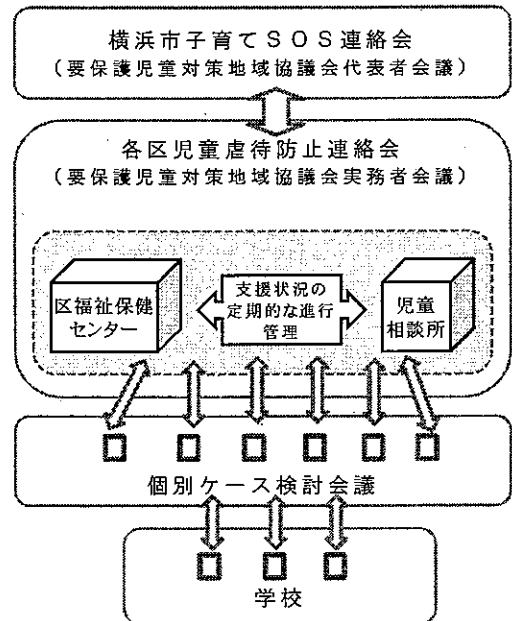
警察や関係機関との連携による児童生徒支援 ★

①児童虐待等の早期発見・早期対応のための切れ目のない支援 ★

児童虐待の件数の増加や、乳幼児期から学齢期にかけて多くの居所不明の子どもの存在が確認されていることなどから、子どもの健康・生命の安全や学習を受ける権利の確保のために、乳幼児期・学齢期を問わず、常に関係機関が連携して対応することが不可欠です。

このため、児童虐待に関する所管である区役所や児童相談所と学校の連携を更に推進するために、情報共有の仕組みの構築や学校と区役所等の相互理解の促進、「要保護児童対策地域協議会^(注50)」の活用などを通して、乳幼児期から学齢期にかけての切れ目のない支援を行います。

■横浜市要保護児童対策地域協議会



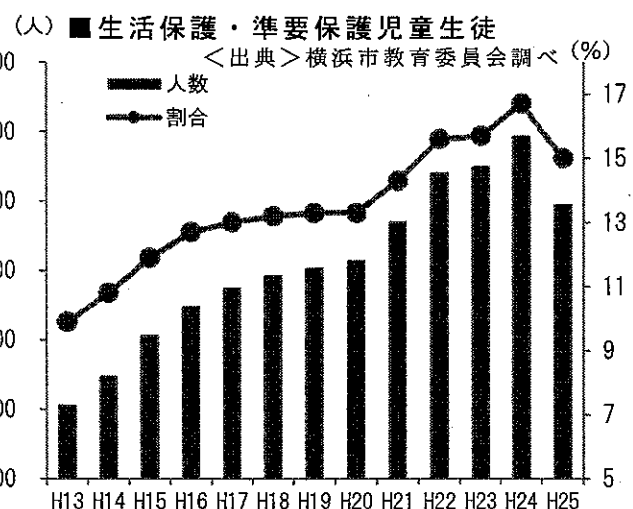
②区役所における学齢期への対応の強化 ★

家庭環境や経済状況など、様々な背景を抱えた児童生徒が増加しており、複雑化・多様化している課題に様々な角度から対応するために、区役所が持っている情報やネットワークを学校が活用することや、市民に身近な区役所における学齢期の相談機能を充実することなどを通して、区役所と学校の連携機能の強化を図ります。

③学校と関係機関との連携による児童生徒支援 ★

いじめや暴力などの問題行動や、事件・事故への的確な対応を行うための警察等との連携を強化します。

また、区役所や関係局と連携を図り、経済的困窮状態などで養育に必要な家庭の児童生徒への学習支援を行う「寄り添い型学習等支援事業^(注51)」などを活用し、児童生徒への支援の幅を広げます。



(注50) 要保護児童等(虐待を受けている子ども等)の早期発見や適切な保護のため、関係者や関係機関が円滑に連携していくことを目的とした協議会(児童福祉法第25条の2)

(注51) 生活保護世帯及び経済的困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ児童生徒等に対して行う学習等の支援事業

取組事業

学校が取り組む事業

① 児童虐待等の早期発見・早期対応のための切れ目のない支援

「児童支援専任教諭」「生徒指導専任教諭」を中心とした幼稚園、保育所や区役所等関係機関との連携

幼児期から学齢期への円滑な接続のための引継ぎ・情報共有

区役所が保有する支援機関等の情報・ネットワークと学校の連携

児童虐待から子どもを守るための「要保護児童対策地域協議会」の積極的な活用

◆ 各学校における取組（例）

- 警察等と連携した交通安全教室や交通安全指導の実施
- 警察等と連携した不審者対応訓練等の実施

学校教育事務所が取り組む事業

③ 学校と関係機関との連携による児童生徒支援

区役所が行う「寄り添い型学習等支援事業」の情報収集及び学校への紹介【新規】

教育委員会事務局が取り組む事業

② 区役所における学齢期への対応の強化

学校と区役所の情報共有・連携体制のあり方の検討【新規】

区役所の学齢期における相談機能・学校との連携機能の強化

③ 学校と関係機関との連携による児童生徒支援

いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校等に対応するための警察や児童相談所等との連携

療育センターによる学校訪問や学齢期の発達相談など、関係機関が実施する事業の周知

想定事業量

重点取組	項目	25年度末	30年度末
重点取組 1	「学校・地域コーディネーター」の 配置	164校	264校
	「地域交流室 ^(注52) 」の整備	326校	406校
重点取組 2	地域防災拠点訓練等への 児童生徒の参加	約75%	85%以上の学校で 実施
重点取組 3	学齢期の子どもを持つ「親の交流 の場づくり事業 ^(注53) 」の実施	モデル事業の実施	本格実施 (28年度)
重点取組 4	NPO法人や社会福祉法人、 大学等が実施する放課後における 学習・生活支援事業の情報収集・ 発信	1学校教育 事務所で実施	全学校教育事務所 で実施

(注52) 学校と地域の交流や連携を推進するため、保護者や地域住民による学校支援活動の拠点となる校内のスペース

(注53) 子育ての悩みを抱える保護者が気軽に相談・交流でき、拠り所となる「場」をつくる事業

目標5

教育環境の整備・ 生涯学習の推進

子どもの教育環境を整備する
とともに、市民の学習活動を
支援します

施策12 教育環境の整備

施策13 市民の学習活動の支援

現状と課題

●児童生徒の安全の確保とより良い教育環境の構築

- 災害発生時にも、学校において児童生徒の安全を確実に確保するため、市立学校の耐震化を完了し、的確な防災対策を行うことが急務です。また、老朽化した学校施設の長寿命化・建て替えに向け、財政負担の平準化を踏まえた計画的な保全を行うことが必要です。
- 児童生徒の急増地域や減少地域においても子どもが適切な環境で学校生活を送れるよう、地域の実情に応じて、学校の新設・統合などによる対応が必要です。
- 特別教室の暑さ対策やトイレの洋式化などを行うことにより、子どもが安心して教育を受けられる環境を整える必要があります。

●ニーズに応じた生涯学習の推進

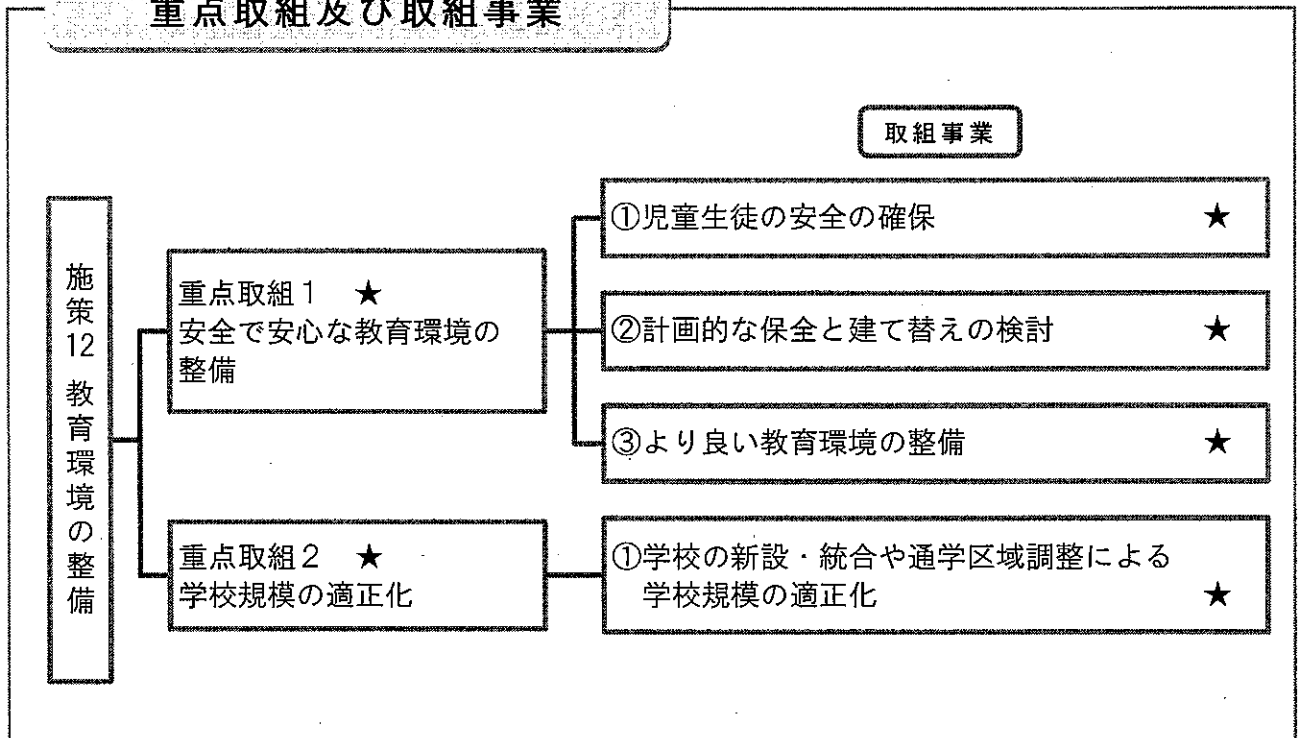
- 「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」に基づき地域の特性に合わせた読書活動の推進を着実に進めること、市立図書館においてニーズに応じた図書館サービスの充実を図ることが課題です。
- 市内に残る文化財は、日本や横浜の歴史を知るために欠かせないものであり、積極的な保存・公開や、歴史学習のための身近な教材としての活用が求められています。

施策12 教育環境の整備

施策の方針

- 子どもの安全・安心を確保し、より良い教育環境の整備を進めます。
- 地域の実情に応じて、学校規模の適正化を進めます。

重点取組及び取組事業



目指すべき方向性と取組事業

重点取組 1 : 安全で安心な教育環境の整備 ★

① 児童生徒の安全の確保 ★

本市では、平成 18 年の耐震改修促進法の改正を踏まえ、「横浜市耐震改修促進計画」を策定し、平成 27 年度までの耐震改修の完了を目指し公共建築物の耐震補強工事を進めてきました。

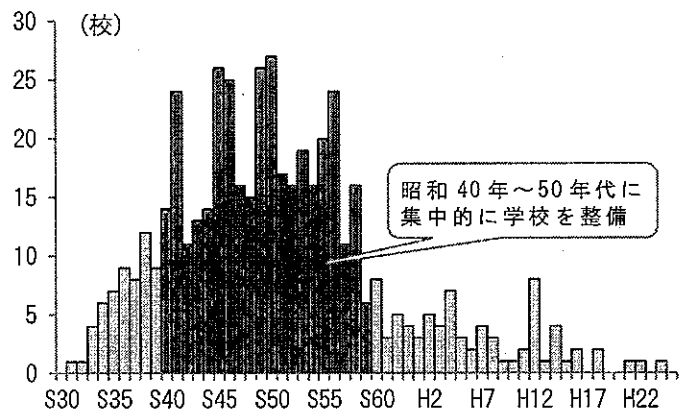
引き続き、児童生徒の安全を確保するため、平成 27 年度までに学校施設の耐震化を完了させるとともに、学校体育館等の吊り天井等の落下防止対策を実施します。また、災害発生時に児童生徒の安全確保を優先し、学校へ留め置くため、飲食物等の防災備蓄品の配備を進めます。

② 計画的な保全と建て替えの検討 ★

人口の急増に対応し、昭和 40 年～50 年代に学校施設を集中的に整備しましたが、これらの学校施設の老朽化が進んでいます。

このため、学校施設の長寿命化に向けた計画的な保全に取り組むとともに、財政負担の平準化等も踏まえた学校施設の建て替えを検討します。

■ 建築基準年度別市立小中学校数
 <出典> 横浜市教育委員会調べ



③ より良い教育環境の整備 ★

平成 25 年度までに全市立学校の普通教室に空調設備を設置し、児童生徒の授業の集中力が上がったことや、体調不良を訴える児童生徒が少なくなったことなど、教育面で大きな効果がでています。

しかし、学校司書や理科支援員の配置等により一層の活用が求められる図書室や理科室等の特別教室については空調設備が未設置であることから、より良い学習環境を児童生徒に提供するために、空調設備の設置を進めます。

老朽化したトイレについては、順次トイレ改修を行ってきましたが、一部の学校では和式便器が多く残っていることから、安心して学校生活を送れるようトイレの洋式化を推進します。また、災害対策の観点から、避難場所となる学校への多目的トイレの設置を推進します。

さらに、「横浜市の公共建築物における木材利用の促進に関する指針」を踏まえ、温かみのある学校施設となるよう、木材利用を進めます。



教育委員会事務局が取り組む事業	
①児童生徒の安全の確保	
	学校体育館等の吊り天井等落下防止対策【新規】
	防災ヘルメット等の配備【新規】
	学校施設の耐震化
	児童生徒用の飲食料等の配備
	通学路の安全確保に向けた、警察・土木事務所等との連携
②計画的な保全と建て替えの検討	
	学校施設の長寿命化のための保全
	財政負担の平準化等も踏まえた学校施設建て替えの検討
③より良い教育環境の整備	
	学校の特別教室（図書室・理科室・美術室（図工室）・調理室（家庭科室））への空調設備の設置【新規】
	学校への多目的トイレの設置推進【新規】
	学校トイレの洋式化の推進
	学校施設における木材利用の促進

重点取組 2 : 学校規模の適正化 ★

① 学校の新設・統合や通学区域調整による学校規模の適正化 ★

都心部の住宅開発に加えて、近年では特に、事業所・工場が移転した跡地にマンションなど大規模な集合住宅が建設されることにより、児童生徒が急増している地域があります。このような地域では、過大規模校となるため、施設利用面で制約が生じる場合があります。

一方で、小規模校では集団での充実した学習が行いにくいなど、教育面や学校運営面の課題があります。

このため、児童生徒の急増地域や減少地域においても子どもが適切な環境で学校生活を送れるよう、地域の実情に応じて、学校の新設・統合、校舎の増築や通学区域の調整により学校規模の適正化を進めるなど、より良い教育環境を確保するとともに、まちづくりの視点から総合的な対応を行うため、関係区局と連携を図ります。



教育委員会事務局が取り組む事業	
① 学校の新設・統合や通学区域調整による学校規模の適正化	
	本町小学校第二方面校（仮称）の設置【新規】
	上郷中学校・庄戸中学校の学校統合
	児童生徒急増地域での校舎の増築や学校の分離新設

事業解説

「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」概要

（平成22年12月策定）

● 通学区域の適正化・弾力化

住所によって就学すべき学校を指定する通学区域制度を基本とし、通学区域の調整等により適正化を推進。また、通学区域の一層の弾力化を推進。

- ・ 地域コミュニティとの関係等に加え、横浜型小中一貫教育の推進を考慮した通学区域の調整等を検討。
- ・ 望ましい通学距離を小学校で片道おおむね 2 km、中学校で片道おおむね 3 km と規定し、小規模校の統合等において、遠距離等の場合は、状況に応じた通学環境改善策、通学支援策も検討。
- ・ 弾力化に関する制度については、周知方法を工夫。学校選択制については、保護者や地域、学校関係者などからの意見やニーズを把握し、引き続き検討。

● 学校規模の適正化

保護者・地域の理解や協力を得ながら、通学区域変更や弾力化等の手法を検討し実施することにより適正化を推進し、子どもの教育環境の改善を図る。

- ・ 大規模・過大規模校については、分離新設だけではなく、通学区域の調整等で適正規模化を検討。
- ・ 通学区域の変更等により、大規模・過大規模が解消されない場合は分離新設を検討。ただし、施設、教育内容、児童生徒指導などに支障がない場合はこの限りではない。
- ・ 小規模校については、通学区域の調整や学校の統合による適正規模化を検討。

想定事業量

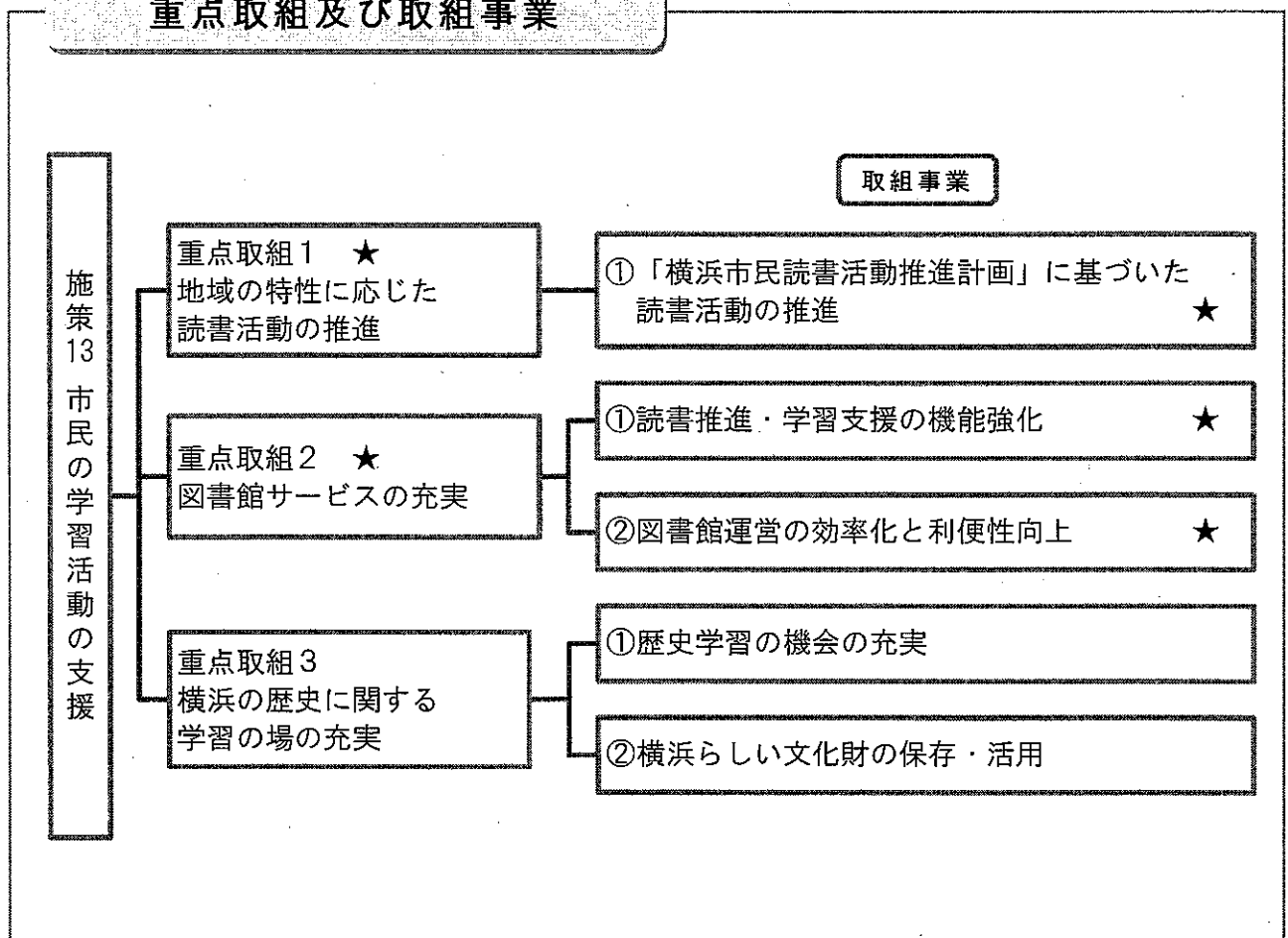
重点取組	項目	25年度末	30年度末
重点取組 1	児童生徒用の飲食料等の配備	146校	全校 (27年度)
	学校の特別教室への空調設備の設置	22校	全校
重点取組 2	本町小学校第二方面校(仮称)の設置	検討中	開校予定 (30年4月)
	上郷中学校・庄戸中学校の学校統合	附属機関から統合についての答申を受領	統合校開校 (27年4月)

施策13 市民の学習活動の支援

施策の方針

- 区役所・図書館・学校の連携により、地域全体で読書活動を推進します。
- レファレンス機能の強化と利便性向上を図り、図書館サービスを充実させます。
- 横浜らしい文化財の保存・活用を図り、横浜の歴史を学習する場を充実させます。

重点取組及び取組事業



目指すべき方向性と取組事業

重点取組 1：地域の特性に応じた読書活動の推進 ★

①「横浜市民読書活動推進計画」に基づいた読書活動の推進 ★

読書活動は、言葉を学び、知性や感性を磨き、表現力、創造力を高め、人生をより深く生きる力を身に付けるうえで大切なものであり、市民の読書活動に関する施策を総合的・計画的に進めるため、平成 26 年 4 月「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」が施行されました。

条例を踏まえた、「横浜市民読書活動推進計画」に基づき、乳幼児から高齢者まで、全ての市民が読書を楽しむことができるように、区役所・図書館・学校が連携して区の地域性に応じた読書活動の目標を策定します。また、地区センター等の市民利用施設や読み聞かせ等の読書活動団体等と協働し、地域全体で読書活動を推進します。

取組事業

教育委員会事務局が取り組む事業

①「横浜市民読書活動推進計画」に基づいた読書活動の推進

区役所・図書館・学校の連携による区ごとの活動目標の設定【新規】
図書館と市民利用施設や活動団体等が連携した読書活動の推進
読書活動団体等のネットワークづくりのための交流会等の実施
読書活動を支えるボランティア向けの講座開催
読書月間等を活用した読書に親しむ取組の実施
学校との連携による子どもの読書活動の推進

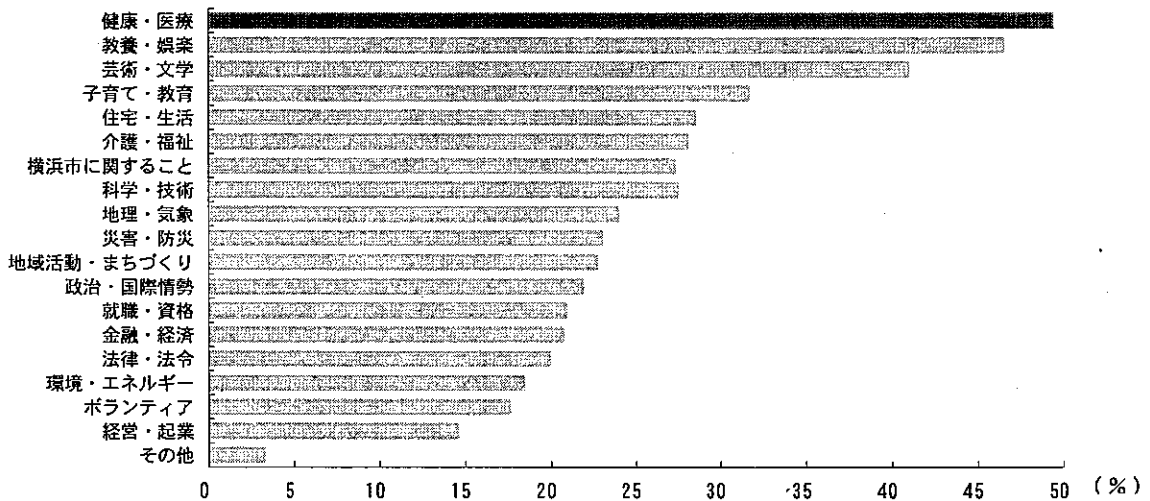
重点取組 2：図書館サービスの充実 ★

① 読書推進・学習支援の機能強化 ★

市民が図書館で得たい情報として、「健康・医療」が第1位となるなど、生活課題に対する社会的ニーズが高まっており、課題解決に役立つレファレンス（資料相談）機能と情報提供機能の強化が求められています。また、「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」の施行を踏まえ、地域における読書活動推進の役割が期待されます。

図書館ではこれまでの本の閲覧・貸出サービスに留まらず、市民ニーズに応じたレファレンスサービス^(注54)の充実や、地域に積極的に向いた読書活動の推進に取り組めます。

■ 図書館で得たい情報 <出典>H24.12 横浜国立図書館利用者アンケート



② 図書館運営の効率化と利便性向上 ★

身近で便利な図書館サービスを求める市民ニーズに応えるため、限られた財源や人員の中で、効率的な運営に取り組むことが求められます。

効率的な図書館運営に向けて、貸出等の定型的な業務の委託化、指定管理者制度の活用や「ICタグ^(注55)」の導入に向けた検討を進める一方で、「図書館サービスポイント^(注56)」の整備を推進するなど、利便性の向上を図ります。



(注54) 図書館の資料を使って調べものや資料・情報探しの支援を行うサービス

(注55) 現在のバーコードシールに替わるもので、貸出手続き作業の大幅な省力化につながる蔵書管理番号を記録した非接触型タグ

(注56) 市立図書館以外の場所で、インターネット予約された図書館の本の貸出返却ができる場所（26年度現在、東戸塚、二俣川に図書取次カウンターを設置）

教育委員会事務局が取り組む事業	
①読書推進・学習支援の機能強化	
	市民の課題解決を支援するレファレンス（資料相談）機能の強化
	地域の読書活動を支援・推進する情報提供・発信機能の強化
	司書の人材育成の推進
②図書館運営の効率化と利便性向上	
	図書館の蔵書への「ICタグ」導入の検討【新規】
	隣接する他都市等の図書館との協定による相互貸出利用の検討【新規】
	定型的な図書館業務の委託や指定管理者制度の活用
	「図書館サービスポイント」の整備推進による図書館ネットワークの充実
	電子書籍への対応の検討

重点取組3：横浜の歴史に関する学習の場の充実

①歴史学習の機会の充実

横浜市歴史博物館や横浜開港資料館等において、原始から近現代まで、横浜に生きた人々の歴史に係る調査・研究を進め、市内の史跡や資料等を保存・公開しています。

市民が博物館等を積極的に利用して横浜の歴史を学ぶことができるよう、指定管理者と連携した歴史講座を開催するとともに、学校教育で活用できる学習プログラムの充実を図ります。

②横浜らしい文化財の保存・活用

横浜は、幕末の開港を契機として、近代日本の歴史とともに都市として発展し文化を形成してきました。市内に残る近代の文化財は、日本や横浜の近代史と文化を理解するうえで、欠かせないものとなっています。

このため、開港期以降の横浜の発展と日本の歴史を伝える近代の遺跡について、その保護・保全手法を検討するとともに、関係区局やNPO法人等と連携したプロモーション活動を行い、文化財や博物館の観光資源としての魅力向上を図ります。

取組事業

教育委員会事務局が取り組む事業	
①歴史学習の機会の充実	
	施設間の連携による魅力ある企画展の実施
	横浜開港資料館等と連携した博物館における歴史講座の開催（再掲）
	ふるさと歴史財団による小学校を活用した歴史学習の場の創設支援（再掲）
②横浜らしい文化財の保存・活用	
	近代遺跡の保護、保全や活用の検討・推進
	関係区局やNPO法人等と連携した文化財や博物館等のプロモーションの推進

想定事業量

重点取組	項目	25年度末	30年度末
重点取組 1	読書活動を支えるボランティア向けの講座開催	44回	60回
	図書館と地域が連携した企画事業等の実施	33件	50件
	区の活動方針に合わせた読書活動団体等とのネットワークづくりのための交流会等の実施	26年度取組開始	全図書館で実施
重点取組 2	レファレンス（資料相談）機能の強化	約25万件	約28万件
重点取組 3	横浜開港資料館等と連携した博物館における歴史講座の開催	40回	60回

2 各施策における達成目標

【 】内は出典
 ◎印は全国学力・学習状況調査の結果
 ☆印は横浜市学力・学習状況調査の結果

対象	施策	目標	直近の現状値 (25年度)	目標値 (30年度)
小中学校	施策1	①中学校卒業段階で実用英語技能検定3級相当以上の生徒の割合	26年度から順次実施	40.0%以上
		②将来の夢や目標を持っている生徒の割合(中学校)【◎】	71.8%	75.0%以上
	施策2	③全国学力・学習状況調査における全国平均との比較(小6・中3)【◎】	全国を2ポイント上回る	全国を3ポイント以上上回る
	施策3	④「自分には良いところがある」と答える子どもの割合【◎】	小：73.1% 中：63.2%	小：75.0%以上 中：65.0%以上
小中学校	施策4	⑤運動やスポーツを「週3日以上する」と答える子どもの割合(小学校)	33.4%	40.0%以上
		運動やスポーツを「しない」と答える子どもの割合(中学校)【児童生徒体力・運動能力調査】	11.0%	9.0%以下
特別支援学校	施策5	⑥「卒業後を見通した学習が行われている」と答える特別支援学校の保護者の割合【特別支援学校保護者アンケート】	84.0%	95.0%以上
高校	施策6	⑦全日制高校2年生終了段階で実用英語技能検定2級から準1級相当以上の生徒の割合	26年度から実施	50.0%以上
事務局	施策7	⑧「アイ・カレッジ」卒塾の本市採用者数	年間52人 373人 (20年度～25年度累計) (24年度未実施)	年間80人以上 710人以上 (20年度～30年度累計) (24年度未実施)
小中学校	施策8	⑨「学校の授業は分かりやすい」と答える子どもの割合【☆】	小：77.5% 中：54.8%	小：80.0%以上 中：70.0%以上
	施策9	⑩「学校評価の実施を知っている」と答える保護者の割合【横浜市教育意識調査】	54.7% (23年度)	75.0%以上
事務局	施策10	⑪「学校の授業は分かりやすい」と答える子どもの割合(再掲)【☆】	小：77.5% 中：54.8%	小：80.0%以上 中：70.0%以上
小中学校	施策11	⑫「ボランティアが入ることで、子どもの体験や経験の場が増えた」と答える学校長の割合【学校・地域連携に関するアンケート調査】	小：79.5% 中：50.5%	小：85.0%以上 中：55.0%以上
事務局	施策12	⑬学校建物の耐震化率	94.3%	100% (27年度)
	施策13	⑭図書館と連携した事業でのボランティアの活動者延べ人数	2,073人	3,000人以上

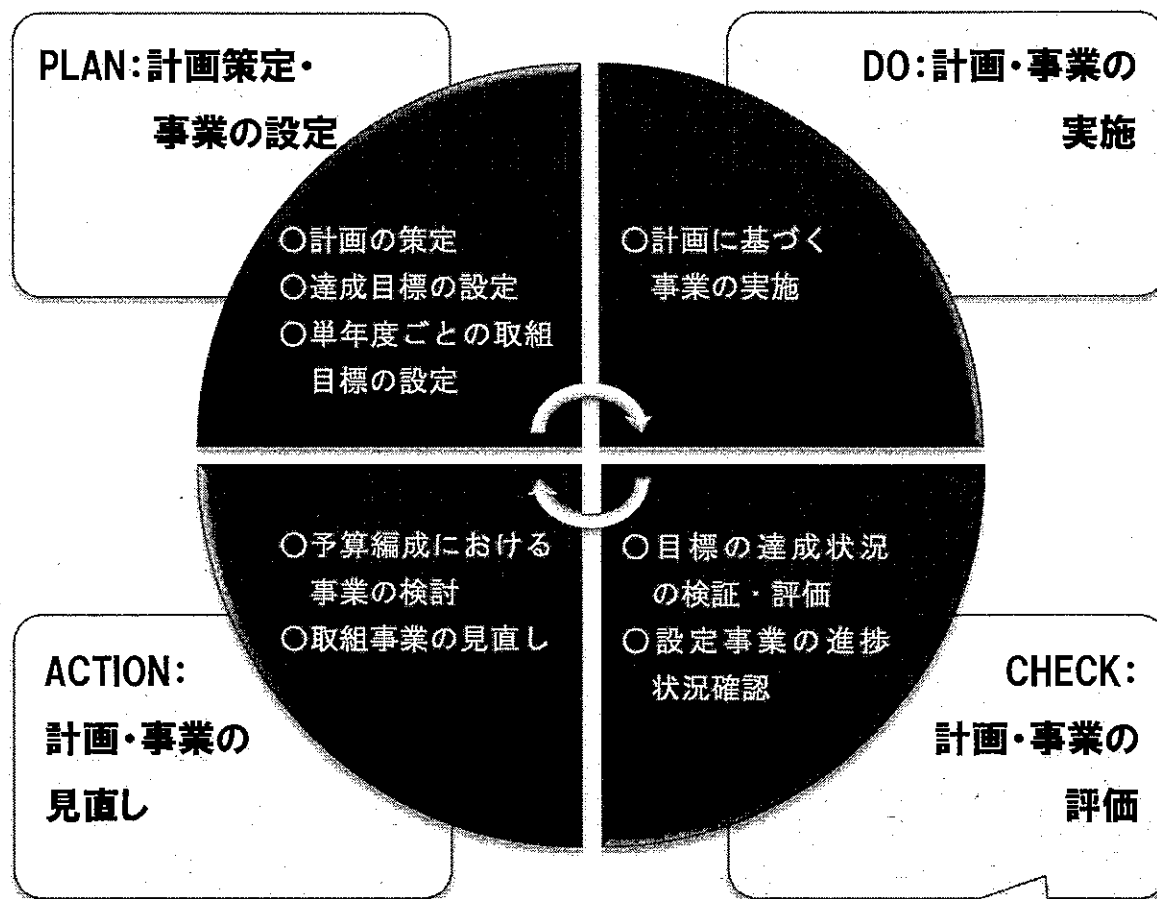
3 計画の進捗管理

「第2期横浜市教育振興基本計画」の推進に当っては、毎年度の目標を明確にして事業に取り組むとともに、目標の達成状況を検証して次年度の取組に活かしていくという、PDCAサイクルに則って目標達成を目指すことが重要です。

さらに、急速な社会状況の変化や国の動きなどにも対応しながら、設定した目標を達成していくためには、計画に掲載された取組事業の見直しや新たな取組を実施することなど、計画の柔軟性を確保することも必要です。

これらのことを実行していくためにも、事業の実施に必要な事業費を毎年度の予算編成の中で検討し、精査していきます。

[計画の推進に向けたPDCAサイクル]



<計画・事業の評価のための指標の設定>

本計画では、各施策において「想定事業量」を設定するほか、様々な取組を行った成果として「達成目標」を設定しました。

教育の成果は全体を一元的に数値で表すことが難しい面があります。例えば、「学力」にも、試験の点数で把握できるものもあれば、意欲や関心など数値化しにくいものもあります。

また、目標の達成が取組事業の成果によるものか、他の要因が関係しているのかということも厳密に把握することも困難です。

このような状況を勘案したうえで、計画の成果を測る“一つのものさし”として、数値で表すことができる指標を設定しました。

資料編

資料編

1 教育基本法

平成18年12月施行

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の本質にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義務的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 基礎データ

※割合などの数値については端数処理しているものがあります。

○横浜市立学校 年度別学校数

<各年度5月1日現在>

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小学校		345	345	345	343	342
中学校		146	148	149	148	148
高校	全日制	9	8	8	8	8
	定時制	2	2	2	2	2
	(計)	10	9	9	9	9
特別支援学校		12	12	12	12	12
計		513	514	515	512	511

※高校の「全日制・定時制」は、各課程を置く校数であり、(計)は実学校数です。

<出典>市立学校現況(平成26年度/横浜市教育委員会)

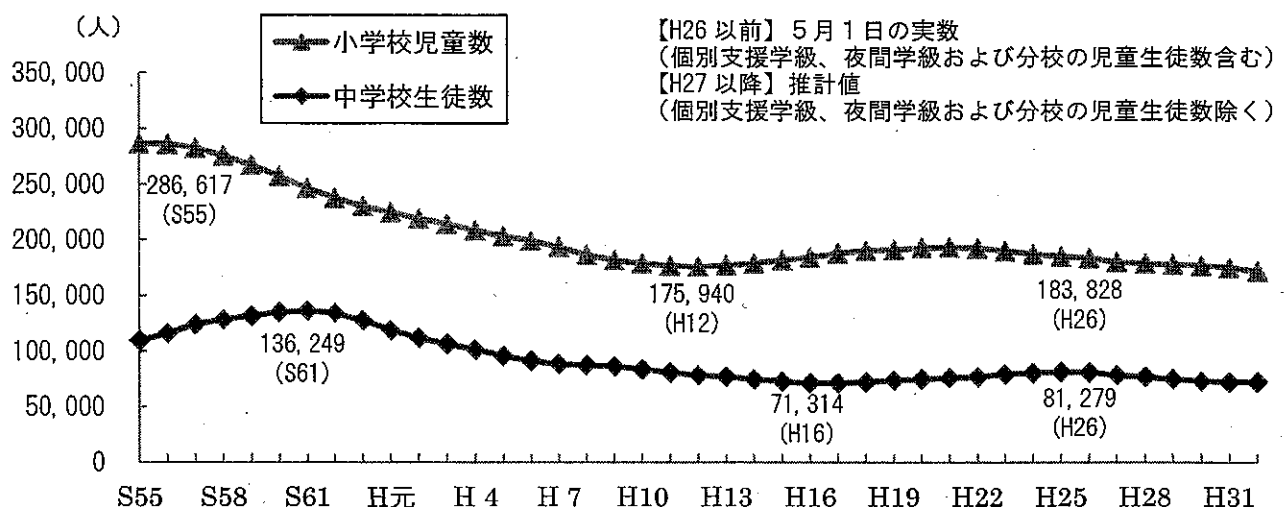
○横浜市立学校 年度別在学者数

<各年度5月1日現在>

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小学校		192,629	190,265	187,361	185,380	183,828
中学校		76,964	79,458	80,637	81,512	81,279
高校	全日制	6,525	6,609	6,649	6,657	6,639
	定時制	1,468	1,504	1,544	1,560	1,596
	(計)	7,993	8,113	8,193	8,217	8,235
特別支援学校		1,422	1,453	1,423	1,479	1,487
計		279,008	279,289	277,614	276,588	274,829

<出典>H26 市立学校現況

○横浜市立小中学校の児童生徒数の推移



<出典>横浜市教育委員会調べ

○横浜市立学校 年度別教職員数

〈各年度5月1日現在〉

	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		
	教員	職員	教員	職員	教員	職員	教員	職員	教員	職員	
小学校	9,563	1,598	9,666	1,542	9,745	1,460	9,681	1,406	9,708	1,377	
中学校	4,664	375	4,831	386	4,905	389	4,925	395	4,912	401	
高校	全日制	512	84	499	76	512	81	519	79	533	81
	定時制	122	15	121	17	123	18	122	18	127	18
	(計)	634	99	620	93	635	99	641	97	660	99
特別支援学校	895	90	923	90	909	96	948	93	952	96	
計	15,756	2,162	16,040	2,111	16,194	2,044	16,195	1,991	16,232	1,973	

※週 38.75 時間以上勤務する教職員です。

〈出典〉H26 市立学校現況

○横浜市立小中学校 一学級あたりの児童生徒数別学級数

〈平成26年5月1日現在〉

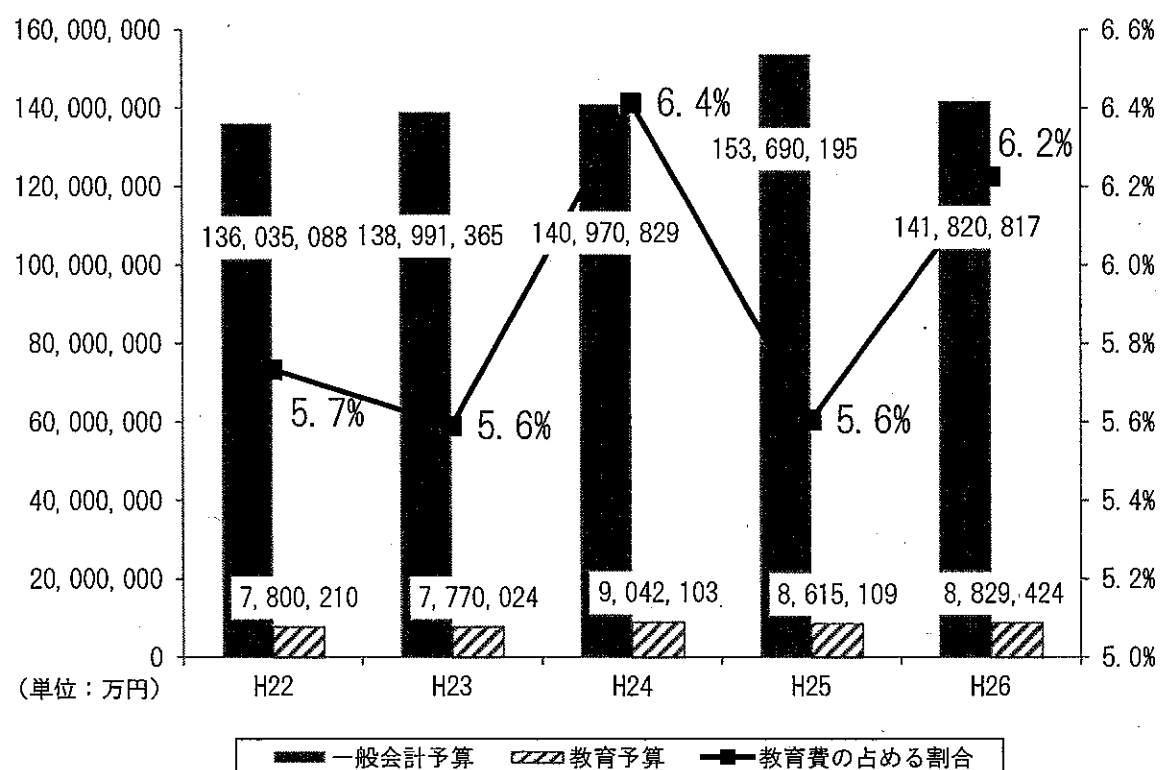
		1~10人	11~20人	21~25人	26~30人	31~35人	36~40人	41人以上	計
小学校	学級数	1	56	473	1,976	2,393	875	1	5,775
	割合	0.0%	1.0%	8.2%	34.2%	41.4%	15.2%	0.0%	
中学校	学級数	3	1	11	101	748	1,357	2	2,223
	割合	0.2%	0.0%	0.5%	4.5%	33.6%	61.0%	0.1%	

※学級数には個別支援学級などは含みません。

〈出典〉H26 横浜市教育委員会調べ

※割合は小数点第二位を四捨五入。

○横浜市一般会計予算と教育予算の推移



〈出典〉横浜市教育委員会調べ

3 コラム・事業解説一覧

各施策に掲載したコラム及び事業解説の一覧です。

施策番号	コラム題名	ページ
施策 1	世界を夢見て旅立った若者の出発の地「横浜」	22
施策 3	世界に認められる日本人の良さ	36
	本物の感動を ～心の教育ふれあいコンサート～	41
施策 4	横浜商業高校スポーツマネジメント科を支援する方々	47
	オリンピック・パラリンピックが遺すもの	48
	保護者が参画した体カテスト	49
施策 6	横浜サイエンスフロンティア高校を支える 常任スーパーアドバイザー	61
	戸塚高校音楽コースを支えるアドバイザーの方々	65
施策 11	中学校のボランティア活動	96

施策番号	事業解説題名	ページ
施策 1	『横浜の時間』	18
	小中学校が連携したキャリア教育	18
	横浜が目指す防災教育	20
	横浜「ケータイ・ネット」五か条	24
施策 2	「横浜市学力・学習状況調査」分析チャート	32
施策 4	横浜熱闘倶楽部	49
施策 5	ユニバーサルデザインの視点に基づく授業	53
施策 6	横浜市立高校が目指すグローバル人材の資質	61
施策 7	「よこはま教師塾『アイ・カレッジ』」	69
施策 9	教職員の負担軽減に向けた取組と 「横浜市立学校・教職員の業務実態に関する調査」	84
施策 10	「学校運営サポート事業」	90
	「授業改善支援センター（ハマ・アップ）」での支援	91
施策 11	学校運営協議会	95
	区における家庭教育学級	97
施策 12	「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び 学校規模に関する基本方針」概要	105

4 データ・参考資料索引

各施策に掲載したデータ・参考資料の一覧です。

施策番号	データ・参考資料題名	ページ
施策 1	小中一貫教育の取組を進めてからの児童生徒の主な変化	15
	地域の行事に参加している子の割合	17
	将来の夢や目標を持っている子の割合	17
	I C T環境の整備に関する国が示した目標と横浜市の現状比較	24
施策 2	全国学力・学習状況調査 全国平均と横浜市の差	29
	「理科の勉強が好き」と答えた子どもの割合	29
	横浜市教育振興基本計画と中期学校経営方針等との関係	33
施策 3	横浜の子どもの自己肯定感・規範意識	35
	「Y-P」を活用した校内研修や支援検討会実施率（小中学校）	38
	いじめの年度内解消率（小中学校）	38
	不登校児童生徒の状況	38
施策 4	運動の頻度が「週3日以上」「しない」と答えた割合	43
施策 5	特別な支援を必要とする児童生徒数の推移	51
	横浜市及び周辺特別支援学校（肢体不自由）分布図	54
	外国籍等児童生徒の国籍内訳	55
	日本語指導が必要な児童生徒数	55
	横浜市における特別支援教育の場	57
施策 6	海外留学したいが具体的に決まっていない理由	59
施策 7	教員採用者数の推移	68
	「アイ・カレッジ」入塾者等の推移	68
	「アシスタントティーチャー」配置校の推移	70
施策 8	横浜市教員経験年数構成	73
	教員の指導に望むこと	73
	教職員の休職者の推移	76
施策 9	学校が組織として機能しているか	80
	学校評価結果の公表方法	81
	学校に関する主な人員配置の推移	84
施策 10	各学校教育事務所の所管する学校数	88
	学校教育事務所の行う学校支援が「十分行われている」「行われている」と答えた割合	89
施策 11	学校・地域連携推進の課題	94
	学校運営協議会設置校数推移	95
	隣近所との付き合い方	95
	家庭での教育に自信があるか	97
	横浜市要保護児童対策地域協議会	98
	生活保護・準要保護児童生徒	98
施策 12	建築基準年度別市立小中学校数	103
施策 13	図書館で得たい情報	109

5 パブリックコメントの結果

平成 26 年 8 月 29 日に公表した計画素案の内容について、パブリックコメントを実施しました。

(1) 概要

- ア 実施期間 平成 26 年 9 月 11 日（金）～平成 26 年 10 月 10 日（金）
- イ 素案冊子等の配布 295,000 部（素案冊子 約 2,000 部、概要版 約 293,000 部）
- ウ 配布場所・配布先 各区役所、市民情報センター、図書館、市立学校、P T A、主要鉄道駅等

(2) 募集結果

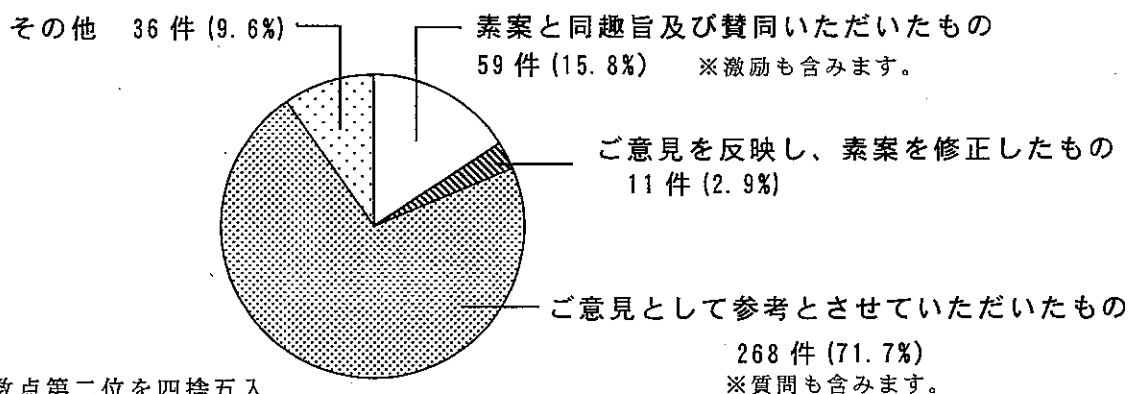
市民の皆様から 125 通・374 件のご意見が寄せられました。

【施策体系別意見数】

施策体系		意見数
第1章 横浜市教育振興基本計画について		0
第2章 横浜が目指すこれからの教育		6
第3章	施策 1 横浜らしい教育の推進	59
	施策 2 確かな学力の向上	26
	施策 3 豊かな心の育成	21
	施策 4 健やかな体の育成	42
	施策 5 特別なニーズに対応した教育の推進	20
	施策 6 魅力ある高校教育の推進	13
	施策 7 優れた人材の確保	16
	施策 8 教師力の向上	18
	施策 9 チーム力を活かした学校運営の推進	51
	施策 10 学校教育事務所の機能強化による学校支援	3
	施策 11 子どもの成長を社会全体で支える体制づくり	21
	施策 12 教育環境の整備	12
	施策 13 市民の学習活動の支援	16
	各施策における達成目標	
計画の進捗管理		0
資料編		0
計画全体に関するご意見		13
その他	① 教育に関するご意見	20
	② 計画との関連が見られないご意見	8
合 計		374

(3) パブリックコメントの対応状況

「通級指導教室の充実について」(3件)に関する意見など11件(2.9%)について、ご意見の趣旨を踏まえ、素案を修正しました。



※割合は、小数点第二位を四捨五入

【パブリックコメントに基づく修正】

項目	いただいたご意見(概要)	考え方・対応
施策4	放射線教育が欠落しているのは重大である。	施策4重点取組2に新たに「健康・安全教育の推進」を盛り込み、放射線教育についても記載することとしました。
施策5	特別な支援を必要とする児童生徒数の増加に合わせ、通級指導教室の拡充をお願いしたい。 (ほか同趣旨のご意見 2件)	施策5重点取組1の取組事業に、通級指導教室の教育環境の充実を盛り込むこととしました。
施策5	特別支援学校における教員配置については、同性支援の徹底を図るため、男女比率の是正を求める。	施策5重点取組1の本文に、児童生徒一人ひとりのニーズに適切に対応するという内容を盛り込むこととしました。
施策5	特別支援学校高等部についての項目が盛り込まれていない。	就労支援など高等部に関する事業は、施策5重点取組1に盛り込んでおりますが、ご意見をいただき、より分かりやすい表記とさせていただきます。
施策9	子どもたちとしっかり向き合う教育活動が十分に行えていない理由に、部活動が負担になっていることが挙げられる。 (ほか同趣旨のご意見 2件)	施策9重点取組3に部活動に関して負担軽減の視点も踏まえて盛り込むこととしました。
施策11	子どもの安全・安心のために警察機関との連携を進めてほしい。 (ほか同趣旨のご意見 1件)	子どもの安全・安心については、施策11等に盛り込んでおりますが、ご意見をいただき、警察等と連携した取組について、施策11重点取組4に盛り込むこととしました。

※ 市民の皆様からいただいたご意見の概要と本市の考え方・対応については、「第2期横浜市教育振興基本計画(素案)に関するパブリックコメントの実施結果」としてとりまとめ、横浜市教育委員会のホームページなどに掲載しています。(市民情報センター及び図書館で冊子を閲覧できます。)

(URL: <http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/vision/kyoshinn.html>)

※ 横浜市では、「横浜市中期4か年計画 2014~2017」の策定にあたって、パブリックコメントを実施しました。「横浜市中期4か年計画 2014~2017」には、教育に関する内容が含まれており、「第2期横浜市教育振興基本計画」とも連動していることから、パブリックコメントで寄せられたご意見も参考とさせていただきます。

6 横浜市中期4か年計画との関連

横浜市中期4か年計画		第2期横浜市教育振興基本計画	
項目	掲載頁	関連施策 重点取組	掲載頁
Ⅲ 未来のまちづくり戦略			
戦略1 『あらゆる人が力を発揮できるまちづくり』戦略			
子育て支援・子ども・若者の成長			
◆たくましく生き抜く力を育む教育と若者の自立支援			
○グローバル人材の育成	16	施策1 重点取組4	21
○中高一貫教育の推進や特色ある高校づくり	16	施策6 重点取組1	59
○県費負担教職員の給与負担等の権限移譲の準備	17	施策6 重点取組2	62
○子ども・若者の社会的・職業的な自立に向けた取組の推進	17	施策9 重点取組4	85
		施策1 重点取組2	17
Ⅳ 基本政策			
施策4 未就学期から学齢期までの子ども・子育て支援			
48			
3 保育・教育を担う人材の確保及び質の向上			
○「横浜版接続期カリキュラム」の充実			
	49	施策1 重点取組1	15
施策5 子ども・若者を社会全体で育むまち			
52			
1 発達の段階に応じたキャリア教育の推進			
○「小中一貫教育推進ブロック」でのキャリア教育実践推進校の指定			
	53	施策1 重点取組2	17
2 学校におけるいじめや不登校等への対応			
○小・中学校へのカウンセラー等の派遣の充実			
	53	施策3 重点取組3	38
4 困難を抱える子ども・若者への支援			
○支援を必要とする家庭に育つ小中学生に対して、学校との連携を図りながら、学習支援を充実			
	53	施策11 重点取組4	98
5 学校と家庭と地域との連携の推進			
○学校・地域コーディネーター配置校			
	53	施策11 重点取組1	94
施策6 児童虐待・DV被害の防止と社会的養護体制の充実			
54			
1 児童虐待防止に向けた取組			
○学校等をはじめ地域における児童虐待防止のためのネットワークづくり			
	55	施策11 重点取組4	98
施策7 未来を担う子どもたちを育成するきめ細かな教育の推進			
56			
1 グローバル化に対応した教育等の充実			
○横浜市立高校海外大学進学支援プログラムの実施			
○中学校への民間教材の導入			
	56	施策6 重点取組1	59
	56	施策1 重点取組4	21
2 確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成			
○横浜市学力・学習状況調査の実施			
○体力・運動能力調査の実施			
○学校司書全校配置			
	56	施策2 重点取組3	31
	56	施策4 重点取組1	43
	56	施策2 重点取組1	27
3 特別なニーズに対応した教育の推進			
○効果的なICT活用に向けた研究校の指定			
○非常勤講師及び外国語補助指導員の配置			
	57	施策5 重点取組1	51
	57	施策5 重点取組3	55
4 教員の確保・育成			
○大学等との連携・協働			
○教員の海外研修派遣			
○教員の企業等研修派遣			
	57	施策7 重点取組2	70
	57	施策8 重点取組2	75
	57	施策8 重点取組2	75
	57	施策8 重点取組2	75
5 横浜らしい中学校昼食の実現			
○全中学校でのバランスのとれた温もりのある昼食の提供			
	57	施策4 重点取組2	45

横浜市中期4か年計画		第2期横浜市教育振興基本計画	
項目	掲載頁	関連施策 重点取組	掲載頁
IV 基本政策			
施策7 未来を担う子どもたちを育成するきめ細かな教育の推進	56		
6 特色ある市立高校づくり ○中高一貫教育校の開校 ○キャリア教育コーディネーター又は進学指導アドバイザーの派遣	57	施策6 重点取組2	62
7 児童生徒急増地域への対応 ○児童生徒急増地域での校舎の増築や学校の分離新設		施策6 重点取組3	64
8 より良い教育環境の整備 ○特別教室(図書室、理科室、美術室、調理室)への空調設備の設置 ○教職員が教育活動に専念できるよう業務負担を軽減する取組を推進		施策12 重点取組2	105
(コラム) 横浜市民の読書活動の推進に関する条例	58	施策12 重点取組1	103
施策9 災害に強い人づくり・地域づくり(自助・共助の推進)	62	施策13 重点取組1	108
2 防災教育の充実 ○防災教育の推進 ○防災ヘルメット等の配備	63	施策1 重点取組3	19
施策10 災害に強いまちづくり(地震・水害等)	64	施策12 重点取組1	103
4 建築物の耐震対策 ○市立学校の耐震化率	65		
施策14 障害児・者福祉の充実	72		
3 学齢障害児支援の拡充 ○相談支援体制の拡充	73	施策5 重点取組1	51
4 就労支援施策の推進 ○一般就労を目指す生徒に対する実習先開拓や職場定着支援		施策5 重点取組1	51
5 障害児・者施策の充実 ○市立特別支援学校の再編整備		施策5 重点取組2	54
施策17 スポーツで育む地域とくらし	78		
6 オリンピック・パラリンピックに向けたスポーツ振興 ○オリンピック・パラリンピック出場経験者の小・中学校への招へい	79	施策4 重点取組3	46
施策21 グローバル都市横浜の実現	90		
4 世界を目指す若者応援基金の活用による高校生の留学支援 ○「横浜市世界を目指す若者応援基金」の活用による高校生の留学支援	91	施策6 重点取組1	59
施策24 文化芸術創造都市による魅力・活力の創出	96		
2 子どもたちをはじめとする次世代育成 ○芸術文化教育プログラム推進事業 学校プログラムの実施	97	施策3 重点取組4	40
施策31 公共施設の保全・更新	110		
1 施設毎の保全・更新計画の策定・推進	111	施策12 重点取組1	103
2 点検の充実・強化			
3 着実な保全・更新工事の推進			
4 保全・更新の取組を推進するための環境整備			
VI 大都市制度	156		
移譲される事務権限の例 ○市立小中学校等の教職員給与負担等	157	施策9 重点取組4	85

7 用語解説 (50音順)

本文中の脚注及び事業名称等の用語解説です。

あ行

I C タグ (P109、110)

現在のバーコードシールに替わることで、貸出手続き作業の大幅な省力化につながる蔵書管理番号を記録した非接触型タグ。

I C T

(P3、10、13、14、23、24、50、52、53、80、83、84)

Information and Communication Technology の略 (情報通信技術)。

I C T 学習よこはまスタンダード (P23)

横浜の次代を担う子どもの情報社会を生き抜く能力の育成を目標とした指導のための学習内容の系統表。

アシスタントティーチャー (P70、82、83、84)

小中学校等の児童生徒の教育活動を支援するため、学校に派遣される教員志望の学生ボランティア。

e ラーニング (P74、83)

ウェブ上で必要な知識等を学習できるシステム。

イングリッシュ・キャンプ (P21)

ネイティブスピーカーと英語を使って過ごすことで、『生きた英語』を学び、国際感覚を磨く、英語漬けの体験学習。

インクルーシブ教育 (P52)

一人ひとりの子どもの持てる能力や可能性を最大限に伸ばすことを目的として、障害のある子どもとない子どもとが、可能な限り同じ場で教育を受けられるようにしようとする考え方。

A E T (P22、82、83、84)

Assistant English Teacher の略 (英語指導助手)。児童生徒が直接コミュニケーションを図る機会を設けるために、市立学校に配置している英語のネイティブスピーカー。

O J T (P7、66、72、73、74、77)

On the Job Training の略 (日常の業務を通じた職場教育)。

親の交流の場づくり事業 (P97、100)

子育ての悩みを抱える保護者が気軽に相談・交流でき、拠り所となる「場」をつくる事業。

か行

海外大学進学支援プログラム (P6、60)

海外大学進学を希望する市立高校生向けの支援プログラム。

学力向上アクションプラン (P31、33)

「横浜市学力・学習状況調査」の結果等をもとに、自校の子どもの状況等を踏まえて作成した、学力向上に向けた具体的な目標や取組。

学校運営協議会 (P39、81、94、95)

保護者や地域住民と学校が一体となって学校運営の改善を図ることを目的として、学校ごとに設置された組織。

学校運営サポート事業 (P7、88、89、90)

学校運営上の課題の解決を目指し、地域課題に応じて学校教育事務所が企画・運営する事業。

学校課題解決支援チーム (P88、89)

学校だけでは解決が困難な課題に対応するため、教育・心理・医療・法律等の専門家から編成する支援チーム。

学校経営推進会議 (P80)

校長の学校経営力を高め、安定した学校経営に取り組みめるよう、教育委員会が支援する区ごとの会議。

学校サポートデスク (P24、83)

学校に配当された I C T 機器やアプリケーションに関する設定やトラブル等をサポートする窓口。

学校支援活動事業 (P94、95)

「学校・地域コーディネーター」が中心となり、「学校支援ボランティア」の活動等を学校と連携して企画・実施する事業。

学校支援ボランティア (P93、94、95)

学校を支援する活動を行う保護者や地域住民のボランティア。

学校自主企画事業 (P7、88、89)

学校教育事務所が教育の質の向上に向けて各学校で企画・運営する取組を募り、支援する事業。

学校情報公開指標 (P81)

学校が説明責任を果たす観点から、学校が情報公開すべき項目をまとめたもの。

学校・地域コーディネーター (P94、95、100)

地域が学校を支援する仕組みづくりを進めるため、学校と地域のボランティアとを結ぶ役割を担う人材。

学校評価ガイド (P81、86)

小・中・特別支援学校が目指す学校評価のあり方を示したものの。

キャリア教育 (P7、13、14、17、18、25、62)

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための教育。

キャリア教育コーディネーター (P64、65)

地域社会の教育資源と学校とを結びつけ、生徒の多様な能力を活用する場を提供することを通じ、キャリア教育の支援を行う専門家。

教育支援隊 (P95)

学校のニーズに応じて派遣される、地域人材や教職員OB等の様々な知識や技能を有するボランティア。

共通物品制度 (P83、86)

各学校共通で使用する物品のうち、総括購入が有利であると認められるものを一括で管理する制度。

国際交流ラウンジ (P55、56、89)

市内在住の外国人向けの生活情報提供、相談の多言語による実施や通訳ボランティアの派遣、日本人との交流活動等を行う施設。

子どもの社会的スキル横浜プログラム

(Y-P) (P34、38、39、41)

子どもがいじめ問題や日常生活の様々な問題を自らの力で解決できるよう年齢相応の社会的スキルを育成することを目的として開発した「指導プログラム」と、学級や個人の社会的スキルの育成の状況を把握し、改善の方法を探る「Y-P アセスメント」からなる横浜独自のプログラム。

さ行

児童支援専任教諭 (P12、16、38、82、83、84、99)

小学校において、いじめや不登校、発達障害等の課題に対応するため、児童指導の学校内での中心的役割や関係機関及び地域との連携窓口を担う教諭。(「特別支援教育コーディネーター」を兼務。)

指導主事

(P30、37、44、52、70、74、78、80、88、89、90、91)

教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する、教育委員会事務局におかれる職。

ジュニアトリエンナーレ (P40)

横浜トリエンナーレ開催に合わせて実施する芸術文化教育事業。

小1プロブレム (P97)

入学したばかりの1年生の教室において、集団活動ができない、授業中に座ってられない、先生の話を受けない、物事をすぐにあきらめてしまう、など学校生活にうまく適応できない状態が続く学級として機能しないこと。(日本発達心理学会2008.9)

小中一貫型カウンセラー (P16、38、39、83、85、86)

中学校と同一学区にある小学校へ同じカウンセラーを派遣する横浜独自の制度。

小中一貫カリキュラム (P14、15、16)

義務教育9年間の子どもの学びの連続性を図るために編成されるカリキュラム。

小中一貫教育推進ブロック

(P12、15、16、19、25、29、31、36、81、96)

中学校区を基本として設置する「横浜型小中一貫教育」を進める基本的な単位。(26年度 142ブロック)

CMS (P81)

Contents Management Systemの略。

スーパーイングリッシュプログラム (P21、25)

中学校に配置されたAETを活用して、生徒と複数のAETとのグループディスカッションなどを行う授業。

スーパーグローバルハイスクール (P60、62)

語学力とともに幅広い教養や問題解決力等の素養を備え、将来国際的に活躍できるリーダーを育成するために文部科学省が指定した高校。

スーパーサイエンスハイスクール (P62)

理数系教育に重点を置き、国際的な科学技術人材を育成するために文部科学省が指定した高校。

スクールサポート事業 (P83)

支援が必要な児童生徒が在籍するため、教員一人では運営が困難な学級に非常勤講師を配置する事業。

スクールソーシャルワーカー (SSW)

(P82、84、86)

不登校・発達障害等の問題の解決に向けて福祉的な視点で支援を行うとともに、関係機関との連携調整を図る専門職。(学校教育事務所に配置)

スタートカリキュラム (P15、16)

小学校で徐々に学校生活に慣れ、意欲的に教科等の学習に移行できるように工夫した、小学校入学期のカリキュラム。

生徒指導専任教諭 (P16、99)

中学校において、暴力行為やいじめ、不登校などの諸課題に対応するため、校内の生徒指導の要となり、教育相談活動の推進や地域・関係機関との連携を図るなど、生徒指導体制を推進する教諭。昭和48年度から全中学校に配置。

ソーシャルワーカー (P76)

教職員健康相談室に従事している教職員のメンタルヘルス相談員。

た行

体育・健康プラン (P10、33、42、43)

体育・健康に関する指導の全体計画で、小中学校各校の実態を踏まえ作成するプラン。

体力向上1校1実践運動 (P43)

「体育・健康プラン」に基づく、自校の特色を活かした体力向上の取組。(小中学校全校)

地域交流室 (P95、100)

学校と地域の交流や連携を推進するため、保護者や地域住民による学校支援活動の拠点となる校内のスペース。

チームティーチング (P27)

学級(教科)担任の授業にチームを組む他の教員が入ったり、数名の教員がチームを作り、指導計画の作成・授業の実施・教育評価等に協力して取り組む指導方法及び形態。

中期学校経営方針 (P7、33、80、81、86)

学校教育目標の達成に向けた3年間の学校経営方針及び取組等を示したものの。

統括校長 (P80)

各区の「学校経営推進会議」を主宰し、校長の学校経営力の向上や、区域内の校長相互の協力体制を構築するなどの役割を担う校長として、今日お郁長が指名した者。

登校支援アプローチプラン (P38、39)

学校が登校支援を行うため、不登校児童生徒の状況や地域の特性を踏まえて個別に作成するプラン。

道徳教育推進教師 (P35、36)

道徳教育全体計画の作成や、保護者・地域との連携体制の整備等に取り組むため、小・中・特別支援学校の主幹教諭から選任した教師。

読書活動活性化拠点校 (P30)

学校図書館の機能を活用し、読書活動を充実させ、授業改善を推進する学校。

特別支援教育コーディネーター (P52、53)

各学校の特別支援教育の充実に向け、校内委員会の企画運営や校内支援体制の整備等について中心的な役割を担う教員。

図書館サービスポイント (P109、110)

市立図書館以外の場所で、インターネット予約された図書館の本の貸出返却ができる場所。(26年度現在、東戸塚、二俣川に図書取次カウンターを設置。)

は行

はまっ子学習ドリル・検定システム (P27、28)

小学校1年生から中学校3年生までの基礎的・基本的な知識・技能に関する問題や、これを活用する問題をインターネットから取り出して利用できるシステム。

はまっ子スポーツウェーブ (P46、47)

児童を対象とした4つの大会(体育大会、水泳大会、球技大会、体育実技発表会)の総称。

はまっ子読書ノート (P27)

毎年小学校1年生に配付している読書活動啓発のための冊子。

ハートフルフレンド (P39)

ひきこもりがちな児童生徒の家庭に大学生等を派遣し、話し相手や遊び相手となることで状態の緩和等を図る支援制度。

ハートフルスペース (P39)

登校はできないものの外出はできる児童生徒に対して、創作活動・スポーツ体験活動等を通し、再登校に向けた相談や支援を行う適応指導教室。(26年度現在4か所に設置)

ハートフルルーム (P39、41)

登校はできないものの外出はできる児童生徒が、支援員等との活動を通し、再登校に向けた基本的な生活・学習習慣を身に付けるための支援を行う相談指導学級。(26年度現在8か所に設置)

PDCAサイクル (P10、42、43、81、114)

Plan(計画)-Do(実施)-Check(評価)-Action(改善)を繰り返し、継続的に取組を検証・改善するサイクル。

母語支援サポーター (P55)

日本語指導が必要な児童生徒の母語を用いて、生活適応支援や学習支援を行うボランティア。

ま行

まちとともに歩む学校づくり懇話会 (P94)

開かれた学校づくりのため、学校の状況を地域住民に周知し、相互に意見交換を行うための懇話会。

メンターチーム (P72、73、74、82、88)

経験の浅い教員に対し、先輩教員や中堅教員が助言者となり、組織的に校内での人材育成を図るシステム。

メンタルヘルスセルフチェック (P76、77)

個々の教職員が心身の健康状態を自己判定し、ストレス要因に気付くことを目的とした取組。

や行**夜間学級 (P56)**

中学校の課程を修了していない学齢超過者で、課程の修了を希望する市民等のために中学校に設置した学級。(蒔田中学校に設置)

「豊かな心の育成」推進プラン (P33)

各学校が、児童生徒の実態に即し、「豊かな心の育成」に向けて作成する具体的な目標や取組。

要保護児童対策地域協議会 (P98、99)

要保護児童等(虐待を受けている子ども等)の早期発見や適切な保護のため、関係者や関係機関が円滑に連携していくことを目的とした協議会。(児童福祉法第25条の2)

よこはま学援隊 (P95)

学校の校舎・校門や通学路の安全管理等の活動を行う、保護者や地域住民のボランティア。

横浜型小中一貫教育 (P10、12、14、15、105)

義務教育9年間の連続性のあるカリキュラムに基づき、学力向上と児童生徒指導上の課題解決を図るための教育。

横浜教育支援センター (P38)

「ハートフルフレンド」「ハートフルスペース」「ハートフルルーム」において実施する社会的自立に向けた支援の総称。

横浜市学力・学習状況調査

(P7、10、26、27、29、31、32、33)

児童生徒の学習状況について、分析的・総合的に把握し、教育施策に活用するとともに、学力向上に活かすために本市独自に毎年実施する調査。〔教科調査〕小学校1～2年生：国・算、小学校3～6年生：国・社・算・理、中学校：国・社・数・理・英、【生活・学習意識調査】全学年)

横浜市立学校管理職人材育成指針 (P80)

新たに登用される管理職を早期に育成し、信頼される学校づくりを推進するために、求める管理職像や資質・能力等を示した指針。

『横浜の時間』(P14、17、18)

総合的な学習の時間に各教科等を結びつけた学習。

横浜版学習指導要領 (P15、16、25)

国の学習指導要領を踏まえて作成した、“横浜の子ども”を育むための教育課程編成の指針。

横浜マイスター (P7、18)

技能・技術の継承や普及等の活動を行う、市内在住の手仕事・手作業主体の卓越した技能職者。(本市が選定)

寄り添い型学習等支援事業 (P7、98、99)

生活保護世帯及び経済的困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ児童生徒等に対して行う学習等の支援事業。

ら行**理科支援員 (P29、30、33、82、83、84、103)**

小学校の理科で、観察・実験の準備・補助・助言等を行う非常勤職員。

理科実験観察支援員 (P30、83)

中学校の理科で、観察・実験の支援を行う非常勤職員。

レファレンスサービス (P109)

図書館の資料を使って調べものや資料・情報探しの支援を行うサービス。

わ行**Y-P アセスメント (P39)**

「子どもの社会的スキル横浜プログラム(Y-P)」にて記載。

Y-P Zuzie (Y-Pズージー) (P39)

「Y-Pアセスメント」の結果を活用し、複数の教員で児童生徒の支援方法を検討していくためのアプリケーション。

ゴシックの数字は、脚注が記載されているページ番号。



横浜市教育委員会事務局 教育政策推進課

平成 26 年 11 月 21 日

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電 話 045-671-3243

FAX 045-663-3118

電子メール ky-box@city.yokohama.jp

URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/vision/kyoshinn.html>